

寒川町総合計画
「さむかわ2020プラン」
前期基本計画(平成14年度～平成21年度)
検証報告書

企画政策部企画調整担当

目 次

1 . はじめに	1
2 . 検証実施の趣旨	1
3 . 検証の考え方	2
4 . 施策検証の対象と取りまとめの流れ	3
5 . 施策の検証	6
第1章 快適でにぎわいのあるまちづくり	6
第1節 連携を考えた交通環境の整備を進めます	
第2節 快適な生活環境の整備を進めます	
第3節 魅力ある市街地の整備を進めます	
第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり	18
第1節 水とみどりの保全と活用を進めます	
第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます	
第3章 安心して生きがいのあるまちづくり	26
第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます	
第2節 心のかよいあう福祉を充実します	
第3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します	
第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	43
第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します	
第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます	
第3節 地域の文化活動を進めます	
第5章 魅力ある産業と活力のあるまちづくり	57
第1節 まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります	
施策の推進に向けて	62
3つの重点プロジェクトの検証	69
6 . 参考資料	89
7年間の事業費の集計	
事業費の推移（決算ベース）	
平成20年度市町村普通会計決算の状況（神奈川県資料より抜粋）	

1 . はじめに

急速な少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来、さらには第二次地方分権改革がスタートするなど、市町村を取り巻く環境は著しく変化してきています。

特に地方分権一括法の施行を契機に、様々な分野で地域の実情や住民ニーズを踏まえた独自のまちづくりを展開することになり、限られた財源のなかで、最大の行政サービスを提供しなければならず、市町村は非常に厳しい財政運営を迫られています。

寒川町では、平成18年11月に総合図書館のオープン、平成19年4月には自治基本条例を施行するなど、町独自の事業展開を図ってきましたが、町財政は依然として厳しく、今後もさらに自主財源の拡充と事業の見直しを図っていく必要があります。

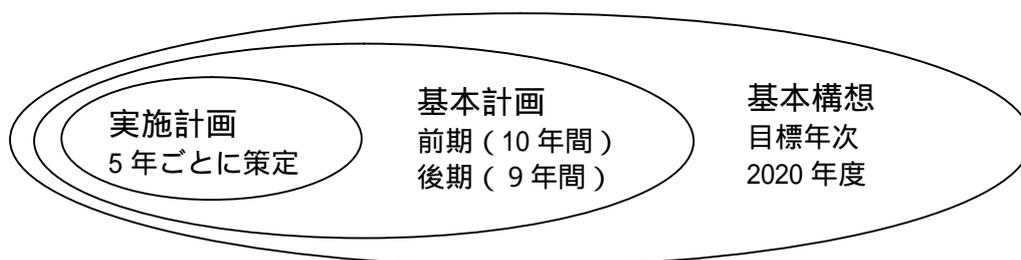
2 . 検証実施の趣旨

寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」は、21世紀を展望した新たな長期ビジョンとして平成14年度に策定され、基本計画は前期10年間（平成14年度～平成23年度）と後期9年間（平成24年度～平成32年度）に分かれています。

また、実施計画は5年ごとに策定することになっており、平成19年度より第2次実施計画がスタートしています。

そこで、基本計画の前期10年間のうち8年が経過しようとしている現在、この8年間を検証（評価）し、それを明らかにすることによって行政と住民とが共通の認識を持ち、今後の行政運営、施策展開に活かしていきたいと考えております。また、後期基本計画策定の基礎資料とするものです。

（寒川町総合計画・さむかわ2020プラン「総合計画のしくみ」）



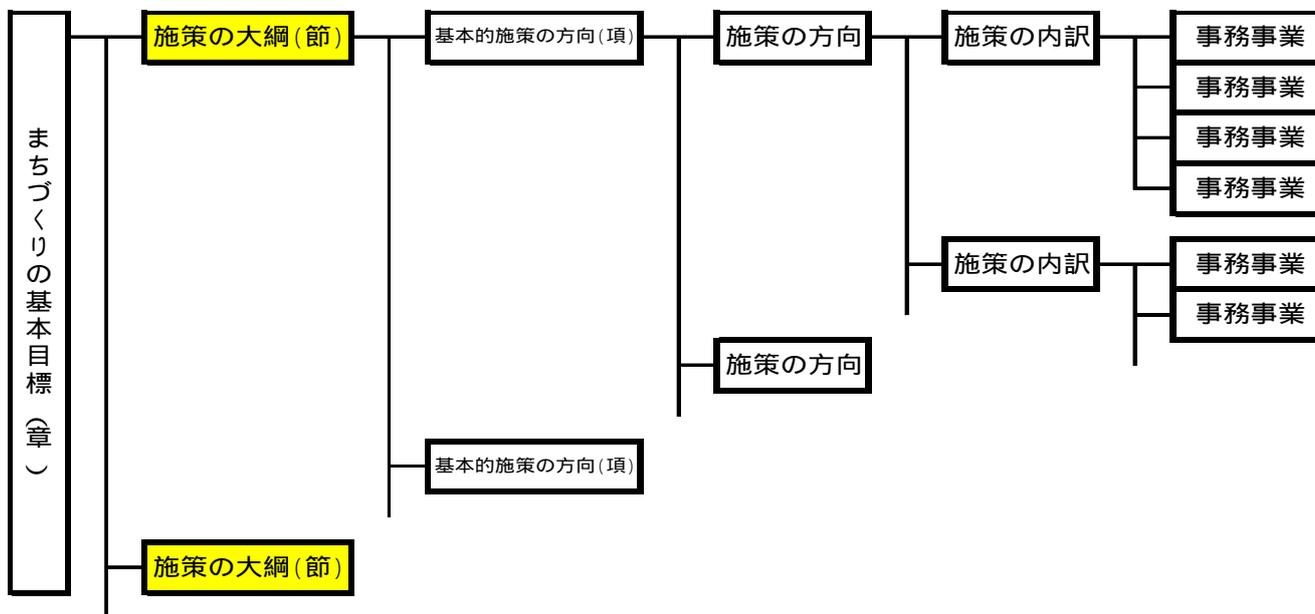
3 . 検証の考え方

- ・「前期基本計画」の前期8年間の検証を通じて、今後のまちづくり、行政運営の改善を図るため、施策レベルでの「マネジメント・サイクル=計画(Plan) 実行(Do) 評価(Check) 改善(Action)」を確立するものとします。
- ・「前期基本計画」の前期8年間の検証は、施策の推進における現状と課題を把握し、施策の推進に向け、今後どのような方向に展開すべきかを検討するものとします。
- ・主な成果と課題の把握に当たっては、現時点においてどのような状況の変化が生じているか、事業内容を分析し整理をするものとします。
- ・分析に当たっては、事務事業評価、時代や社会の要請、日常業務での町民の意見や要望等を踏まえたものとします。
- ・最終的な取りまとめとして、前期基本計画の前期8年間に取り組んだ施策を総合的に検証し、今後町が取り組むべき施策の基礎資料とします。

4 . 施策検証の対象と取りまとめの流れ

< 検証の対象 >

寒川町の総合計画の政策体系は、次のように6つの階層から構成されており、このうち「施策の大綱(節)」を対象とし取りまとめました。(表 施策一覧：参照)



< 取りまとめの流れ >

取りまとめは各課等から出された評価シートを基に企画調整担当において、政策体系の「施策の方向」ごとに評価、分析し、それらを「施策の大綱(節)」ごとに検証した「施策の検証」(13項目)として作成しました。

評価シート	各課等において、政策体系の「施策の方向」ごとに町の状況や課題、成果などの情報を整理し分析を行いました。
施策評価調書	企画調整担当において、担当から提出された各評価シートに基づいて、「施策の方向」ごとに評価、分析を行い施策の方向性を示しました。
施策の検証	施策評価調書を基礎資料として、政策体系の「施策の大綱(節)」ごとに検証を行い、8年間の主な成果、主な課題、今後の方向性などを取りまとめました。

表 施策一覽

基本目標(章)	施策の大綱(節)	基本的施策の方向(項)	施策の方向	
1. 快適でにぎわいのあるまちづくり	1. 連携を考えた交通環境の整備を進めます	1. 交通体系の整備	1. 道路網の整備	
			2. 公共交通網の整備	
	2. 快適な生活環境の整備を進めます	1. 公園・緑地の整備	1. 公園・緑地の整備	
		2. 下水道・河川の整備	1. 公共下水道の整備	
			2. 河川の整備	
	3. 魅力ある市街地の整備を進めます	3. 生活環境の向上		1. 環境美化の推進
				2. 良好な住環境の整備
				3. 情報通信基盤の整備
			1. 市街地環境の整備	1. 土地利用の適正化
			2. 中心市街地の整備	
		3. ツインシティ倉見地区の整備		
		4. さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備		
2. 環境と共生したうるおいのあるまちづくり	1. 水とみどりの保全と活用を進めます	1. 緑化の推進	1. 緑の保全と推進	
			2. 水辺空間の創造	
	2. 環境にやさしいまちづくりを進めます	1. 環境共生の推進	1. 環境施策の総合的推進	
			2. 地球環境の保全	
			3. 公害の防止	
	3. 廃棄物の適正処理	2. 資源の有効活用の推進	1. リサイクル活動の推進	
			2. エネルギー対策の推進	
		1. ごみの収集処理対策の推進		
		2. し尿の収集処理対策の推進		
3. 安心して生きがいのあるまちづくり	1. 明るく生きがいのある健康づくりを進めます	1. 健康づくりの推進	1. 健康づくりの推進	
			2. 健康づくりの支援	
		2. 保健・医療の充実	1. 地域保健の充実	
			2. 地域医療の充実	
		3. 社会保障制度の推進	1. 国民健康保険制度の推進	
			2. 老人保健制度の推進	
	2. 心のかよいう福祉を充実します	3. 介護保険制度の推進		
		4. 国民年金制度の推進		
		1. 地域福祉の充実	1. 地域福祉活動の充実	
		2. 高齢者福祉の充実	1. 高齢者対策の充実	
	3. 児童福祉の充実	1. 子育て環境の充実		
	4. 障害福祉の充実	1. 障害福祉の充実		

基本目標(章)	施策の大綱(節)	基本的施策の方向(項)	施策の方向
3. 安心して生きがいのあるまちづくり	3. 安心して暮らせるまちづくりを充実します	1. 防災対策の充実	1. 防災対策の充実
		2. 消防・救急体制の充実	1. 消防体制の充実 2. 救急救助体制の充実
		3. 交通安全・防犯対策の充実	1. 交通安全対策の充実 2. 防犯対策の充実
		4. 地域活動の推進	1. 地域コミュニティの充実 2. ボランティア活動の促進 3. 消費生活の向上
		5. 共に支え合う地域社会の実現	1. 男女共同参画社会の実現 2. 平和で平等な社会の実現
4. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	1. ふれあいのある生涯学習を充実します	1. 生涯学習の推進	1. 生涯学習活動の推進
		2. スポーツ・レクリエーション活動の推進	1. スポーツ・レクリエーション活動の推進
	2. 豊かな心をはぐくむ教育を進めます	1. 家庭教育・学校教育の推進	1. 家庭教育の推進 2. 学校教育の推進
		2. 青少年の育成	1. 青少年活動の推進
	3. 地域の文化活動を進めます	1. 地域文化の振興 2. 地域間交流の推進	1. 文化活動の推進 1. 地域間交流の推進
5. 魅力ある産業と活力のあるまちづくり	1. まちの特性を生かしたふるさととの想像を図ります	1. 商業の振興	1. 商業の活性化の推進
		2. 工業の振興	1. 工業の振興
		3. 農業の振興	1. 都市型農業の推進
		4. 勤労者対策の充実	1. 就労環境の充実
		5. 観光の振興	1. 観光対策の推進
施策の推進に向けて		1. 町民参加のまちづくりの促進	1. 町民参加の推進 2. 情報提供・公開の推進
		2. 広域行政の推進	1. 広域行政の推進
		3. 効率的な行財政運営の推進	1. 行政改革の推進 2. 地方分権の推進
			3. 計画的・効率的な行財政運営の推進

5 . 施策の検証

第 1 章 快適でにぎわいのあるまちづくり

第 1 節 連携を考えた交通環境の整備を進めます

- 第 1 項 交通体系の整備
- 施策名 道路網の整備
- 公共交通網の整備

2020 プラン策定時の状況

道路網の整備

本町の幹線道路網は、県道相模原茅ヶ崎線を始めとする 4 路線の県道等で構成されている。

さがみ縦貫道路が相模川沿いに整備中であり、町内には 2 カ所のインターチェンジが計画されており、インターチェンジに接続する道路では、交通量の大幅な増加が予想されている。

平成 10 年に湘南銀河大橋が完成し、神川橋に加えて本町と周辺市町を東西に結ぶ重要な路線になっている。しかし、橋へ向かう道路の混雑は残っており、生活道路への通過車両の流入も目立っている。

町道は、すべての人が安心して利用できる道路・歩道整備が求められているが、現状は維持管理が主体となり、整備が立ち後れている状況にある。

公共交通網の整備

相模線複線化、いずみ野線延伸について、要望活動を主に展開を図っているが、運行本数等利便性が低い状態が続いている。

神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会では、新駅誘致の早期実現に向けた取り組みを行っている。

バス路線の輸送力では、町内で帰結する単独路線はなく、路線構成等の問題により利便性が低く、利用状況も悪いため、国の規制緩和によりバス利用の少ない路線の廃止が予測される。

高齢者や障害者が安心して利用できるよう、交通施設等のバリアフリーが求められている。

主な成果

道路網の整備

国県道の整備は、関係機関との調整、周辺自治体と連携・協力のもと、早期整備に向けた要望活動を継続している。さがみ縦貫道路については、田端から倉見まで順次整備が進んでおり、湘南銀河大橋へ向かう藤沢大磯線は一部暫定供用を開始し、少しずつではあるが整備が進み町民の利便性が図られてきている。

町道においては、平成 8 年度から町道宮山倉見 13 号線の拡幅工事を進めるなど、道路網の整備を推進している。

通学路や歩行者等の利用頻度の多い路線の舗装化を進め、隣接住民や通行者の利便性・安全性が向上した。

都市計画道路の見直しについては、神奈川県策定の「都市計画道路の見直しのガイドライン」に基づき見直し、対象路線の選定、必要性の検証、周辺自治体と進捗状況等の調整を行った。

学校や公共施設等に係る歩道整備や緑のラインの歩行者通行帯を確保した。

公共交通網の整備

バス路線撤退による交通不便地域などを対象にコミュニティバスの試験運転を平成 15 年 1 月から開始。検討を重ねた結果、平成 21 年 10 月より 3 ルートによる本運行を実施した。

平成12年に交通バリアフリー法が施行されたことにより、町では具体的な取り組みとして、平成18年に寒川駅南口と駅構内にエレベーターとエスカレーターを設置し、高齢者や障害者の方が安心して利用できるようになるなど、利用者の利便性向上を図った。公共交通網の整備は、これまでの要望活動により、JR東日本が自らJR相模線の活性化に向けた調査を実施。また、東海道新幹線新駅誘致については、本事業に対する成果は十分ではないものの、要望活動の継続実施や厳しい財政状況での最大限の積立てを実施するなど一定の取り組みを行った。

主な課題

道路網の整備

周辺自治体との広域的なネットワークを形成する幹線道路の整備促進をより一層推進することが必要であり、町民の期待する道路網の整備を長期的視点に立って積極的に推進する必要がある。特にさがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと東西方向を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、県や町民、企業等と調整を行い計画の具体化を早期に図る必要がある。

町道における狭隘道路（4m未満）は現在、建築基準法に基づきセットバックした部分から順次整備を進めているので、道路の幅員が不揃いとなり路面排水処理などの整備が進まない状況である。（現在簡易舗装等の一部実施を検討）

町道の整備は、安心安全の面から特に歩道の設置について要望が多くなっている。歩道整備は、車両通行帯と歩行者通行帯の完全分離が理想だが、歩道用地の確保には、隣接地権者の協力や事業費確保が必要であるため、整備が進まない。

町道の維持管理は、老朽化した舗装の打ち換え等の必要な道路が増加しているため、維持補修の重要性が高まっている。

公共交通網の整備

公共交通網の整備増強やバリアフリー化に向けた取り組みは、各事業者への要望活動を主に行っているのが現状であり、事業実施は各事業者に頼るしかない。

相模線複線化の早期整備は、現状では難しいことから、行き違い施設の整備による輸送力増強が望まれる。

コミュニティバス運行については、現状では大幅な利用者増強が見込めず、費用対効果の面からも運行内容等の検討が必要である。

町内の観光資源等を活用したまちづくりや企業誘致による通勤者の増加を図るためにも、公共交通の利用促進を図ることが必要である。

東海道新幹線新駅要望活動に対するJR東海からは、積極的な回答は得ていないが、リニア中央新幹線の開業により、現在の東海道新幹線の稠密なダイヤの改善が図られることから、新駅設置は十分可能性があると考えられる。

町道の状況（単位：m）

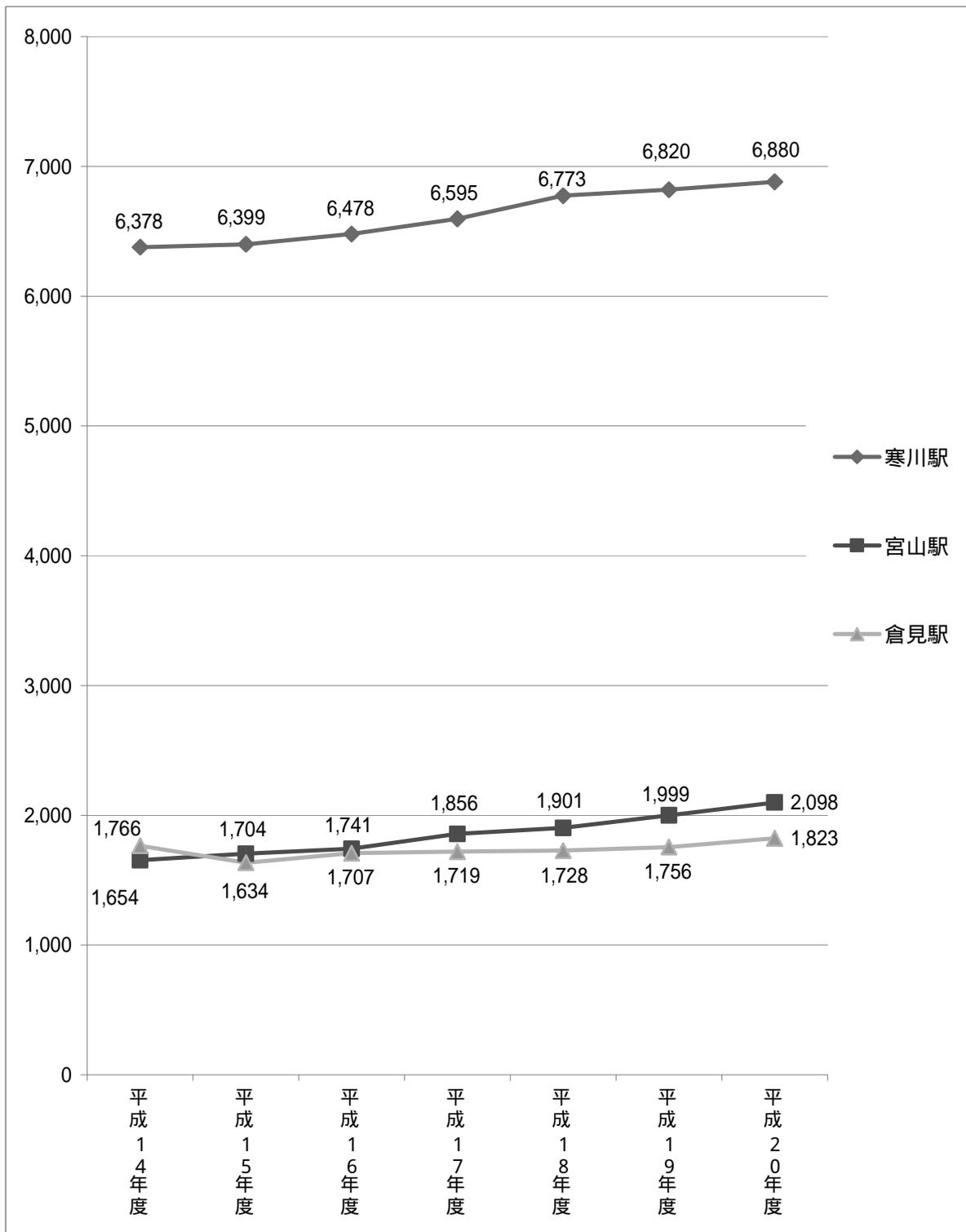
		平成13年4月1日現在	平成21年度末現在
道路総延長		187,765	194,842
実延長		183,867	189,689
幅員	4.0m以上	129,795	142,410
	4.0m未満	54,072	47,279
種類別	道路延長	183,147	188,956
	橋りょう延長	720	733
	トンネル	-	-
路面別	セメント系	744	1,032
	アスファルト系	145,361	155,766
	砂利道	37,762	32,891
歩道設置延長		24,724	28,100

町内都市計画道路の整備状況（単位：m）

路線名	町内延長	幅員	平成13年4月1日現在	平成20年度末現在
さがみ縦貫道路	6,250	21	0	0
藤沢大磯線	1,350	25	870	870
中海岸寒川線	3,280	15	1,510	1,800
柳島寒川線	5,770	16	5,770	5,770
東海岸寒川線	1,040	12	100	100
寒川下寺尾線	1,910	12	1,540	1,910
計	19,600		9,790	10,450

各駅の1日当たりの平均乗客数(出典:JR東日本旅客鉄道株式会社ホームページより)
(単位:人)

年度	寒川駅	宮山駅	倉見駅
平成14年度	6,378	1,654	1,766
平成15年度	6,399	1,704	1,634
平成16年度	6,478	1,741	1,707
平成17年度	6,595	1,856	1,719
平成18年度	6,773	1,901	1,728
平成19年度	6,820	1,999	1,756
平成20年度	6,880	2,098	1,823



町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
1111 道路網の整備	60 12.24%	157 32.04%	119 24.29%	80 16.33%	56 11.43%	18 3.67%	490 100.00%	2.526	
1112 公共交通網の整備	43 8.78%	98 20.00%	126 25.71%	154 31.43%	51 10.41%	18 3.67%	490 100.00%	2.929	

今後の方向性

道路整備の推進

さがみ縦貫道路をはじめとする主要幹線道路は、広域的なネットワークを形成するためにも重要であることから、周辺自治体と連携し、国及び県に対する要望活動を継続していく。

さがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと東方向を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、ツインシティ倉見地区のまちづくりにおいても重要な幹線道路となることから、生活環境等に配慮した上で、早期整備への協力を県へ要望していく。

町道整備については、これまで整備された町道の多くが、舗装や側溝の老朽化により安全面での危惧が生じている。今後は計画的な維持管理を図るため、維持管理計画に基づき、財源確保をしながら利便性の向上と安全を図る。また、寒川町幹線町道将来計画は、策定から10年以上が経過しているため、見直しを図り安全面での緊急性などの視点から整備を進めていく。

都市計画道路の見直しについては、必要性の検証等の結果に基づき、対象路線について、見直し方針を策定していく。

ユニバーサルデザイン、安心安全、バリアフリーの道路整備を推進しつつも、歩道用地確保が厳しいなか、暫定的にでも、通学路のグリーンライン等については継続的な整備を図る。

公共交通機関のあり方

相模線やバスなど公共交通機関の利便性の向上は、より豊かな町民生活を送る上でも必要不可欠である。相模線については、利用者の増加が見込まれる中で、今後とも行き違い施設の整備や運転本数の増便など、相鉄いずみ野線延伸など積極的・継続的に関係機関へ要望活動により鉄道輸送力増強を図る。併せて、バス事業者に対して路線の維持、増便の要望活動を進める。また、寒川駅については、バリアフリー化が進められているが、車社会、高齢化社会に対応した整備の推進を図り、人にやさしいまちづくりに取り組んでいく。

コミュニティバスのあり方や運行等の検討を行う。

交通需要マネジメント調査・分析を行い、町内の交通体系を検討する。

JR 東海のリニア新幹線開業に向けた動きを把握しつつ、それに伴う東海道新幹線新駅の早期実現を目指す。

駅周辺等における駐輪施設の確保・運用の継続及び受益者負担についても検討する。

第2節 快適な生活環境の整備を進めます

- 第1項 公園・緑地の整備
施策名 公園・緑地の整備
- 第2項 下水道・河川の整備
施策名 公共下水道の整備
河川の整備
- 第3項 生活環境の向上
施策名 環境美化の推進
良好な住環境の整備
情報通信基盤の整備

2020プラン策定時の状況

公園・緑地の整備

「寒川町緑の基本計画」の実現に向け、さむかわ中央公園や川とのふれあい公園等の公園整備を進めてきたが、整備水準はまだ県平均よりも低い。

公共下水道の整備

町の下水道は、汚水と雨水に分けて処理する分流方式をとっており、汚水の総人口に対する普及率は約87%に達している。また、雨水については、幹線・枝線で未整備のところがああり、雨水対策が求められている。

河川の整備

相模川の堤防については、さがみ縦貫道路の整備に伴い、築堤の整備が順次進められている。また、小出川については、県において計画的な改修工事を行っているが、未整備部分もあり豪雨時には依然として河川の氾濫による浸水被害が起こっている。なお、目久尻川については、すでに町内部分の河川改修はほぼ終了している。

環境美化の推進

町では、自治会や企業及び各種団体などを中心に、年2回のまちぐるみ美化運動や相模川河川敷における河川美化キャンペーンを実施している。このことは町民や企業等における自主的な環境美化活動につながっている。

良好な住環境の整備

都市化が進む中、町は恵まれた自然景観と調和のとれた町並みの形成に努めるとともに、ツインシティ倉見地区や寒川駅北口地区等における整備や規制・誘導による周辺地域と調和した景観づくりが望まれている。

住居表示は、一之宮、中瀬、大曲、岡田の一部、小谷の各地区において実施している。

情報通信基盤の整備

町では、情報通信基盤としてCATV網が全域に普及しており、日常の暮らしの中に浸透している。これからは本格的な情報ネットワーク社会が到来すると考えられるため、町民が相互に情報を共有できるような情報環境の整備が求められている。

主な成果

公園・緑地の整備

平成10年度供用開始された、さむかわ中央公園は、町の様々なイベントの開催に利用されるなど多くの町民に利用され憩いの場として人気がある。

1人当たりの公園面積10㎡の達成に向け取り組んだものの、財政状況等の諸事情により公園・緑地の拡充は図れなかった。

公共下水道の整備

汚水の総人口普及率は、平成21年度末において、約91.8%となっている。市街化区域698haの内、約685ha、市街化調整区域1,130ha(事業認可区域)の内、約76.9haが整備済み。引き続き平成22年度も大蔵、一之宮、小動地区の一部において整備を実施する。雨水整備については、小動幹線(枝線)の整備を平成22年度に引き

続き実施する。(大曲幹線は平成22年度完了予定)

河川の整備

相模川の築堤工事は、一之宮地区の築堤が進んだ。目久川の護岸改修工事も環境に配慮した河川改修が終了した。小出川については、越の山地区に台風による冠水被害が発生したが、平成16年に同地区の暫定改修が行われ、水害の未然防止進められ、さらに、平成20年度には西久保の取水堰工事が完成し、現在大曲地区について工事が進められている。

環境美化の推進

環境美化活動については、自治会や事業者・学生等により、参加者も定着しており、平成19年3月には、町民、事業者等及び町が協力し行動することにより、地域の環境美化を推進することなどを目的とした、「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」を新たに制定した。まちぐるみ美化運動や相模川美化キャンペーンについても参加者が定着しており、実績もほぼ目標に達している。また、住環境を阻害するような迷惑行為を防止するため美化意識の高揚を図り、町の美化を推進するため、様々な啓発に取り組んでいる。火葬施設の確保により、すみやかに火葬を実施することができ、町民に対する公衆衛生の確保と快適な生活環境づくりができた。町域に火葬施設という特殊な施設を持たないながら、茅ヶ崎市民と同等のサービスが受けられることに対する町民の満足度は高い。

狂犬病予防接種については、全国の接種率は76%であるが90%以上を維持している。

良好な住環境の整備

良好な住環境やまちなみ景観を形成するにはまだ成熟過程の面も多いが、市街地形成に合わせて継続的に推進する施策であり、寒川駅北口地区における整備を行うなど、緩やかではあるが町民の生活環境の向上が図られている。

情報通信基盤の整備

平成18年6月15日から町内全域において、超高速回線(光ファイバー)が整備されたことにより、各家庭においてインターネットが接続可能になった。また、町のホームページも整備され町民への情報発信が充実、スポーツ施設の一部がインターネットによる予約が可能となり365日、自宅や職場から手続きができ利用促進が図られている。

主な課題

公園・緑地の整備

町では、平成7年度に緑の基本計画を策定したが、国や県の動きに合わせ、計画の見直しが求められている。また、厳しい財政事情のなかで、どの様にして公園等の整備を進めていくか、また、今後の維持管理を含め課題となっている。

公共下水道の整備

下水道事業全体では、平成21年度末において総人口普及率91.8%、水洗化率93.2%と町村では非常に高いレベルとなっている。しかし、雨水対策においては道路冠水等を解消するため、幹線整備に引き続き枝線の整備促進が求められる。また、局地的な豪雨等の対応としては河川事業と調整し、雨水対策を図っていく必要がある。

河川の整備

相模川の未堤防地区の早期解消を始め、小出川における大雨などによる氾濫を防ぐため、護岸の改修工事が求められており、引き続き早期改修整備に向けた要望・要請を行っていく必要がある。

環境美化の推進

平成19年7月に「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」が施行されているが、まだ、すべての町民に理解され定着していくには時間を要する。実践としての環境美化活動は、自治会や企業等の協力により定着してきており、中学生や高校生など学校現場からの参加も近年増加してきている。一方、町との接点の少ない町民(若年層、自治会未加入者、集合住宅居住者等)に参加を呼びかけていく工夫が必要である。

河川美化については、寒川環境町民会議の会員が取り組んでいるが、地域での取り組みの検討が必要である。

火葬施設は建設後17年が経過し、老朽化も各部で進んでいる。そのため、改修費用が毎年発生し、負担金算定にも影響が出ている。茅ヶ崎市側は、「大規模改修は当面予定していないが、毎年一定の予算を計上し計画的に修繕を行っていく」としている。

今後、改修により町に突発的な財政負担が生じないよう、修繕計画について情報収集と調整を行うとともに、町民が利用するにあたり茅ヶ崎市民と差異のないサービスが受けられるよう茅ヶ崎市と協議する。

良好な住環境の整備

寒川駅北口地区においては、地区計画による良好な住環境並びにまちなみ景観が形成されつつあり、今後も町内に現存する自然環境への配慮や新たに計画的なまちづくりを進めようという地区における適正な規制、誘導等に基づく景観に配慮したまちづくりに向けての積極的な取り組みが求められている。

住居表示については、実施時には予想していなかった土地の分割等を起因とする同番付定等のケースがでてきており、同番付定者からこの解消が求められている。

情報通信基盤の整備

町内全域で、超高速回線が利用できるようになってきているが、通信料が月額6,000円程度必要になり、通信料の引き下げに向け要望などを行う必要がある。また、町と町民が情報を共有できるような情報環境の整備が求められているが、同時に個人情報保護への配慮が重要な問題となってきている。

都市公園の設置状況

区 分	平成13年4月1日現在 (総合計画策定時)		平成20年度末	
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
街区公園	24	19,242	26	19,847
緑地	5	5,076	5	5,076
近隣公園	1	15,048	1	15,048
緑道	3	18,509	3	18,509
運動公園	1	72,196	1	72,196
地区公園	1	47,655	1	47,655
合計	35	177,726	37	178,331

街区公園は、開発行為の帰属によりオリーブの丘公園及び与見公園の2カ所増えています。

町民意向調査(平成21年5月実施)による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効		
1211 公園・緑地の整備	125 25.51%	172 35.10%	87 17.76%	55 11.22%	33 6.73%	18 3.67%	490 100.00%	2.164
1221 公共下水道の整備	183 37.35%	162 33.06%	49 10.00%	44 8.98%	40 8.16%	12 2.45%	490 100.00%	1.895
1222 河川の整備	79 16.12%	129 26.33%	74 15.10%	46 9.39%	148 30.20%	14 2.86%	490 100.00%	2.265
1231 環境美化の推進	52 10.61%	154 31.43%	104 21.22%	68 13.88%	100 20.41%	12 2.45%	490 100.00%	2.497
1232 良好な住環境の整備	28 5.71%	134 27.35%	122 24.90%	89 18.16%	97 19.80%	20 4.08%	490 100.00%	2.729
1233 情報通信基盤の整備	35 7.14%	78 15.92%	97 19.80%	70 14.29%	192 39.18%	18 3.67%	490 100.00%	2.721

今後の方向性

自然環境豊かなまちづくりの推進

豊かな自然環境を有していることは、町民も高く評価しており、今後の河川敷利用等の事業や緑地整備は、町民が集い、楽しむ、交流の場、憩いの場となるような内容で進めていくことが必要であり、さらに自然環境という面で満足感が得られるようなまちづくりを進めていく。

子供の育成のため、まちなかの公園等の役割は大きいものと認識されており、安心して屋外で遊べる環境を確保していくための公園整備、施設のあり方を検討していく。

快適で豊かな生活環境の推進

衛生的で快適な生活環境の確保のために、引き続き計画的・効果的な公共下水道整備を進めていく必要がある。相模川流域下水道と整合した下水道全体計画区域等の見直し・効果的な整備実施と、相模川については、さがみ縦貫道路の工事と平行して今後残りの築堤整備を促進するよう、国や県に要望・要請を行っていく。小出川については、引き続き早期整備が図られるよう県へ要望していく。

雨水対策については、河川整備も含め安心・安全なまちづくりの一環として、浸水等による町民の生命、財産が脅かされないよう整備を進めていく。

特定優良賃貸住宅・あんしん賃貸支援事業など、各種ニーズに応じた賃貸住宅の情報提供を進めていく。

住居表示実施区域内においては、同番解消の課題はあるものの、今後も適正な付番付定により、わかりやすい住所の表示に努めていく。

進歩の早いIT(インフォメーション・テクノロジー)にあわせた、情報通信環境の整備を検討する。

定住意識を支える景観の保全と対応

本町から見る富士山、大山等の山並みや寒川神社参道の松並木、田園風景、さらには相模川、目久尻川等の河川空間は町民に安らぎと潤いを与えてくれるものであり、町民の定住意識を強く支える要素となっている。良好な住環境を確保するためにも、環境美化の推進はもとより、豊かな自然景観の保全に向けて積極的な取り組みを図る。

一定の成果が上がっているまちぐるみ美化運動や環境美化活動、相模川美化キャンペーンは今後も継続して実施する。河川美化について、町民・企業等と協働した取り組みに向け検討を進める。住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の迷惑行為の内容について、より多くの町民等に周知を図っていく。

寒川らしい都市景観の形成を目指し、景観計画・景観条例などの調査研究を推進する。

第3節 魅力ある市街地の整備を進めます

第1項 市街地環境の整備

- 施策名 土地利用の適正化
中心市街地の整備
ツインシティ倉見地区の整備
さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備

2020プラン策定時の状況

土地利用の適正化

町は全域が都市計画区域となっており、全体面積1,342haのうち698haが市街化区域、残りの644haが市街化調整区域となっている。市街化区域内の一部では、住工混在等による生活環境の悪化が見受けられ、用途の純化が求められており、良好な環境の形成をめざした土地利用の調整が必要とされている。

中心市街地の整備

町の市街地の形成は、自然発生的な形態となっているため、都市基盤整備が遅れており生活環境の向上が求められている。寒川駅北口地区のまちづくりは、平成4年に土地区画整理事業の認可を得てスタートし、町の玄関口として、また中心商業地として期待されている。また、平成10年度に策定された「中心市街地活性化基本計画」を基本に寒川駅南口地区と町役場周辺を含む69.5haについて、今後は中心市街地として環境づくりを図ることとしている。

ツインシティ倉見地区の整備

ツインシティは新幹線新駅誘致地区を核として、倉見地区と平塚地区とを新しい橋で結び、川の東西が一体となって機能する環境と共生する都市づくりを行うもので、倉見地区を新たな拠点としてのまちづくりに取り組んでいる。平成14年3月には、倉見地区のまちづくりを目指して、「ツインシティ倉見地区まちづくり基本計画」を策定した。

さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備

さがみ縦貫道路は、県の中央部から湘南地域の主要都市を結ぶ広域幹線道路として期待されており、本町には2カ所のインターチェンジが計画されている。今後は、インターチェンジ周辺という交通の利便性を適切に受け止め、周辺環境にも配慮した計画的な土地利用の促進が求められている。

主な成果

土地利用の適正化

町では、都市マスタープランを平成7年に策定したが、その後、新幹線新駅誘致に伴う新たなまちづくりの検討やさがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の土地利用など町を取り巻くさまざまな情勢の変化を踏まえ、平成15年に改定を行った。ツインシティ計画やさがみ縦貫道路の整備が促進されている中、第6回線引き見直しで、「ツインシティ倉見地区」と「田端西地区」が保留区域へ位置付けられた。

中心市街地の整備

寒川駅北口地区土地区画整理事業は、建物移転の進捗により、都市計画道路、区画道路、歩道、歩行者専用道路等の公共施設整備の様子が目に見えて確認出来るようになってきている。また、ライフライン整備も計画通り進んでおり、特に大雨による水害も無くなっている。今後も引き続き早期完成を目指して事業を推進する。

ツインシティ倉見地区の整備

新幹線新駅誘致と新駅を中心としたまちづくりを協議・研究するための地元組織として設立された倉見新駅促進協議会との協議や地元提案への準備、庁内関係部局による調整会議を開催し、まちづくりに向けた意見交換・連絡調整を進めている。

さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備

さがみ縦貫道路(仮称)寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ道路として(仮称)湘南台寒川線の整備が「かながわのみちづくり計画」に新規の位置付けとなっている。

(仮称)寒川南インターチェンジ周辺の整備については、平成20年度から地元地権者等とまちづくりの勉強会、視察研修会等を通じた話し合いを進めている。また、第6回線引き見直しにより田端西地区が特定保留区域に位置付けられた。

主な課題

土地利用の適正化

本町の一部では、住工混在等により生活環境の悪化が見受けられること、また、用途の純化も求められていることから、今後はより良好な環境の形成を目指した土地利用の調整が必要となっている。

中心市街地の整備

寒川駅北口地区土地区画整理事業の早期完成を目指さず。平成21年11月30日現在の仮換地指定率は86.5%、建物移転率は87.5%である。また、今後、寒川駅北口地区土地区画整理事業の進捗状況を見ながら寒川駅南口地区の整備検討を進める必要がある。

都市計画道路寒川下寺尾線が平成20年4月に暫定供用開始され、地区内の大型スーパーの移転も完了しており、今後は都市計画道路南側の駅前広場を中心とした駅前通りの整備に重点を置く。

ツインシティ倉見地区の整備

新幹線新駅誘致やまちづくりの考え方や進め方について、地元組織である倉見新駅促進協議会に町の考え方を示して話し合いを進めているが、事業主体や事業手法など、具体的な協議がまだ整っていない。

さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備

さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺整備は、周辺環境との調和に配慮した計画的な土地利用を促進する必要があり、地元住民との合意形成を図る必要がある。

(仮称)寒川南IC周辺については、特定保留区域として位置付けられ、地権者との勉強会など進めているが、営農意欲との関係で消極的な意見も根強い。(仮称)寒川北IC周辺については、現在、県と関係市町で進めているツインシティのまちづくりと密接に関係するため、当該計画と整合したインターチェンジへのアクセス道路として(仮称)湘南台寒川線の早期整備が求められている。

町民意向調査(平成21年5月実施)による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答 無効			
1311 土地利用の適正化	12 2.45%	52 10.61%	120 24.49%	106 21.63%	182 37.14%	18 3.67%	490 100.00%	3.103	
1312 中心市街地の整備	33 6.73%	107 21.84%	115 23.47%	136 27.76%	78 15.92%	21 4.29%	490 100.00%	2.905	
1313 ツインシティ倉見地区の整備	20 4.08%	26 5.31%	46 9.39%	130 26.53%	246 50.20%	22 4.49%	490 100.00%	3.288	
1314 さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の整備	18 3.67%	41 8.37%	69 14.08%	91 18.57%	251 51.22%	20 4.08%	490 100.00%	3.064	

今後の方向性

地域の発展動向に応じた市街地整備の推進

市街地整備は土地の適正利用において、地区計画等により地域の特性に応じた用途の規模等、適正な規制誘導を図ることにより、住宅地における居住環境の向上と工業地における生産環境の向上を図り、適正な市街地の確保に向け、計画的に用途の転換を推進する。ツインシティ計画やさがみ縦貫道路の整備等による地域の発展動向を見据え、「ツインシティ倉見地区」、「田端西地区」については、適正な土地利用を図るため整備していく。町の顔である寒川駅を中心とした市街地の整備については、現在施行中の寒川駅北口地区土地区画整理事業を最優先とし、平成21年度からは都市計画道路寒川下寺尾線以南の建物移転及び駅前広場整備に重点を置き、事業の早期完了に向けて力を注ぐ。寒川駅南口については、寒川駅北口地区土地区画整理事業終了までに、整備の必要性、整備内容等を検討していく。

ツインシティ倉見地区は、新幹線新駅の早期実現を図るため、先行整備計画案の策定、計画案・事業手法等に関する地元協議、関係部局等の連携による都市計画決定に向けた準備作業に取り組むことにより、新幹線新駅誘致地区を中心とした新たな北部の拠点として、交通結接点の利便性を生かした新たな機能立地と広域連携を目指して、環境共生をテーマに住民と行政が協働したまちづくりを推進していく必要がある。

さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺地区の整備については、地権者等地元合意形成を一層進め、工業系地域等として土地利用純化の促進、緩衝緑地の配置など周辺環境に配慮しながら整備していく必要がある。

（仮称）寒川北インターチェンジ周辺については、（仮称）湘南台寒川線とツインシティ倉見地区の整備との整合を図りながら、土地利用の検討を進めていく。

寒川町の今後の発展に資するツインシティ倉見地区の整備や町内2箇所のインターチェンジ周辺の整備に向けては、地元や関係機関への情報提供、協議の場づくりとともに、企業など多様な主体との連携を進めていく。

町の居住人口確保に向け、特に若年層や生産年齢人口に対する居住環境の整備、まちの魅力付けなどについて検討していく。

第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり

第1節 水とみどりの保全と活用を進めます

第1項 緑化の推進

施策名 緑の保全と推進
水辺空間の創造

2020プラン策定時の状況

緑の保全と推進

町には、相模川、目久尻川などの河川や寺社林など、貴重な自然が残されているが、都市化の進展により自然環境は減少している。この貴重な自然を次世代に引き継いでいくためには、より一層、町民・企業・行政が一体となった緑の保全に向けた取り組みが求められている。

水辺空間の創造

町は相模川・小出川・目久尻川などの河川があり、水とのつながりが強い土地柄で、人々は昔から水と親しんできた。町では、水や緑とのふれあいの場への取り組みとして、旧目久尻川ふるさと緑道や倉見桜緑道、さむかわ中央公園のせせらぎやビオトープ池など整備を進めてきたが、週休2日制などによる余暇の時間の増大に伴い、さらにレクリエーションを兼ねた水辺空間の整備が求められている。

主な成果

緑の保全と推進

緑豊かなまちにするため、生け垣根の助成制度を通じて地域の緑化の推進を図っている。また、緑のフェスティバルや産業まつりの会場で行われる緑化フェアでは、苗木、花苗などの配布を行い、緑化意識の高揚を図ってきた。

水辺空間の創造

都市化が進む中、町民にやすらぎと潤いを与える都市景観を創出するため、平成18年度に、町の個性・資源である「川（水）」と「緑」と「文化」を活用した「新川と文化のまちづくり計画」を策定した。平成21年度において、田端スポーツ公園整備が完了し、低水護岸整備等親水性に富んだ整備を行い、水辺空間の創造推進を図っている。さがみ縦貫道路の建設に伴い相模川の神川橋上流部分の新堤築造や、小出川では大曲地区より改修工事が進められている。

主な課題

緑の保全と推進

貴重な緑の保全のため、保存樹木補助事業に取り組んでいるが、町の補助金だけの保存は難しく、個人の都合で伐採されている例もあり、いかに減少していく樹林・樹木等を保全するかが課題である。町内の貴重な自然を次世代に引き継いでいくためにも、改めて町民・企業・行政が一体となって、緑の保全に対し理解を深めていく必要がある。公園の巡回、苦情などにより害虫駆除を行っているが、年によって害虫の発生状況が著しく多くなることもあり、その対応に苦慮している。緑化推進事業への関心度は高いが、土地の利用状況、管理面等から、緑の保全・推進の成果があがっているとはいえない。

水辺空間の創造

平成18年に前計画を踏襲した「新川と文化のまちづくり計画」を策定し、平成19年度以降の具体的指針を示した。平成21年度において実現化プログラムに位置付けている田端スポーツ公園整備事業について完了する予定である。今後は、事業の計画的な推進かつ実現性を確保するために、財源等を含めた進行管理のあり方の再考、また、整備や維持管理に対し町民、ボランティア、企業などとの協働による推進が必要である。やすらぎと潤いのある水辺空間を創出し、水と緑の活用と創造を実現するため、取り組みを進めてきたが、厳しい財政事情のなかで、今後どのように整備計画を進めていくかが課題である。

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答 無効			
2111 緑の保全と推進	67	157	105	79	59	23	490	2.480	
	13.67%	32.04%	21.43%	16.12%	12.04%	4.69%	100.00%		
2112 水辺空間の創造	48	137	103	101	78	23	490	2.661	
	9.80%	27.96%	21.02%	20.61%	15.92%	4.69%	100.00%		

今後の方向性

良好な自然環境の確保と緑化推進

緑の豊かさや身近な河川の水辺環境は、町民にやすらぎと潤いを与えるものである。今後は環境や緑化に関する諸計画を推進し、良好な自然環境の確保を図る。

施策の推進にあたっては、情報提供を行うとともに、町民や企業などとの連携のもと、協働を進めるための施策・財源及び進行管理のあり方について検討する。

貴重な自然資源としての農地の保全・耕作放棄農地等の活用のあり方について検討する。

第2節 環境にやさしいまちづくりを進めます

- 第1項 環境共生の推進
施策名 環境施策の総合的推進
地球環境の保全
公害の防止
- 第2項 資源の有効活用の推進
施策名 リサイクル活動の推進
エネルギー対策の推進
- 第3項 廃棄物の適正処理
施策名 ごみの収集処理対策の推進
し尿の収集処理対策の推進

2020プラン策定時の状況

環境施策の総合的推進 地球環境の保全

近年、環境破壊は地球規模で広がり、地球温暖化の問題など環境問題が顕在化しており、これまでのライフスタイル等を見直さなければならなくなっている。私たちは被害者であるとともに、加害者であるという認識に立ち地球環境の保全に真剣に取り組まなければならないとなっている。そのために町では、環境基本計画の策定や町民・事業者に対して環境問題に関する教育や学習が求められている。

公害の防止

公害対策は、対策の効果が上がり、一時的な危機的状況は脱したといえるが、新たな環境問題が発生することも予想されることから、監視・調査体制の強化が求められている。

リサイクル活動の推進

エネルギー対策の推進

ごみの量は年々増加傾向にあるとともに、ごみの質や種類も多様化し処理が困難なものもある。町では、自治会等の協力をいただきながら、ごみの4分別収集を行っているが、増え続けるごみを減らすためには、行政のみでなく町民や事業者等が、ともにごみの減量化・リサイクル化などに取り込むことが求められている。また、同時に限りある資源を有効に使用するためには、太陽光などのクリーンエネルギーを活用した施設や設備の導入が求められているとともに、地球温暖化防止の施策としても着目されている。

ごみの収集処理対策の推進

じん芥焼却場(クリーンセンター)は、昭和59年に建設されたため施設が老朽化しており、維持管理に努めている。また、町には最終処分場がなく、寒川町分の焼却灰は他市へ処分を委託している状況であり、その最終処分場にも限りがあり、その対策が求められている。

し尿の収集処理対策の推進

し尿処理は、し尿・浄化槽汚泥を各世帯から収集し、美化センターへ搬入しているが、公共下水道の普及により収集量も減少傾向にある。また、平成7年の美化センター建て替えと同時に茅ヶ崎市と共同処理を行っている。

主な成果

環境施策の総合的推進

平成14年度の環境基本計画策定後、個別に実施されていた環境に関わる諸施策は、環境基本計画の方向性のもとに進められており、計画の進行管理は環境報告書の作成により実施し、その内容を広く公表している。また、町民、事業者等への活動の呼びかけに対し、寒川環境町民会議(さむかわエコネット)の設立、実践活動が進んでおり、町民等の環境意識の高揚につながってきていると考えられる。

地球環境の保全

町は、地球温暖化対策推進実行計画（寒川町環境行動指針行政編）を平成15年度に作成しているが、地球環境問題に関する取り組みについては、問題に対する成果がすぐに現れないものが多い。また、地球規模の問題であるため、取り組みの成果が、問題の解決につながっているか感じにくく、そのことが取り組みが進まない要因でもあると思われる。

公害の防止

公害対策は、河川の水質検査、工場の排水検査、騒音、振動、臭気濃度の測定、水準測量を行い、現状把握と今後の事業対策への基礎固めができた。河川の水質は、平成元年当時と比較するとBOD（生物化学的酸素要求量）は目久尻川と一之宮第2排水路で年平均が環境基準以下となり改善されている。事業所の排水検査では、立入指導等により改善指導を行っている。大気環境調査結果については、光化学オキシダントを除いては環境基準内で、平成21年の夏の大気環境調査結果は全て環境基準内となっている。事業所を発生源とする臭気問題に対して、地元住民、事業所、町の三者で構成する環境改善委員会を設置し、改善が図られた。

リサイクル活動の推進

平成17年4月より実施したプラスチック製容器包装の資源化を実施したことにより平成23年度の目標資源化率20%を達成した。ごみの減量化とリサイクル活動の推進により環境負荷の低減が図られている。

エネルギー対策の推進

平成21年度より住宅用太陽光発電システム設置に係る補助制度を開始し、県の上乗せ分も併せ補助を行った。また、公用車として電気自動車の導入及び急速充電器の設置を行い、2市1町により進められている湘南エコウェーブプロジェクトのもと連動した取り組みを行っている。

ごみの収集処理対策の推進

ごみの排出抑制、資源化、リサイクルの推進、ごみ収集、運搬、さらには中間処理、最終処分に関する事業を行っている。ごみ収集時における分別の徹底により、地球環境への負荷の低減を図ることにより、町民の快適な生活環境を維持した。

じん芥処理場（クリーンセンター）の跡地利用をするため、平成21年度にクリーンセンターを解体し、平成22・23年度に（仮称）広域リサイクルセンターを建設するため、茅ヶ崎市と協議を行った。

し尿の収集処理対策の推進

効率的なし尿処理を実施するため、し尿等の量の推移を考慮しながら、管理・運営を展開し衛生的な生活環境の維持を図った。

主な課題

環境施策の総合的推進

地球環境の保全

寒川町環境基本条例が制定(H13.3)、その後環境基本計画が策定(H15.3)、平成19年度には計画が見直され、これに基づく取り組みが進められているものの、すべての施策が進捗しているわけではなく、また、環境に関しては、取り組みの効果が短期間で現れないものも多く、継続的に取り組む必要がある。

公害の防止

公害対策については、町のこれまでの環境調査は河川の水質調査は毎月、他は年1～2回の実施であるため、県の大気汚染常時測定局の設置を希望し、きめ細やかな監視体制、現状把握に努める必要がある。

リサイクル活動の推進

家電リサイクル法が平成 13 年に施行され、それ以降、廃家電などの不法投棄が増えている状況にある。

コンポストの販売補助を行っており、平成 22 年度よりバケツ型のリサイクルボックスの販売補助を行っていく。さらに茅ヶ崎市の剪定枝の資源化と歩調を合わせ、平成 24 年度から、公共施設を含めた一般世帯等の剪定枝の資源化の検討が求められる。

エネルギー対策の推進

住宅用太陽光発電システム設置補助制度を平成 21 年度から開始し、制度利用者が多く当初の募集件数枠の増加が必要であった。住宅用太陽光発電システム設置については、電力買い取り価格の変更により、買い取り金額が高くなるため、環境配慮志向と相まって、今後も設置希望者は多くその対応が必要である。また、電気自動車については、まだ価格の問題があり、一般に普及するには少し時間がかかると考えられるが、県、及び 2 市 1 町の方向性と併せ取り組みを進めていく必要がある。

ごみの収集処理対策の推進

多様化する処理困難物について、今後、状況を把握しながら対応を検討していく必要がある。湘南東ブロックごみ処理計画に基づく（仮称）茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設の整備や焼却炉の大規模な改修工事も必要である。

し尿の収集処理対策の推進

し尿等の美化センターへの搬入量は、減少から横ばい傾向にあり、施設の利用が今後も続くこととなるが、機器の老朽化による施設の維持・管理経費の増加が懸念される。

公害発生件数の推移（単位：件）

	総数	大気汚染	悪臭	水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	土壌汚染	その他
平成14年度	15	8	1	-	5	1	-	-	-
15	28	20	4	-	4	-	-	-	-
16	55	4	41	-	7	3	-	-	-
17	83	6	63	-	9	2	1	-	2
18	70	7	40	-	9	2	-	1	11
19	67	-	48	-	15	3	-	-	1
20	101	1	79	-	17	2	-	-	-

資源ごみ回収状況の推移（単位：トン）

	金属類	ガラス	布類	紙類	油	ペット	プラ容器	計
平成14年度	412	384	155	1,317	16	91	0	2,375
15	375	368	133	1,249	16	93	0	2,234
16	379	355	154	1,219	17	109	0	2,233
17	340	342	113	1,572	17	120	637	3,141
18	336	356	148	1,599	17	122	717	3,295
19	316	319	135	1,528	17	126	700	3,141
20	302	338	121	1,440	14	128	692	3,035

ごみ収集量の推移（単位：トン）

	可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	乾電池	計
平成14年度	11,346	845	978	2,375	10	15,554
15	11,253	864	1,177	2,234	8	15,536
16	11,285	842	1,153	2,233	10	15,523
17	10,259	844	989	3,141	10	15,243
18	10,751	947	963	3,295	12	15,968
19	10,696	931	898	3,141	10	15,676
20	10,561	1,036	923	3,035	10	15,565

リサイクル率の推移（単位：％）

	平成13年度	平成17年度	平成19年度
神奈川県	16	23	24.8
寒川町	16	21	21.6
茅ヶ崎市	19	18	18.5
藤沢市	22	30	31.0

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
2211 環境施策の総合的推進	15 3.06%	71 14.49%	97 19.80%	79 16.12%	197 40.20%	31 6.33%	490 100.00%	2.916	
2212 地球環境の保全	13 2.65%	64 13.06%	109 22.24%	106 21.63%	167 34.08%	31 6.33%	490 100.00%	3.055	
2213 公害の防止	34 6.94%	120 24.49%	149 30.41%	124 25.31%	40 8.16%	23 4.69%	490 100.00%	2.850	
2221 リサイクル活動の推進	81 16.53%	198 40.41%	96 19.59%	42 8.57%	48 9.80%	25 5.10%	490 100.00%	2.237	
2222 エネルギー対策の推進	5 1.02%	15 3.06%	72 14.69%	212 43.27%	156 31.84%	30 6.12%	490 100.00%	3.615	
2231 ごみの収集処理対策の推進	119 24.29%	193 39.39%	83 16.94%	48 9.80%	27 5.51%	20 4.08%	490 100.00%	2.135	
2232 し尿の収集処理対策の推進	117 23.88%	114 23.27%	39 7.96%	20 4.08%	168 34.29%	32 6.53%	490 100.00%	1.869	

今後の方向性

環境施策の総合的推進

今後も環境基本計画の方向性に基づき、重点プロジェクトの推進等環境に関わる諸施策を進め、進行管理を行い、平成23年度までの現計画の見直しを行う。また、町民、事業者等の活動については、さむかわエコネット等との連携・協働を軸に、今後も推進に努める。

地球環境の保全

地球温暖化に代表される世界規模で顕在化している問題に町としても取り組むため、多様な施策の連携や協働による推進に努める。

公害の防止

環境に対する関心がより高まっている現状を考えると、今後も公害対策に係る調査を実施していく。また、一時的な公害苦情の解決率は高いが、専門的知見を要する場合は、早い段階で県と連携して改善指導を進めるとともに、公害防止に係る啓発活動及び情報収集なども充実し、効果的な対応に努める。

ごみ減量化とリサイクル活動の推進（資源の有効活用の推進）

環境へ配慮する施策の中で、ごみ問題は大きなウエイトを占めており、これを解決していくには、行政だけの力では困難であり、町民や事業所等の協力が必要不可欠である。ごみを減らすためには、ごみになるものをなるべく使わず（リフューズ）、ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）という取り組みに向けた町民一人ひとりの意識改革が求められる。このためには、町がごみ減量化を戦略的に進めるとともに、ごみや環境問題などの実態を情報提供し、啓発に努める。

エネルギーの効率的利用促進

町民に対する省エネルギー意識の啓発を図るとともに、効率の良い省エネルギーに配慮した製品の活用などを促進する必要がある。また、クリーンエネルギーの活用について推進し、省エネルギー技術や商品の普及については、県や関係機関と連携し、取り組みを進める。

ごみの広域化による経費の軽減と資源化等の推進

広域でのごみ処理は、効率性などにより経費の軽減や資源化の推進にもつながるため、広域化による処理を推進し、さらなる検証を行うよう努める。

ごみ処理広域化実施計画の中で、平成24年度稼働予定の(仮称)広域リサイクルセンターの運転に合わせ、町民の要望が多い資源物収集回数の増や収集方法の改善に取り組んでいく。また、牛乳パックや古着を利用した啓発事業を推進する。

し尿処理対策の推進

し尿等の量の推移を考慮しながら、美化センターの長寿命化のため計画的な管理運営を推進する。

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます

- 第1項 健康づくりの推進
施策名 健康づくりの推進
健康づくりの支援
- 第2項 保健・医療の充実
施策名 地域保健の充実
地域医療の充実
- 第3項 社会保障制度の推進
施策名 国民健康保険制度の推進
老人保健制度の推進
介護保険制度の推進
国民年金制度の推進

2020プラン策定時の状況

健康づくりの推進

少子高齢化や核家族化、さらには都市化の進展に伴う生活様式の変化が進む中で、生活習慣病や疾病構造の多様化など、日常生活の質が原因となる健康問題が増加している。

健康づくりの支援

町民の健康づくりや保健サービスの中心となる施設として、健康管理センターの機能の充実に努めている。

地域保健の充実

成人のための健診として、18歳～39歳までの町民を対象に、健康診査を行い町民の健康保持、増進を図っている。

医療技術の進歩や保健衛生の充実によって、乳児や新生児の死亡率は低下してきているが、反面従来ではなかった乳児、幼児の病気や、少子化や核家族化等によって育児に悩む親が増えてきている。

母子の健康保持、増進を図るため、各種乳幼児健診や予防接種、健康教育、健康相談等を行い母子保健事業の推進を図っている。

地域医療の充実

平日夜間及び休日の昼夜間の救急医療は、町内の医療機関の在宅当番医制で、一次、二次救急医療は茅ヶ崎医師会の協力を得て対応している。

国民健康保険制度の推進

国民健康保険の加入率は、平成21年3月末現在31.1%の状況で、また、高齢者の増加や医療技術の進歩等により医療費が増加している反面、保険料の収納率が低下するなど、運営面で厳しい状況におかれている。

老人保健制度の推進

75歳以上の人及び65歳以上で寝たきり状態の人は、老人保健法により、老人保健で医療給付を受けることになっている。

介護保険制度の推進

平成12年度から新たな保険制度として創設された介護保険制度の普及・啓発に努めている。

国民年金制度の推進

年金相談や啓発活動を充実させることにより、加入者の促進に努めている。

主な成果

健康づくりの推進

基本健康診査受診者の要指導対象者全員に対する、個別健康教育（高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙）等の保健指導を実施し疾病の予防を図った。

健康づくりの支援

規則正しい生活習慣、運動習慣、バランスのとれた食生活、毎食後の歯磨き、地域ぐるみの子育て、社会参加の生きがいづくり等領域別の健康づくりに対する個人意識の高揚を図るよう、さむかわ健康運動ボランティアの企画による定例の体操や地域活動により住民参加型の健康づくりの推進及び寒川食生活推進団体によるライフステージ毎の食生活の支援、地域の情報を得る手段等、日頃から健康づくりを実践し、健康で活力に満ちた社会を目指すための活動力となっている。

地域保健の充実

母子保健事業における乳幼児健康診査は、受診勧奨や通知、また、各種教室や相談事業での情報提供で受診率が80%から約10%の向上を示し90%に達してきている。その他の母子訪問事業においても80%と、母子の心身の状況や養育環境の把握、助言の適切なサービスに繋がっている。(平成19年度まで実施した基本健康診査においても、50.2%の実施率で国の示す50%を超えることができ、各種健康教育や医療機関への働きかけ等目標を達成した。)

産婦人科の減少等により、妊婦健診を受診していない方もいる一方、町が行っていた妊婦健診の受診回数(2回)を増やしてほしい旨の要望に答えるため、平成20年度では受診回数を5回、平成21年度では一部公費負担により14回の受診回数に拡充した。

地域医療の充実

在宅輪番による休日救急当番医制を実施しているが、受診件数は毎年1,100件程度で推移しており、一定の需要がある。

平日夜間救急については、患者が救急であるかどうかの疑問(コンビニ受診)が医療現場から寄せられてきた。二次救急医療を行う救急指定病院(茅ヶ崎市立病院、茅ヶ崎徳洲会総合病院、湘南東部総合病院、寒川病院)でも対応できるため、平日夜間救急は、19年度事業で終了としている。

国民健康保険制度の推進

出産育児一時金の医療機関への直接払い制度を平成21年10月から実施し、また、平成21年10月から平成23年3月までの出産に限り、支給額を38万円から42万円に増額し被保険者の福祉の向上を図った。

ここ数年順調に上がっていた国民健康保険料の収納率が、平成20年度からの後期高齢者医療制度に加え、景気後退が収納率の低下に影響していると考えられる。その結果、平成20年度の収納率は90.37%で、前年度の91.08%より0.71ポイント収納率が減少した。平成20年度からスタートした特定健康診査等の実施結果は、特定健診では31.7%、保健指導では26.7%と、初年度の目標値25%をそれぞれクリアした。

診療報酬請求明細書(レセプト)の受給資格、給付内容の確認及び給付記録事務を電算にて一元的に共同処理し、事務処理の軽減化が図られた。また、レセプトの内容、縦覧点検により医療の適正化を図っている。

老人保健制度(後期高齢者医療制度)の推進

県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が、市町村と連携しながら制度を運営しております。また、平成20年度後期高齢者医療保険料の収納率は、99.02%で、県平均の98.76%より高い収納率となった。

介護保険制度の推進

平成18年介護保険法の改正により、介護予防事業等が新設され介護予防を意識した事業が始まったが、前期高齢者の増加、認定審査基準が変更になり、新予防給付の普及に伴い、要支援・要介護認定者のうち要介護認定者の減少や介護度の軽減が図られている。その結果、介護給付費の抑制傾向が出ている。一部の介護予防事業については、特定高齢者の選出が少ない状況があったため、事業参加者数が少なかった。

国民年金制度の推進

国民年金は、老後の生活設計に重要な基盤となるで、年金制度への理解と関心を深めるよう啓発活動に努め、年金相談の一層の充実を図るため、臨時の職員を窓口配置している。

主な課題

健康づくりの推進

高齢社会を迎え町民一人ひとりが人生をいきいきと暮らすためには、健康づくりに関する自覚と認識を深め、自らの健康保持に取り組むことのきっかけづくりを進める必要がある。健康づくり事業は、毎年多くの参加者があり、盛況であるが、マンネリ化しないよう、その年々の時代背景や町民の要望に沿った事業内容について、検討を重ねていく必要があるが、ふれあい・スポーツ・健康まつりにおいては、効果の検証が困難である。

健康づくりの支援

平成20年度から、糖尿病等生活習慣病に対する保健事業として、特定健診・保健指導が義務づけられた。自覚症状がない段階で個人が生活習慣を振り返ってもらい、自身の体の中で起こっている変化を実感し、健康で快適な暮らしを続けるための考える材料の提供、支援が求められる。

地域保健の充実

各種健診における個々の事業や対象者の性質、内容等について精査し、集団健（検）診や個別健（検）診と手段を変え町民（対象者）が受診しやすくなるよう努めている。「食育」という言葉の広がりとともに、子どもの育ちに係る様々な場所で「食べることの大切さ」を積極的に働きかけてきているが、乳幼児期からの「食育」を離乳食講習会だけではなく、母子保健事業にも取り込み、最も身近で大切な「家庭での食育」を支援して行くことが必要である。

地域医療の充実

救急医療について相当の知識及び経験を有する医師の確保が求められる。輪番制をとっていることで、提供できる一次救急医療に、その医師の専門診療科目によるばらつきが出ており、在宅輪番制であるが故に、各医療機関で救急医療を行うために必要な施設及び設備を有しているかどうか危ぶまれる。また、通常の開業時間中に受診できるにもかかわらず、空いているなどの理由であえて一次救急に来院する（コンビニ受診）など、患者側のモラルも問われている。

町内の医師の高齢化も進んでおり、医師によっては医療現場における心身への負担に耐えきれなくなる状況もでてきている。少数開設となっている一部の診療科目については、今後の充足が望まれるところである

国民健康保険制度の推進

平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設に伴い、多くの国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行している。また、年々増加傾向にある保険料の滞納繰越額についても、負担の公平・公正を図るため、納付相談の徹底、国民健康保険料の収納率向上が最重要課題となっている。

老人保健制度（後期高齢者医療制度）の推進

政権交代により後期高齢者医療制度を廃止し、代替りの新制度づくりの検討が現在行われており、平成23年春の関連法案を成立し、平成25年までに2年間の施行準備期間を設け、平成25年4月からの新制度に繋げる必要がある。

介護保険制度の推進

介護給付費の伸びを抑える手段として、介護給付の適正化を行って行く。適正化事業を円滑に推進するために、より専門的な知識を持った職員による対応ができるような配慮が望まれる

国民年金制度の推進

町民の年金制度への不信感や不安感は根強いものがあり、制度に対する理解を如何に深めて行くかが重要である。

定期予防接種延べ接種者数（単位：件）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ツベルクリン	1,644	444	516	-	-
B C G	661	430	500	468	403
小児マヒ生ワクチン	915	816	904	880	856
二種混合	202	170	181	103	129
日本脳炎	1,355	1,443	1,484	282	4
風疹	474	474	448	601	2
三種混合	1,697	1,742	1,720	1,843	1,773
麻疹	429	432	459	396	1
麻疹・風疹混合	-	-	-	-	796

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ツベルクリン	-	-	-
B C G	414	436	404
小児マヒ生ワクチン	805	896	829
二種混合	152	196	223
日本脳炎	77	69	382
風疹	4	0	2
三種混合	1,679	1,894	1,629
麻疹	0	2	0
麻疹・風疹混合	809	1,441	1,332

各種がん検診の状況（単位：件）

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
胃がん	対象者数	13,324	13,502	13,684	13,938	14,088
	受診者数	376	436	613	692	751
	受診率%	2.8	3.2	4.5	5.0	5.3
大腸がん	対象者数	13,324	13,502	13,684	13,938	14,088
	受診者数	3,204	4,104	3,825	4,177	4,712
	受診率%	24.0	30.3	28.0	30.0	33.4
子宮がん	対象者数	9,266	9,417	9,611	11,815	11,889
	受診者数	737	826	571	814	818
	受診率%	8.0	8.8	5.9	6.9	6.9
乳がん	対象者数	9,266	9,417	9,611	9,822	9,961
	受診者数	613	703	572	621	1,197
	受診率%	6.6	7.5	6.0	6.3	12.0
肺がん	対象者数	13,575	13,758	13,942	14,199	14,351
	受診者数	585	260	402	471	571
	受診率%	4.3	1.9	2.9	3.3	4.0

		平成19年度	平成20年度
胃がん	対象者数	14,213	12,283
	受診者数	828	755
	受診率%	5.8	6.1
大腸がん	対象者数	14,213	12,283
	受診者数	4,828	3,020
	受診率%	34.0	24.9
子宮がん	対象者数	10,078	7,949
	受診者数	980	959
	受診率%	9.7	12.1
乳がん	対象者数	11,931	7,285
	受診者数	1,560	1,442
	受診率%	13.1	19.8
肺がん	対象者数	14,478	12,283
	受診者数	4,591	2,768
	受診率%	31.7	22.5

子宮がん（平成17年度から対象者年齢引き下げ）

平成20年度より対象者数は4月1日国保加入者に統一

肺がん・大腸がんは、平成19年までは基本健診と同時実施

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
3111 健康づくりの推進	35 7.14%	99 20.20%	133 27.14%	111 22.65%	81 16.53%	31 6.33%	490 100.00%	2.847	
3112 健康づくりの支援	23 4.69%	112 22.86%	132 26.94%	67 13.67%	130 26.53%	26 5.31%	490 100.00%	2.728	
3121 地域保健の充実	40 8.16%	140 28.57%	110 22.45%	80 16.33%	95 19.39%	25 5.10%	490 100.00%	2.622	
3122 地域医療の充実	36 7.35%	146 29.80%	139 28.37%	101 20.61%	45 9.18%	23 4.69%	490 100.00%	2.723	
3131 国民健康保険制度の推進	47 9.59%	97 19.80%	81 16.53%	72 14.69%	170 34.69%	23 4.69%	490 100.00%	2.599	
3132 老人保健制度の推進	24 4.90%	62 12.65%	79 16.12%	90 18.37%	208 42.45%	27 5.51%	490 100.00%	2.922	
3133 介護保険制度の推進	10 2.04%	41 8.37%	61 12.45%	108 22.04%	245 50.00%	25 5.10%	490 100.00%	3.214	
3134 国民年金制度の推進	13 2.65%	39 7.96%	73 14.90%	100 20.41%	234 47.76%	31 6.33%	490 100.00%	3.156	

今後の方向性

健康づくりの推進

近年、高齢化の進展と生活習慣の変化に伴い、がん、糖尿病、心臓病及び脳卒中などの「生活習慣病」が増えているなど深刻な社会問題となっていることから、町民の生活習慣の改善、健康寿命の延伸、生活の質の向上のために、町民自らが健康づくりに心がけることが重要である。そのため、地域の実情や町民のライフステージに合わせて、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むための場所や機会の提供などの支援を行っていく。「健康づくり」の第一歩として継続して運動することが健康につながることから、さむかわ wakuwaku 体操等を家庭、地域、健康に関する各種団体と連携を図り、地域社会全体で町民の健康づくりを推進し、「自分の健康は自分で守る」という意識の向上の実現を目指す。

健診から一貫した健康づくりの流れをつくりあげるため、健康に対する意識や行動の変化に対応する情報提供や支援を充実していく。

スポーツ・レクリエーションを楽しんでもらうことから、自分の体力の現状を把握していただく事業も取り入れてきており、今後も楽しみながら続けられるスポーツ企画の提供を行っていく。

保健・医療の充実

町民の健康保持と健康増進を目的に保健・医療・福祉の連携により、疾病の予防及び早期発見のための各種健診事業や予防接種事業等の充実に努めていく。

母子保健においては、生後4ヶ月までの全乳児の把握につとめ、育児不安や産後うつ病、児童虐待の早期発見・対応において技術的支援等積極的に取り組んでいく。

健康診査やがん検診においては、受診しやすい体制をつくり、生活習慣病の予防、改善を推進していく。

一次救急医療確保対策事業のあり方や必要性については、茅ヶ崎医師会と継続して協議していく。不足気味の一部診療科目については、湘南東部医療圏（藤沢、茅ヶ崎、寒川）の中で確保し、対応できるよう各市及び医師会に協力要請を行っていく。

社会保障制度の推進

急速な少子高齢化の進展により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民の生活に大きなウエイトを占め、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなった。給付と負担のバランスや世代間の公平性が求められている中、国の制度改革等の動向を見極めながら、社会保障制度の充実を図っていく必要がある。また、町民への説明会開催や学校における制度についての講座の開催などにより、広く意識付けしていくことも検討していく。

第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第1項 地域福祉の充実

施策名 地域福祉活動の充実

第2項 高齢者福祉の充実

施策名 高齢者対策の充実

第3項 児童福祉の充実

施策名 子育て環境の充実

第4項 障害福祉の充実

施策名 障害福祉の充実

2020プラン策定時の状況

地域福祉活動の充実

平成5年に健康、福祉、医療等が総合的に連絡しあう「いきいき健康福祉プラン」を策定し、健康と福祉のまちづくりを進めてきたが、これをさらに地域に密着したものとするため（仮称）地域福祉計画の策定を進めている。

高齢者対策の充実

65歳以上の高齢者の人口構成率は、平成12年度に11.1%と県平均や周辺の市と比べると低く、比較的若い町といえるが、高齢化が急速に進展してきている。

平成12年度より介護保険制度が導入されたが、介護保険制度利用対象外の高齢者に対する在宅サービスや介護保険対象外サービスの重要性が高まっている。

子育て環境の充実

近年急速に少子化が進んでおり、また、核家族化や夫婦共働きが一般化していく中で、子育てを支援し、子どもを生み育てる環境の整備が求められている。

保育園の現状は、少子化による児童数の減少はあるものの、女性の就労機会の増加を反映して、低年齢児の保育や保育時間の延長等により入所児童は増える傾向にある。

こすもすの郷の子育てサポートセンターを活動拠点施設として事業の充実を図っている。

障害福祉の充実

障害者の社会復帰を促進するため、地域作業所への通所事業や、障害者が働ける場所の確保のため関係機関と協力し支援している。

障害者の自立を促すため、各種機器の購入費補助等の援護を行っているほか、機能回復訓練や医療給付等を実施している。

主な成果

地域福祉活動の充実

住民を中心とした福祉の役割は極めて重要になってきている。地域住民、当事者団体、NPO等の支援団体・グループ、社会福祉事業者等の担い手の参加・参画等、協働による地域福祉活動の充実が求められており、平成17年度策定の寒川町地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）を平成20年度に見直し、今後2ヶ年間に力を入れる施策を重点項目として取り組むこととした。

福祉活動拠点の整備ということで、平成20年度に（仮称）健康福祉総合センター建設用地6513.8㎡を購入した。

高齢者対策の充実

役場庁舎敷地内のバリアフリー化（段差解消）や寒川駅南口及び駅構内にエレベーター等を設置し、高齢者や障害者等が利用しやすい施設整備を図っている。

「ふれあいセンター」を小動地区にオープンさせ高齢者の介護予防等の促進を図った。

平成20年度（平成20年3月31日まで有効の医療証交付を受けている町民税非課税世帯の68・69歳）は、平成20年3月診療分の医療費助成、平成21年度は、医療機関からの請求遅れ分の医療費助成を行っている。

高齢者に様々な在宅サービスを利用していただくことにより、施設に入所することなく自宅での生活を続けることが出来ている。

子育て環境の充実

保育環境の改善を図るため町立保育園 3 園の改修工事等を行い、結果待機児童が減少した。児童デイサービスセンターを新たに建設し、心身障害児の発達・成長に必要な生活訓練等の充実を図った。

子育て支援センター等子育て支援活動拠点施設の事業及び施策は推進され、その成果は上がっている。さらに、子育てに対する不安解消のための子育て相談や、増加傾向にある児童虐待等に対応する子育て支援相談員の活動についても充実が図られた。

小児医療費助成制度の対象年齢を拡大し、子育て世帯の経済負担の軽減についても充実が図られた。

障害福祉の充実

精神障害者の作業所や知的障害者の授産施設等が、新たに町内に設置され、在宅障害者が地域社会の一員として職業を得て自活するために必要な訓練等を行った。

障害福祉施策の推進にあたって最大なポイントとなる相談支援について、相談支援事業所、地域自立支援協議会を設置するなど体制の強化が図られた。

障害者の生活の場としてのグループホーム・ケアホームが町内に 3 箇所設置され、また、入居者に家賃の助成事業を開始したことで、地域への定着が図られた。

主な課題

地域福祉活動の充実

住民の生活ニーズや多様な福祉サービスの利用を支援するため、地域や家族で支えあう相互扶助機能を再構築することが必要である。

福祉活動の推進として、町民のニーズにあったきめ細かな各種サービスの提供が課題である。

福祉活動拠点の整備として、健康、福祉、医療等が総合的に機能し、地域の福祉活動を展開するための健康福祉総合拠点施設（仮称）健康福祉総合センターの建設用地を平成 20 年度に取得したので、今後の町の財政状況を踏まえながら建設に向け検討していく。

高齢者対策の充実

平成 7 年に建設された「老人憩の家」は、地盤が軟弱であり、建設後の経年等により老朽化が激しく一部の改修では対応できない状態である。

一人暮らしの高齢者など行政サービスを本当に必要としている人に、必要な内容のサービスを提供する仕組みづくりが必要である。

高齢者の就業機会の充実のため、シルバー人材センター・老人クラブの会員数、高齢化は進んでいるが、会員の増加に繋がっていない状況にある。

子育て環境の充実

女性の就労機会の増加を反映して出生後満 1 歳になる前から入園を希望する家庭が多く、認可保育園の 0 歳～ 2 歳児定員枠の拡大が今後求められる。また、町立保育園 3 園は昭和 50 年代に建築されて約 30 年経過し、部分的な改修工事は行われているものの大規模な改修も近い時期に必要となる。

子育てに関する育児不安や、悩みを抱えている家庭も増え、相談体制や情報提供をさらに充実していく必要がある。

子育て支援として児童手当や小児医療費助成などの経済支援の充実を求める声は引き続き大きい。

障害福祉の充実

「支援費制度」から「障害者自立支援法」に制度が改正され、身体・知的・精神の 3 障害の一本化が図られ、また、発達障害、高次脳機能など、障害の定義も多様化する傾向があり、より障害福祉の充実が求められている。

新たな事業と社会資源の確保は進んでいるものの、社会資源においては、いまだ不足しており、町外の施設を利用する障害者は少ない。新たな事業所の開設は困難な状況で、地域での生活を支援する上では課題がある。特に精神障害者については、障害に対する理解や日中活動の場が、町内のみならず全国的に不足している。また、障害福祉の充実のためには、見直しが必要な事業もあり、障害福祉サービスをトータル的、かつ適正に提供できるようさらに改善していく必要がある。

子育て支援センター事業活動実績

項目		年度別							
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
子育て支援センター	開設日数	242日	246日	243日	244日	245日	242日	244日	
	来所者	親子組数	5,251組	5,339組	5,157組	5,620組	5,626組	4,998組	4,894組
		内、初来所		263組	214組	143組	243組	217組	998組
		総人数	11,686人	11,760人	11,532人	12,751人	12,473人	11,312人	11,461人
		内、初来所		1,332人	472人	300人	477人	473人	487人
		1日平均人数	48.3人	47.8人	47.5人	52.3人	50.9人	46.7人	47.0人
	電話、FAX等での利用	302人	238人	215人	184人	189人	208人	161人	
	総利用人数	11,988人	11,998人	11,747人	12,935人	12,662人	11,520人	11,622人	
	相談	面談	2,134件	1,964件	2,272件	2,839件	2,578件	2,124件	2,373件
		電話	302件	145件	141件	135件	118件	114件	76件
		合計	2,436件	2,109件	2,413件	2,994件	2,694件	2,238件	2,449件
	通告	10件	1件	2件	1件	5件	0件	1件	
	関係者の利用人数	1,143人	688人	612人	615人	573人	660人	533人	
巡回ひろば	実施回数	55回	40回	40回	37回	37回	43回	41回	
	参加者	親子組数	315組	205組	193組	131組	173組	220組	220組
		総人数	651人	454人	406人	272人	365人	452人	463人
	相談	231件	128件	121件	94件	104件	136件	179件	
	通告	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
	関係者の利用人数		2人	1人	0人	0人	0人	0人	
出向・訪問等での相談対応	138件	82件	62件	70件	65件	13件	25件		
出向・訪問等での通告(受理)	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件		
電話、FAX、手紙等での補完的援助	85回	62回	23回	15回	29回	18回	44回		
関係機関との連携・協力	630回	405回	380回	420回	275回	179回	164回		
グループ支援	20回	7回	3回	7回	3回	0回	0回		
PR活動			30回	32回	19回	11回	15回		
研修・見学等への参加	29回	46回	43回	65回	52回	27回	25回		

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
3211 地域福祉活動の充実	11 2.24%	43 8.78%	118 24.08%	119 24.29%	171 34.90%	28 5.71%	490 100.00%	3.186	
3221 高齢者福祉の充実	14 2.86%	55 11.22%	117 23.88%	116 23.67%	165 33.67%	23 4.69%	490 100.00%	3.109	
3231 子育て環境の充実	16 3.27%	64 13.06%	102 20.82%	102 20.82%	173 35.31%	33 6.73%	490 100.00%	3.021	
3241 障害福祉の充実	8 1.63%	26 5.31%	73 14.90%	73 14.90%	280 57.14%	30 6.12%	490 100.00%	3.172	

今後の方向性

地域福祉の充実

少子高齢化の進行や価値観の多様化に伴い、地域での支え合いや助け合いの精神が希薄化される中で、地域社会が大きく変化しており、住民を中心とした福祉の役割は極めて重要になってきている。このような状況の中で、町民一人ひとりが真の豊かさを実感できる福祉社会、誰もがその人らしく安心して充実した生活を送れるような地域社会の構築を推進し、その目指すべき方向性を導くため、平成17年度に寒川地域福祉計画を策定し、重点項目に位置付けられた施策の実現に向けて、関係各課等と連携を図っていく。
(仮称)健康福祉総合センター建設用地を購入したので、今後の町の財政状況を踏まえながら(仮称)健康福祉総合センターの建設に向けて検討していく。

高齢者福祉の充実

高齢者人口も年々伸びており、平成21年9月には19.25%と全国平均(22.7%)よりも若い町ではあるが確実に高齢化が進んでいる。平成15年4月にオープンした「ふれあいセンター」では、高齢者の豊かな経験と知識・技能を生かし、世代間の交流を図るなど、介護予防の促進を目的に各種事業を行っている。また、高齢者の就労機会の提供を通じ、高齢者の社会参加と健康づくりや生きがいづくりに寄与しているシルバー人材センターや老人クラブ連合会の活動を引き続き支援していく。
安心した暮らしを守るために、町の介護保険制度を含めた高齢者に関する保健福祉施策全般にわたる第4次高齢者保健福祉計画を既に策定しており、今後もその基本理念、基本目標及び重点課題にしたがって事業を展開していく。

児童福祉の充実

近年、少子化・核家族化等の進行に加え、社会経済状況の変化により、子どもや子育て中の家庭を取り巻く環境は厳しさを増している。また、価値観の多様化によって、晩婚化・未婚化が進み、子どもを持たない夫婦の増加傾向も指摘されている。このような中で、今後の少子化社会の情勢に対応できる、子育て支援の環境を整備するため、家族や地域の人々と、行政や関係機関がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを展開する。

障害福祉の充実

近年、障害者の福祉制度は、めまぐるしい変革の中におかれ平成15年度には「措置制度」から「支援費制度」に、平成18年4月から新たな改革として障害者自立支援法が施行された。町では、平成18年度に障害福祉計画を策定し、福祉施設入所者の地域生活への移行、障害者の一般就労など、障害者が自立した生活を送れるようノーマライゼーションの理念の普及に努め、今後も各種施策の推進を図っていく。
相談支援体制のさらなる強化を図るため、町単独で地域自立支援協議会を設置することで、より地域の実状にあったものとする。また、効率的で適正な事業編成となるよう全ての事業を見直し、障害者の実状にあった地域生活支援の実現のための取り組みを行う。

3節 安心して暮らせるまちづくりを充実します

- 第1項 防災対策の充実
施策名 防災対策の充実
- 第2項 消防・救急体制の充実
施策名 消防体制の充実
救急救助体制の充実
- 第3項 交通安全・防犯対策の充実
施策名 交通安全対策の充実
防犯対策の充実
- 第4項 地域活動の推進
施策名 地域コミュニティの充実
ボランティア活動の促進
消費生活の向上
- 第5項 共に支え合う地域社会の実現
施策名 男女共同参画社会の実現
平和で平等な社会の実現

2020プラン策定時の状況

防災対策の充実

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害全般の総合的な指針となる「寒川町地域防災計画」を策定し、より実効性のある防災対策に取り組んでいる。

消防体制の充実

都市化の進展により、中・高層住宅の増加や建築様式も年々変化してきており、火災原因も複雑、多様化している中で、特殊災害も増加傾向にあり、ますます消防の使命は重要になってきている。

救急救助体制の充実

高齢者の増加や交通事故等による救急出動件数が、年々増加傾向にあり、傷病者に対する医療機関との連携も重要な役割を持っている。

交通安全対策の充実

車社会を背景に交通量が増大する一方で、交通ルールを無視したり、交通マナーの乱れから交通事故が増え、特に子どもや高齢者の事故が増加傾向にある。

防犯対策の充実

都市化の進展や社会環境の変化、核家族化などにより、地域での住民相互の連帯感が薄れてきており、地域での犯罪抑止機能が低下するなど犯罪が増加し複雑化してきている。

地域コミュニティの充実

町内に23の自治会があり、美化運動や防犯活動などのほか、自治会の自主的な活動が行われている。

ボランティア活動の促進

阪神淡路大震災におけるボランティア活動は、我が国におけるボランティア元年と呼ばれるほど、自発的な市民活動に対する社会的認知の契機となり、その後、特定非営利活動促進法（NPO法）の制定につながり地域レベルでの町民活動の育成や行政の支援のあり方が検討されるようになってきている。

男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会をめざす指針として、平成12年3月に「さむかわ男女共同参画プラン」を策定した。

平和で平等な社会の実現

平和思想の普及、啓発に努めるとともに、町内在住の小学生・中学生を対象に毎年8月、原爆被災地へのピーストレイン事業を行い、子どもたちへ平和に対する意識の高揚を図っている。

主な成果

防災対策の充実

町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、寒川町地域防災計画の内容を現状に対して大幅に見直した。また、洪水ハザードマップや防災マップを作製し、全戸配布して水害対策等に関する情報提供を行った。防災行政無線のデジタル化及び全国瞬時警報システムの設置工事を行い、町民に対し、放送内容がはっきりと聞き取りやすく、正確な災害情報の提供を図った。

小中学校施設の耐震化については、平成20年度末で80%となり、平成21年度の耐震補強工事が終了すると、耐震化率は90%となり、平成22年度には100%を目指している。

平成18年度から町耐震改修工事補助金交付要綱に基づき、約4100棟の内12棟が耐震改修工事を実施した。

自主防災組織単独の訓練（年2回実施目標）の他に町総合防災訓練、消防本部主催の自主防災リーダー研修会（年1回全自主防幹部参加）等の実施により防災意識の向上等、成果は上がっている。

これまで姉妹都市（寒河江市）や2市（藤沢市・茅ヶ崎市・町）などと協定を締結してきたが、より一層の充実を図るため、高座広域都市行政協議会（海老名市・座間市・綾瀬市・町）において、災害時等における相互応援協力に関する協定を締結し広域的にも安全・安心のまちづくりを推進した。

消防体制の充実

火災予防運動等の推進により防火意識の高揚、火災予防運動の推進により意識啓発が図られている。

平成20年度より70歳以上の独居の家庭に住宅用火災警報器を助成、また平成23年6月からは既存の住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務化されることから消防本部、消防団、女性防火クラブや自治会等を通じ設置推進を図っている。

救急救助体制の充実

職員の資格取得、研修を計画的に実施してきたことにより、職員の資質の向上と専門的な技術取得が図られ、また個々の資格取得や研修で得た知識や技術を職場内にフィードバックさせ、質の高い訓練等を実施し、災害現場等で生かし充分成果は上がっている。自動対外式除細動器（AED）を、町内の公共施設8箇所に設置し、心肺停止者の救命率の向上を図っている。平成20年度は、普通救命講習会の開催を31回開催し、484人受講し総受講者数が3,615名なった。心肺蘇生法（CPR）等応急手当講習会は、毎年1,000人前後の受講者があり、平成17年10月と平成18年6月に、町民による応急手当により、尊い人命が救われた実績もあり、成果はあがっている。

交通安全対策の充実

交通事故ゼロを目指すため、茅ヶ崎警察署及び関係機関と連携して交通事故防止キャンペーンを始め、交通指導員等による交通安全活動、新入学児童への黄色い帽子の配布、チャイルドシートの購入費助成などの事業を継続的に実施した結果、町内での交通事故件数も毎年減少傾向にあり、成果は上がっている。（平成21年度寒川町交通事故発生件数316件、平成20年度寒川町交通事故発生件数324件、平成19年度寒川町交通事故発生件数336件）

防犯対策の充実

児童が安心して登下校できるよう、学校、地域等が連携して子どもたちの安全を確保するための監視体制の強化を行っており、児童に対する被害が発生していないことから抑止力として一定の効果は上がっている。

事故、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、適所に防犯灯を設置し、夜間における歩行者の安全を確保した。また、防犯アドバイザーによる下校時のパトロールを継続的に実施し、児童の安全確保を図った。その他、イベント開催時や防犯キャンペーンで防犯グッズを配布し、町民の防犯意識の高揚に努め、町内の犯罪発生件数は、毎年減少している。

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた町民の遺族又

は傷害を受けた町民を支援するため、寒川町犯罪被害者等支援条例を制定し、平成15年4月より実施した。

不審者情報は後を絶たないが、様々な犯罪防止活動により、幸いにして重大な事件につながっていない点からは一定の成果はあがっていると考えられる。

地域コミュニティの充実

自治会は、地域活動の中心的な組織であり、密接な連携により、地域コミュニティの醸成が図られた。具体的には、行政情報の周知・回覧、広報紙等の配布、町行事等への参加、地域で開催する防災訓練等との連携を行った。

ボランティア活動の促進

町民の住民活動における事故等の対応として平成14年10月から住民活動補償制度に加入し、住民活動補償による補償を行っている。

消費生活の向上

町民による相談件数も増加傾向にあり、茅ヶ崎市と消費生活相談業務に関する協定を締結し相談体制の充実を図った。町における消費相談窓口の開設日は、週に2日となっているが、茅ヶ崎市との連携により、寒川町民は、茅ヶ崎市に行けば茅ヶ崎市民と同様に相談を受けられることになっていることから、実際の相談可能日は週5日となり、町民の相談のニーズには対応できていると考える。

男女共同参画社会の実現

男女が性別に関係なく、一人ひとりが個性と能力を十分発揮し、あらゆる分野に参画できる新しい社会づくりとして「第二次さむかわ男女共同参画プラン」を策定し推進している。「女性のためのパワーアップセミナー」や「男と女のおしゃれ講座」など意識啓発事業を通じ、参加者の理解は着実に深まってきているが、参加者数はなかなか定員までいかない。しかし、参加した町民の満足度は高いことから、一定の成果はあがっているものとする。

平和で平等な社会の実現

平和事業については、「ピーストレインさむかわ」の実施ならびに「平和展」の開催を通じ、人権啓発事業については、相談窓口の開設、年々応募が増加している中学生への作文募集、街頭啓発等を通じ、町民への意識啓発は図られているものと考えられるが、今後もさらなる意識啓発に向け引き続き事業実施をしていく必要がある。

主な課題

防災対策の充実

災害に対しての備えを常に心がけ、最小の被害にくい止めるよう、地域ぐるみの自主防災組織の育成等を図っていく必要がある。また、災害弱者と言われる要援護者支援体制作りについて、自治会や関係機関と連携強化を図る必要がある。

自主防災組織は、自治会で組織していることから、ほとんどの地域では、役員任期が1年であり、防災訓練などの取り組みに苦慮している。自治会での備蓄については防災倉庫の収納スペースに限りがあり、また、予算面から、最低限の機能となっている。

阪神淡路大震災から年数が経過するにつれ、耐震に関する意識の低下が見受けられる。今後、住民の方の関心を高めるためパンフレットなどの資料による啓発、セミナーなどを開催し耐震化の促進、新築住宅への建て替え促進が求められている。

消防体制の充実

出動準備態勢及び時間帯に合わせた出動経路を随時検討し、現場到着時間の短縮を図れるよう近隣都市や広域連携による応援協定によって、効率的で効果的な消防活動の充実が必要である。

消防団員の確保については、近年社会情勢の変化や就職状況の変化により入団希望者は年々低下している。

消防無線設備のデジタル化、高規格救急車・高度救急資機材等の整備・維持など多額の経費が見込まれる。

救急救助体制の充実

計画的な救急救命士の資格取得と救急救命講習会の受講者数や開催回数などが制限されていることからボランティアによる講師での開催など講師の育成や開催内容の多様化を検討する必要がある。

交通安全対策の充実

交通事故防止の意識向上に向け、より一層茅ヶ崎警察署及び関係機関等と連携し、交通ルール、マナーの意識向上を図り、さらなる交通事故撲滅に向けた施策を展開する必要がある。

防犯対策の充実

茅ヶ崎警察所管内では乗り物盗などの非侵入犯罪が増加傾向にあることから、今後も、茅ヶ崎警察署や関係機関と連携し、防犯啓発を図る。不審者によって子どもが被害に遭う事件は後を絶たない。各学校を中心にした見守り活動の充実が課題である。非行防止に向けては、「学校教育の推進」を通して、心の教育の充実、家庭・地域・関係機関との連携などによって取り組むべきと考えられる。

防犯や交通安全対策については、行政だけの対応だけでは限界があるため、住民や自治会、各種団体との協働により、地域ぐるみの取組みを一層推進していく必要がある。

地域コミュニティの充実

地域活動の中心を担う自治会の加入率は、現在約8割となっている。自治会活動をPRし、加入の促進に努めているところであるが、加入率アップにはつながらない。地域集会所については、指定管理者による適切な管理形態のあり方を、今後も検討していく必要がある。

ボランティア活動の促進

福祉や教育等の分野で、自発的な活動が行われているが、今後、活動を拡大していくためには、行政として、自発的な活動を促進するための行政情報の提供や活動の場の確保等、ソフト、ハード両面からのサポートが必要である。

消費生活の向上

消費者を巡るトラブル（詐欺等）については、情報化社会、高齢社会の急速な進展等を背景に、年々悪質・巧妙化する悪質商法から若者や高齢者等を守るため、年代ごとを対象にした情報誌の発行、研修会等の開催を通じ、トラブルの未然防止に努めていく必要がある。

男女共同参画社会の実現

男女共同参画プラン策定や国等における政策も浸透してきており、社会全体としての意識はかなり高まっているように考えるが、町としては、今後も近隣市との連携強化により町民の講演会等への参加機会の充実に努めていく必要がある。

平和で平等な社会の実現

人権相談件数自体は減少傾向にあるが、インターネット等を通じた卑劣ないじめ等をニュース等で多く見聞きすることから、今後も、身近なところから、基本的人権の尊重についての意識高揚に努めていく必要がある。

「ピーストレインさむかわ」は、参加できる児童・生徒が限られてしまうことや、町財政が厳しい時期においては事業実施が困難なため、平和意識の高揚が図られるような他の啓発事業への転換を検討する必要がある。

救急出動件数の推移（単位：件）

	火災	水難	交通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	その他	合計
平成14年	3	-	362	44	24	165	20	18	1,004	132	1,772
15	2	-	352	38	22	216	22	16	1,099	140	1,907
16	4	-	325	43	24	205	19	19	1,025	135	1,799
17	4	1	324	35	23	234	27	29	1,220	128	2,025
18	4	1	292	26	11	216	14	22	1,122	94	1,802
19	4	1	281	32	24	252	15	40	1,120	106	1,875
20	3	-	278	22	25	254	11	26	1,053	107	1,779

火災出動件数の推移（単位：件）

	火 災			その他火 災警戒等	合 計
	建物	車両	その他		
平成14年	6	5	18	51	80
15	14	4	4	36	58
16	11	4	17	54	86
17	9	1	8	32	50
18	7	2	9	33	51
19	8	1	8	55	72
20	12	0	6	65	83

町内交通事故件数の推移（単位：件）

	事故件数	死者	重傷者	軽傷者
平成14年	440	0	17	502
15	424	3	22	477
16	426	3	29	487
17	440	2	10	526
18	362	4	13	396
19	336	2	13	358
20	324	2	6	370
21	316	2	12	343

消費生活相談件数の推移

	相談件数 (件)
平成13年度	118
14	134
15	300
16	316
17	208
18	207
19	140
20	143
21	164

平成15年度より相談回数を増やした。

平成17年度より茅ヶ崎市と協定を結び両方の窓口で相談を受けられるようになった。

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
3311 防災対策の充実	22 4.49%	94 19.18%	109 22.24%	81 16.53%	157 32.04%	27 5.51%	490 100.00%	2.814	
3321 消防体制の充実	53 10.82%	115 23.47%	108 22.04%	120 24.49%	69 14.08%	25 5.10%	490 100.00%	2.745	
3322 救急救助体制の充実	52 10.61%	123 25.10%	91 18.57%	59 12.04%	140 28.57%	25 5.10%	490 100.00%	2.483	
3331 交通安全意識の高揚	21 4.29%	93 18.98%	154 31.43%	171 34.90%	31 6.33%	20 4.08%	490 100.00%	3.082	
3332 防犯対策の充実	16 3.27%	81 16.53%	131 26.73%	136 27.76%	107 21.84%	19 3.88%	490 100.00%	3.063	
3341 地域コミュニティの充実	20 4.08%	58 11.84%	139 28.37%	135 27.55%	119 24.29%	19 3.88%	490 100.00%	3.105	
3342 ボランティア活動の促進	11 2.24%	44 8.98%	112 22.86%	77 15.71%	227 46.33%	19 3.88%	490 100.00%	3.045	
3343 消費生活の向上	11 2.24%	43 8.78%	73 14.90%	67 13.67%	275 56.12%	21 4.29%	490 100.00%	3.010	
3351 男女共同参画社会の実現	21 4.29%	63 12.86%	72 14.69%	47 9.59%	261 53.27%	26 5.31%	490 100.00%	2.714	
3352 平和で平等な社会の実現	24 4.90%	60 12.24%	72 14.69%	60 12.24%	246 50.20%	28 5.71%	490 100.00%	2.778	

今後の方向性

防災対策の充実

地震、大雨等の災害に備え、専門性の高い職員の育成や、防災資機材の整備を図るとともに、正確で迅速な情報の収集と提供、職員や防災機関等の初動体制の確立を進め、さらに、最近では集中豪雨などが多発する傾向にあることから、国・県の河川氾濫等の想定を踏まえ、洪水ハザードマップや防災行政用無線を活用し、町民等の生命と財産を守るための取り組みを進める。

「寒川町地域防災計画」を指針に、「自らの身は自らが守る」という自主防災の考えのもと、各地域での防災訓練の充実を図り、災害時に町民等が互いに協力し助け合う活動ができるよう各自治会等における災害時行動マニュアルの作成などを支援していく。

消防・救急体制の充実

近年、町においても少子高齢化や建物の高層化など社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化し消防の弱体化が懸念されています。今後も、安心安全な町を目指し、消防体制の充実強化を図るため消防資機材の充実、人材の育成を進めるとともに、消防相互応援協定の一層の充実や消防指令システムの共同化などの広域連携、消防の広域化、消防団の充実などを検討し、町の総合的消防力の強化に努める。

交通安全・防犯対策の充実

交通安全・防犯対策については行政だけの対応には限界があることから、今後も警察署や防犯協会などの関係機関と連携を密にするとともに、町民・企業・行政、三者協働の視点に立つての事業展開を充実させる。

防犯対策については成果があがったので終了ということではない。町民の安全確保の面や、子どもの非行防止、高齢者の詐欺被害等防止の面からも地域の方に目を注いでもらえるよう、自治会等との連携を充実していく。

地域活動の推進

地域のつながりが希薄になり、地域社会での助け合いがなければ解決しない問題が増えている。中でもまちづくりにおいては、町民パワーやボランティアの活動に負うところが大きいと考えられる。今後も、地域活動の中心組織である自治会と町との対等な立場での役割分担により、地域で行う防災・防犯対策（防犯灯のチェック）・道路の安全確保等の支援と連携を通して、地域コミュニティの充実に努めていく。

住民活動を行っている団体を把握し、それらとの協議などにより、どのような支援策が求

められているか研究していく。

寒川町への転入者等に対する自治会加入に関する PR、周知等の徹底に努めていく。

消費対策

急速な高齢社会に加え景気の低迷が長引く中、今後、町民からの消費対策の相談件数は拡大していくことが見込まれる。今後も町民の安心、安全な生活の実現に向け、相談体制を維持していくとともに、消費生活に関する情報提供の場として相談室の充実を目指す。

共に支え合う地域社会の実現

男女がともに性別にとらわれることなく、自らの能力を發揮し個性を伸ばす生き方が選択できる社会の実現をめざすとともに、長い歴史に培われてきた慣習を変えるには、男女共同参画プランの推進による制度や環境などの周知・意識啓発を地道に行っていくことが重要である。

平和意識や人権意識を持つことは、私たちが日々の生活を送っていく上で欠かすことのできないものであることから、今後も平和展等の開催や人権については相談窓口の開設や街頭啓発等を通じ、意識啓発に努める。

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

第1節 ふれあいのある生涯学習を充実します

第1項 生涯学習の推進

施策名 生涯学習活動の推進

第2項 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策名 スポーツ・レクリエーション活動の推進

2020プラン策定時の状況

生涯学習の推進

自由時間の増大、情報化の進展、少子高齢化社会の到来など社会環境の変化にともない、町民の学習意欲や学習ニーズが高まり、その内容も高度化、多様化してきている。すべての町民が、その特性と能力を限りなく伸ばすことができる学習活動の環境づくりを行うため、平成6年に「さむかわ いきいき学習ライフ21プラン」を策定している。生涯学習の推進は家庭、学校、地域等が行政と一体となって連携を図り、指導者の育成など総合的な生涯学習の推進体制を確立していく必要がある。公民館等で各種講座を行っているが、町民の団体から専門的な分野の課題に対して、学習を求められた場合、町職員が講師となって行う「さむかわ出前講座」や専門知識を持った講師を招いた講座を実施している。今後もこのような学習機会が拡大していくと考えられ、公民館講座等との連携が求められている。町民センターを含め4つの公民館に図書室があるが、総合図書館がなく、町民から建設の要望が寄せられている。

スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯スポーツに関する現状と将来方向を把握する町民意識調査を実施しその結果に基づいて町の「スポーツ振興基本計画」を策定する。また、スポーツ振興策の一つとしての「総合型地域スポーツクラブ」の設立を検討する必要がある。スポーツ・レクリエーション活動は、自由時間の増大や労働時間の短縮等により、子どもから高齢者まで幅広い層に広まっている。特に健康づくりや体力づくりに加え、社会参加や生きがいづくりについての町民ニーズが高まっている。町民誰もが手軽に楽しく活動するためには、各種スポーツ・レクリエーションの指導者の育成や活動情報等の提供のほか、スポーツ・レクリエーション団体の支援が必要である。寒川総合体育館は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として多くの町民等に利用されている。その他のスポーツ施設は、町営プール・庭球場・野球場・サッカー場・スポーツ公園等があり、生涯スポーツ施設として、これらの施設を効果的に運営管理していく必要がある。

主な成果

生涯学習の推進

町民の一人ひとりが、個性や能力を発揮し、生きがいのある充実した生活を送れるような、生涯学習のまちづくりを推進するための生涯学習推進プラン「寒川 学びプラン」を策定し、その第1期実施計画の取り組み方針である情報提供の強化として、生涯学習活動団体情報紙を発行するなど、生涯学習の推進を図ることができた。公民館では、住民ニーズにあった講座を開催するため、参加者からアンケート調査を行い、多様化する住民ニーズを把握し、学習意欲に応える講座を企画・立案し実施している。概ね各事業とも計画に基づき実施したことにより目標も達成された。平成18年11月3日に開館を迎えた総合図書館は、県内図書館で初のICタグ導入による図書貸出やインターネットによる相談体制、DVDやCDなどの視聴覚サービスの提供など21世紀型の図書館サービスが行われている。開館以来3年間好調な利用状況を持続していることは、現時点において利用者（町民）の図書館サービスに対する期待や需要に当館がある程度応えていると思われる。

スポーツ・レクリエーション活動の推進

平成16年3月に「寒川町スポーツ振興基本計画」を策定し、これに基づき町民のスポーツ・レクリエーション活動の推進や青少年の健全育成などの振興が図られている。

生涯を通じて町民のだれもがスポーツ・レクリエーションに親しめるよう各種教室や大会等の情報提供を行い、各種スポーツ・レクリエーションに関する団体への活動支援を図り、町民のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進した。

平成18年5月に町のスポーツ活動の総合的な活動組織として寒川総合スポーツクラブが設立された。

平成18年度に相模川の自然を保全しながら親水性や散策路などに配慮した健康づくりの場として、新たなスポーツ・レクリエーションの拠点となる「田端スポーツ公園整備基本計画」を策定した。複合施設である田端スポーツ公園の整備を行うことにより、既存のニーズだけではなく、今後予想されるニーズにも対応できるよう、施設面において強化が図れた。

新たに多くの町民の方に何らかの形でスポーツ・レクリエーションに触れ合っていたいただき、楽しさや魅力を知っていただいたことにより、スポーツ・レクリエーション活動の推進が図れた。また、各種大会の開催・派遣を行うことにより町の競技力が向上し、優秀な成績を収めることが出来た。

主な課題

生涯学習の推進

生涯学習の情報提供については、より多くの町民が情報を得られるよう、さらに工夫をしていかなければならない。

老朽化する寒川町公民館については、立て替えを断念し、次年度は安全を確保するため休館を視野に入れ検討することを9月議会で表明された。

ソフト面では、町民大学を中心として、幅広いメニューの提供ができた。しかし、生涯学習の入口ともなる情報提供については、より多くの町民が情報を得られるよう、更なる工夫が求められる。

公民館施設等を整備することにより、快適で安全な環境を利用者に提供し、サービスの向上を図った。しかし、施設の老朽化が著しく、利用者から施設整備について求められている。

公民館講座開催事業については、目標に達する講座を開催したが、学びプランにあるライフステージごとの講座にばらつきがあり、新規事業を展開しながらバランスのとれた事業を考える必要がある。

公民館生涯学習推進員事業については、事業回数及び参加人数は目標を上回った。しかし、講座の内容は公民館講座開催事業と同様で、今後は地域課題を配慮した取り組みが求められる。また、公民館生涯学習推進員事業の継続性の確保のため、推進員の後継者育成に力を注ぐ必要がある。

総合図書館では、新鮮で魅力のある図書や情報を安定的に提供できる体制をつくることが不可欠である。そのためには、総合図書館の収容能力である23万冊までの資料確保が重要である。現状の財政状況を踏まえながら計画的に行う必要がある。

開館以来3年は、おおむね基礎的な運営は確立できた。しかし、利用者対応ルールや学校との連携・支援、地域や有志などとの協働活動の推進、来館利用ができない人へのサービス等の事業展開が未整備である。さらに、公民館図書室のサテライト化の検討や増書に努める必要がある。

スポーツ・レクリエーション活動の推進

寒川総合スポーツクラブ等の外部団体の協力も得て、町のスポーツ振興・競技力向上は順調に行っている。今後、更なるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っていくために、多様なニーズに応えられる体制の強化を図っていく必要がある。また、施設の多くが修繕・改築等が必要であるため、今後、改善策を検討する必要がある。

公民館年度別利用状況

年度	総利用団体数	総利用者数(人)	各館利用団体数		各館利用者数(人)	開館日数(日)
			公民館	センター		
14	9,020	157,341	公民館	2,284	32,103	295
			センター	987	59,508	303
			北部	2,655	29,060	295
			南部	3,094	36,670	295
15	9,249	149,939	公民館	2,374	32,311	305
			センター	763	50,089	309
			北部	2,795	27,910	305
			南部	3,317	39,629	305
16	9,717	161,731	公民館	2,457	33,051	304
			センター	977	58,458	329
			北部	3,289	29,557	303
			南部	2,994	40,665	303
17	9,941	170,815	公民館	2,541	34,993	305
			センター	1,011	59,171	312
			北部	3,041	33,832	304
			南部	3,348	42,819	304
18	10,012	170,009	公民館	2,346	33,680	306
			センター	934	56,538	309
			北部	3,228	36,870	306
			南部	3,504	42,921	306
19	9,892	182,693	公民館	2,169	36,419	305
			センター	1,015	63,035	311
			北部	3,154	38,432	306
			南部	3,554	44,807	306
20	9,525	178,936	公民館	1,913	32,701	304
			センター	981	58,443	307
			北部	3,222	39,635	304
			南部	3,411	48,842	303

資料：公民館

総合図書館の利用状況

	開館からの一日平均	平成 22 年 3 月現在(累計)
入館者数	1,081	1,131,949
貸出資料点数	1,576	1,662,394
利用登録者数	22.9	21,161

利用登録者数には、会館前登録者を含む。

都市公園・野外体育施設及び学校体育施設等の利用状況

年度	川とのふれあい公園		二本松公園	倉見スポーツ公園	田端スポーツ公園	寒川中学校グラウンド(夜間)	旭が丘中学校グラウンド(夜間)	町営プール	庭球場	大蔵青少年広場	
	野球	サッカー								グラウンド	多目的
	(件)	(件)								(人)	(人)
平成 14 年度	730	782	357	714	413	211	105	31,537	3,371	12,804	3,332
15	722	693	290	723	367	189	76	21,723	3,410	14,716	4,584
16	721	609	297	722	292	197	63	25,814	3,307	14,368	3,486
17	612	499	371	642	267	186	63	25,021	3,468	13,242	3,920
18	682	722	294	635	362	193	59	21,263	3,244	13,834	3,341
19	845	776	0	607	439	192	97	25,029	3,201	15,120	3,823
20	917	998	0	606	493	204	147	26,380	3,015	16,491	4,633

注：二本松公園は 18 年 12 月まで・町営プール人数は幼児を含む 資料：スポーツ振興課、生涯学習課

町民意向調査（平成 21 年 5 月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
4111 生涯学習活動の推進	25 5.10%	79 16.12%	95 19.39%	63 12.86%	201 41.02%	27 5.51%	490 100.00%	2.748	
4121 スポーツ・レクリエーション活動の推進	35 7.14%	120 24.49%	96 19.59%	61 12.45%	155 31.63%	23 4.69%	490 100.00%	2.587	

今後の方向性

生涯学習の推進

町民大学や公民館講座等は時代の要請に対応したメニューの拡充など、多様化する住民ニーズに応えられる事業展開に取り組んでいく。

「学びプラン」第 2 期実施計画が平成 23 年度から始まるため、第 1 期の的確な評価を実施しておく必要がある。生涯学習の入口ともなる情報提供については、さらに工夫をし、より多くの町民が手軽に情報を得られるよう、広報紙のほかホームページ・チラシ・メディアの活用などに取り組んでいく。

総合図書館は町民の生涯学習活動の拠点施設であることから、新鮮でかつ魅力のある資料を提供していくことが重要な役割である。そのために、図書館資料を計画的かつ継続的に確保していく。

資料の企画展示や催し等で既存資料の有効活用を大いに図っていくとともに、利用者が効率的に図書館を活用できるよう環境の整備を進めていく。また、学校や地域との連携によりさらなるサービスの拡大に努めていく。

公民館開催事業については、マンネリ化を防ぎ、内容を精査し、継続的に推進する必要がある。公民館図書室運営事業については平成 23 年に寒川総合図書館の分室化を控え、データ整理や地域に密着した図書運営を図っていく必要がある。公民館生涯学習推進員事業については、各地域の独自性と特色を生かした事業内容の充実を図るため、推進員会議を主体とした積極的な事業の推進を図るとともに、推進員の後継者育成に努める。公民館等施設整備事業については、各施設の老朽化が進んでいることから施設等の安全確保を図りつつ、住民サービス向上のため計画的に改修等を行っていく。

公民館・図書館利用者の活動の場・発表の場を確保し、講習受講後に各人がステップアップしていけるための仕組みづくりを検討する。

スポーツ・レクリエーション活動の推進

現在、町が管理しているスポーツ施設の多くは非常に老朽化が進んでおり、早急に修繕等の対応していく。

今後はスポーツに対するニーズがより多様化し拡大していくと考えられるので、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、誰もが自由に行える機会の拡充と時代にあったスポーツ活動の推進を図る。

地域全体でスポーツ活動の指導者及び支援者の育成・確保を図っていく。

第2節 豊かな心をはぐくむ教育を進めます

第1項 家庭教育・学校教育の推進

施策名 家庭教育の推進

学校教育の推進

第2項 青少年の育成

施策名 青少年活動の推進

2020プラン策定時の状況

家庭教育の推進

幼児の基本的な生活習慣や心豊かな感性の育成等をめざした幼児教育が求められている。近年、突然「普通」の子どもが凶悪な犯罪を引き起こすという事件が多発している。子どもたちの心の成長を考える場合、核家族化や少子化等といった家族の多様化、親の無責任な放任、過保護、過干渉、地域における人間関係の希薄さ、過度の受験戦争を背景とした学校生活のゆとりのなさといった多くの憂慮すべき状況がある。

学校教育の推進

近年、国際化や情報化が進展するなど社会は大きく変化している。その中で、社会の変化に対応することができ、たくましさや豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成が求められている。

学校教育では、総合的な学習などの導入による多様な学習形態に対応するため、また、安全な教育活動を推進するために教育環境の改善を図っていくことが必要となっている。食中毒等に対する、学校給食の安全性の確保が求められている。

いじめ、不登校、非行の低年齢化など児童・生徒に関わる課題は山積しており、児童・生徒が抱える悩みや不安の解消に向けて積極的に取り組むことが求められている。

青少年活動の推進

核家族化やライフスタイル等の社会環境の変化により、子どもたちの遊びの形態も変化し、家庭内での遊びが増えてきている。

青少年の抱える悩みや不安など、深刻化する問題に対応するため相談体制の充実が求められている。

家庭、学校、地域等が連携した中での児童や青少年の健全育成が求められている。

主な成果

家庭教育の推進

私立幼稚園等に通う幼児の保護者の経済的負担の軽減や幼稚園教育の振興を図った。就園奨励費の助成申請のあった各幼稚園等の保育料は、月額15,000円～30,000円程度となっており、町では、所得階層、兄弟姉妹構成、何子目かに応じて、15,000～301,000円の補助金を保護者へ支給している。

子ども向け情報誌「すきっぷ」の発行により、子どもたちの体験活動の場を家庭に提供し、子どもたちの心豊かな感性の育成に寄与している。また、琴や三味線などの邦楽教室などの体験の場を提供してきた。

学校教育の推進

時代や社会の要請にも即しながら、「知・徳・体」のバランスがとれた児童・生徒の育成を目指して事業に取り組んできた。各学校においては様々な実践が行われ、これらの事業が効果的に展開された。

新学習指導要領に対応するための英語指導助手活用事業、教職員向けの研修会を中心とした教職員の資質向上事業、個々の児童・生徒及び保護者の心の安定を図るための教育相談充実事業が効果的に展開され、目的が達成された。

平成15年度から編集作業に取り組んできた「寒川町教育史(資料編)」を計画どおり平成18年度に発刊することができた。

教育相談体制の充実として、精神科医師、心理士をはじめ、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、メンタルフレンド・訪問相談員などの活用が図られた。

パソコン教室の整備やトイレ改修等、各学校の改修工事等を行い、学校環境の整備が図られた。各学校の改修や修繕等を実施したことにより、学校の教育環境の整備、改善が図られた。施設の安全面から問題のあった、旧教職員住宅を使用していた相談指導教室やボランティアセンター、児童クラブの移転を終了することができた。

基金の運用範囲で奨学金を貸与することができ、経済的に修学が困難だった生徒の高等学校進学を奨励できた。

青少年活動の推進

青少年活動を支援するための指導員・リーダーの養成が図られた。

成人式の開催、ゆうゆう学園やふれあい塾などの事業が定着し、子ども達へ多くの人とのふれあいと様々な体験学習の場を提供できた。

青少年指導員連絡協議会への委託事業である小学生リーダーキャンプや子どもまつりなどは、年々内容も工夫され、募集人員を大きく超える申し込みがある。

主な課題

家庭教育の推進

子どもたちの心の問題は、反面、大人たちの心の問題でもあり、家庭教育のあり方については、見過ごすことのできない重要な課題である。

国が幼児教育の無償化を主要政策に掲げているなど、子育て支援策の一環として、今後も幼児教育にかかる経費の保護者負担を軽減する施策は重要であると考えられる。国庫補助単価額が大幅に上がり、それに伴って町の負担分も増額となっている。

景気と雇用状況の急激な悪化から、保護者の所得は減少傾向をたどることが見込まれ、実際に所得階層は低所得層が増加してきている。

学校教育の推進

児童・生徒に「たしかな学力と豊かな人間性」を身につけさせることは、保護者、住民の強い願いであり、学校教育の普遍的な課題である。

児童・生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な力を定着させ、個を生かす教育の充実が一層求められている。また、いじめや不登校、規範意識の低下などに対し、子どもたちの心の教育の充実を進める必要がある。

不登校については、小学校では横ばい状況、中学校においては5年前に比べ減少傾向にあるが、依然として大きな問題である。3中学校へのスクールカウンセラーの配置、2小学校へ子どもと親の相談員の配置、メンタルフレンド・訪問相談員の活用など、国の事業等も有効に機能させながら体制の整備を図ってきているが、未然防止のための手だてをさらに検討していく必要がある。

教職員の資質の向上については、町としても引き続き、研修会・研究会を通して教職員の力量の向上を図っていく必要がある。

学校教育施設が老朽化してきており、早急な改修や修繕が必要である。また、今後は校舎等の耐用年数を考慮し、学校施設の整備計画を検討し策定する必要がある。旧教職員住宅については、将来的には取り壊しを考えており、その後の跡地利用について検討し、決定する必要がある。

住民要望である給付制への変更、貸与額の増額・対象拡大、奨学金制度の充実には、前提として基金の増額が必要であるが、現状の財政状況を踏まえ一般財源以外の財源確保を調査、検討する必要がある。

寒川町の教育振興基本計画を策定し、それに基づいた学校教育の重点を定める必要がある。また、学校では、教育目標の明確化、重点目標設定・教育活動の展開や教育環境の整備を行う必要がある。また、学校評価を活用して常に見直しを図ることが重要である。

青少年活動の推進

青少年活動の推進には、ボランティア等の協力体制を一層充実させる必要がある。
児童クラブについては、希望者が増えており、施設の確保が難しくなっている。施設の公設化や老朽化等とあわせ検討していく必要がある。
ふれあい塾については、放課後子どもプランに基づく子育て支援事業として、児童クラブとの連携について検討が必要になっている。
人間関係が希薄化する中で、子ども達に様々な体験活動の場を提供することができた。
子ども会については、会員数 70 人程の大きな団体がある一方で、会員数が 1 桁の団体もあり、今後子どもの減少に比例して減少していく可能性がある。

児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

学校名	平成8年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年
寒川小学校	728	620	594	615	632
一之宮小学校	627	514	451	386	367
旭小学校	862	793	749	712	675
小谷小学校	542	494	473	472	463
南小学校	555	535	557	562	526
計	3,314	2,956	2,824	2,747	2,663
寒川中学校	553	453	403	361	327
旭が丘中学校	702	590	595	586	563
寒川東中学校	563	527	492	465	472
計	1,818	1,570	1,490	1,412	1,362
合計	5,132	4,526	4,314	4,159	4,025

学校名	平成19年	平成20年	平成21年
寒川小学校	647	673	693
一之宮小学校	358	386	404
旭小学校	661	655	652
小谷小学校	474	472	463
南小学校	527	515	534
計	2,667	2,701	2,746
寒川中学校	308	302	291
旭が丘中学校	584	582	576
寒川東中学校	488	468	472
計	1,380	1,352	1,339
合計	4,047	4,053	4,085

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答 無効			
4211 家庭教育の推進	10 2.04%	44 8.98%	107 21.84%	85 17.35%	220 44.90%	24 4.90%	490 100.00%	3.085	
4212 学校教育の推進	12 2.45%	57 11.63%	90 18.37%	74 15.10%	234 47.76%	23 4.69%	490 100.00%	2.970	
4221 青少年活動の推進	10 2.04%	39 7.96%	99 20.20%	76 15.51%	240 48.98%	26 5.31%	490 100.00%	3.076	

今後の方向性

家庭教育の推進

就園奨励費助成事業は、幼児教育にかかる費用を軽減しており、子育て世代の経済的支援の面からも継続していく。今後は、国の幼児教育無償化の動向を踏まえ、関係機関の連携・協力体制を確立を図るとともに事業内容（補助額や補助対象者）の検討を行う。少子化や核家族化により、他者との関わりが希薄化しているため、家庭や地域での教育力の向上を図る。

学習情報提供体制整備事業の中で実施している子ども向け情報誌「すきっぷ」の一層の充実を図る。

幼児期から文学・芸術にふれられる機会を持てるような図書館の機能充実を図る。

親として自己を高める学習会や親子でふれあえる場を提供する。

学校教育の推進

学力向上、規範意識や基本的生活習慣の確立、家庭や地域の教育力の充実などの課題に対し、未来を担う子どもたちの健全な育成のため教育活動の充実を図り、信頼され期待される学校づくりを行っていく。

特別支援教育の充実、推進のための条件整備等を図る。

奨学金基金の増額を図るため、財源の確保について調査研究する。

教職員の資質向上のために、日常的な学校への指導・支援を中心に今後も研修会・研究会の充実を図っていく。

児童・生徒の実態を把握した上で、喫緊の課題を解決できるよう教育相談体制の見直しを図る。

学校施設の老朽化が進んでいるため、早急な対策が必要である。旧教職員住宅の跡地利用について検討する。

新学習指導要領において示された基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、国語教育・理数教育の充実、外国語教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実等が重点としてあげられている。各学校でこれらのことに取り組むことができるよう支援していく。

小学校への外国語活動導入に対応するため、英語指導助手活用事業の充実を図る。また、教職員のニーズや教育課題等に着目した教職員研修会の充実を図る。

学校と地域との連携を強めていく。（伝統行事・文化を含む）

青少年育成の推進

青少年活動を支援し、家庭、学校、地域等と連携しながら青少年の健全育成を図っていく。

「ゆうゆう学園」については、公民館等での体験事業参加が定着してきたため、事業の見直しを検討する。

ふれあい塾と児童クラブの連携等について、今後さらに検討する。

安全に遊べ活動のできる場を確保していく。

第3節 地域の文化活動を進めます

第1項 地域文化の振興

施策名 文化活動の推進

第2項 地域間交流の推進

施策名 地域間交流の推進

2020プラン策定時の状況

文化活動の推進

地域に根ざし受け継がれてきた歴史・文化や史跡、文化財等を今後も保護・継承していく必要がある。町内には貴重な縄文時代の遺跡や古墳など歴史的遺産が点在しており、発掘調査を行ってきたが、近年、文化財保護の町民意識も薄れがちになってきており、歴史や文化財等に関する理解を深めていく必要がある。

昭和61年度より「寒川町史編さん基本構想」を指針に、計画的に町史編さん事業を進めてきたが、今後も未刊行の町史や関連の刊行物の発行を行うことが必要である。町史編さんの過程で収集した資料や歴史的公文書等の保存と公開について、検討が必要になっている。

公民館等を中心に各種文化団体が活動し、春には公民館まつり、秋には文化祭など活動の発表、展示を行っており、今後も町民が気軽に参加できる地域に根ざした文化活動を充実する必要がある。

地域間交流の推進

平成2年11月（町政施行50周年）に山形県寒河江市と姉妹都市を締結し、毎年本町の産業まつりに山形県の物産販売等を行うなど寒河江市との交流を深めている。また、青少年の交流、スポーツや文化団体など民間団体の交流も行われている。なお、行政では災害発生時などの防災の協力協定が結ばれている。

国際化が進む中で、国際理解を深め、国際社会にふさわしい人材の育成や外国人に開かれたまちづくりが求められている。町では、民間の国際交流協会の人たちにより、外国人のホームステイの受け入れや、地域に住む外国人との交流が行われている。

外国人居住者は、その生活習慣や言葉の違いから、ゴミの出し方や医療、子どもの教育など、さまざまな問題が発生している。

主な成果

文化活動の推進

本町の歴史や文化等を次世代に引き継いでいくために、町民の意識の高揚を図るとともに、文化財の保護・継承に努めた。また、一之宮小学校にある文化財学習センターで文化財の展示や講座等の開催を行った。毎年、町の文化振興を推進するため、計画性をもって事業を実施したところ十分な成果があった。

寒川文書館が平成18年11月に開館して3年が経ち、取り扱う公文書、古文書等の資料数は充実しつつあり、資料の利用やレファレンス、講座等の普及事業の参加者なども着実に増えつつある。町民ボランティアとの協働も定着し、自治基本条例の趣旨を実践する場として機能している。

公民館まつりは、公民館利用者等によるまつり実行委員会を3地区（北部、中部、南部）に組織し、各公民館のまつりとして主体的に行われている。

平成17年度より家庭の伝統文化推進事業を行い、長い年月の中で育まれてきた伝統と文化を守るとともに、町民が気軽に文化活動に参加できる環境づくりができた。また、文化団体の協力を得て実施している、湘南広域文化交流活動も回数を重ね、定着している。役場庁舎玄関付近における七夕飾り、十五夜、しめ縄等の展示により、来庁者への意識の啓発が図られた。

地域間交流の推進

外国人居住者のために外国語によるゴミのパンフレットなどを作成し、周知を図った。寒河江市との交流については、社会奉仕団体相互間における文化交流の定着化が図られた。

主な課題

文化活動の推進

公文書に関する規程等の未整備や職員体制の不十分さがあり、歴史的公文書の管理が十分に推進できているとは言えない。

公文書管理法では、地方公共団体の保有する文書の適正な管理に関して、必要な施策を策定することが定められている。その対応として、文書取扱規程の改正などを行うとともに、非現用文書の評価選別基準や公開・非公開基準を設けることで、情報公開制度とともに町民への説明責任を果たしていく必要がある。また、将来に資料を継承するための人材の確保が課題となっている。

町民課が役場庁舎玄関前で実施している七夕飾りやしめ縄の展示などの事業と同様な事業を公民館においても実施しているため、今後、整理一本化について協議していくことが必要と考える。

伝統と文化を後世に伝えるとともに、今後は、新たな拠点施設の有効活用と、より多くの町民が気軽に文化活動に参加できるような環境づくりが必要である。

文化財学習センターについては、小学校の校地内にあり、ここ近年安全管理のため校門を閉鎖していることにより、入館者が伸び悩んでいる。

文化振興事業については、財政状況が厳しき折、事業の開催が減少してきている。また、ＪＣとの共催事業である文化講演会では、参加者の減少が見られることから、ＪＣと密接な連携を図り事業の工夫をする必要がある。

公民館まつりは、地域のまつりとして定着していることから町民の参加が増えているが、子供の参加が少ないことから啓発活動等に創意工夫し、参加について促す必要がある。

なお、公民館条例の改正に伴い、寒川町民センターホールでの催し物について入場料を徴収することができるようになり、より多様な団体の利用が見込まれる。

地域間交流の推進

平成19年4月に施行された自治基本条例には外国籍町民の規定があるが、現在では外国籍の町民が生活していく上で必要な情報やサービスが十分に提供されているとはいえない。

寒河江市との多方面にわたる交流は、まだ十分とは言えないものの、姉妹都市締結から約20年を経過し、一定の実績も出ていることから、今後は行政が関わらない民間同士の交流を促進していく必要がある。

各国からの外国人居住者が増加に伴い、教育や医療、地域社会などの分野において、生活習慣の違いや言葉の問題による様々な問題が生じている。

外国人登録人口の推移（単位：人）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ブラジル	186	195	187	177	157	147	149	147	139
ペルー	78	70	77	86	77	76	66	71	73
韓国又は朝鮮	62	63	67	66	74	65	64	65	61
フィリピン	41	44	47	63	76	76	83	77	72
タイ	35	40	44	42	38	35	35	36	30
ベトナム	40	48	51	54	51	54	77	87	85
ボリビア	22	26	25	27	27	25	27	24	20
中国	19	28	37	35	38	43	54	82	86
その他	84	92	124	138	124	129	138	139	131
計	567	606	659	688	662	650	693	728	697

（各年度末現在/資料：町民課）

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答 無効			
4311 文化活動の推進	38	110	73	51	200	18	490	2.504	
	7.76%	22.45%	14.90%	10.41%	40.82%	3.67%	100.00%		
4321 地域間交流の推進	21	84	48	28	287	22	490	2.459	
	4.29%	17.14%	9.80%	5.71%	58.57%	4.49%	100.00%		

今後の方向性

地域文化振興の推進

町民の芸術・文化に対する意識の高揚と、文化団体等に対する支援を行い文化活動の活性化を図っていく必要がある。町民センターホールの使用料改正に伴い、より多様な団体の利用が可能になり一層の利用を促進する。また住民ニーズに応えられる事業を展開し、文化活動を推進する。公民館まつりにあっては、3地域の特色を活かしたまつりとして創意工夫し実施していく。

町民が郷土の歴史や伝統文化に対する正しい知識を身につけるとともに、歴史や文化財等に関する理解を深めていけるよう施策展開を図る。

地域自らが育んできた歴史や文化を記録資料として保存し活用することは、町民が地域への関心を高め、地域への愛着を醸成するのに大事なことである。町史本編の刊行は終了したが、引き続き町民や地域のニーズに対応するため、歴史的公文書をはじめ様々な記録の保存に努め、公開に向けての整備を進める。

公文書管理法第34条により、「文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する」よう努める旨が地方公共団体に義務づけられた。平成23年度の施行を控え、文書の発生、現用文書の管理、情報公開、非現用文書の引き継ぎ、保存、閲覧利用といった、文書のライフサイクルを見直し、文書管理条例の制定も視野に入れて検討する。

世代間交流の促進による地域文化の振興を図る。

地域間交流の推進

交流事業については、今後も民間レベルでの交流を促進し、支援を行っていく必要があるが、姉妹都市との交流のあり方について整理・検討していく。

寒河江市とは、今後も広報紙への記事掲載ならびに広報紙の相互提供等を通じ、情報交換を行っていく。

外国人居住者に対し、行政としての情報やサービスの提供をわかりやすく工夫し充実させる。

さむかわ国際交流協会との連携や青少年が外国の文化に触れる機会を設け、国際感覚を身につけるなど交流を推進していく。

第5章 魅力ある産業と活力のあるまちづくり

第1節 まちの特性を活かしたふるさとの創造を図ります

- 第1項 商業の振興
施策名 商業の活性化の推進
- 第2項 工業の振興
施策名 工業の振興
- 第3項 農業の振興
施策名 都市型農業の推進
- 第4項 勤労者対策の充実
施策名 就労環境の充実
- 第5項 観光の振興
施策名 観光対策の推進

2020プラン策定時の状況

商業の活性化の推進

本町の商業は自然発生的な路線型商店街に限られ、近隣市における商業開発、郊外型の大型店等の影響や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化によって、町民の購買力の流出等の問題が発生している。

町民の定住意識の高揚と、魅力ある町を目指すため寒川駅北口地区を中心とした本町の中心商業地の整備を図ることとした。

モータリゼーションの進展等を背景に、近隣市の郊外型大型店が増え、町内にもコンビニエンスストアなど消費者の価値観の変化等により、新たな商店が増えている。

工業の振興

バブルの崩壊等により産業の空洞化や企業の設備投資が鈍り、町の工業に大きな影響を与えている。

さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺への企業進出が予想されている。

都市型農業の推進

都市化の進展により農地が減少し、農業就業者の高齢化や後継者不足によって農地の荒廃地が増えてきている。

都市型農業の利点を生かし、直売機能の強化や消費者との交流などの場作りに努め、特徴ある農業を展開する必要がある。

就労環境の充実

最近の女性の職場進出、外国人労働者の増加等にともない、就業形態が多様化している。

勤労者の労働時間の短縮や男女平等社会への取組など労働環境の改善が求められている。

観光対策の推進

相模川などの自然資源や寒川神社などの歴史的資源を観光資源として十分に活かされていない。

主な成果

商業の活性化の推進

寒川駅北口の土地区画整理事業は、平成21年度末で全体事業費の約86%の進捗状況となっている。駅前区画整理事業に合わせ、まちづくり(株)を中心にコミュニティセンターや共同駐車場について研究してきたが、複合施設は平成23年度まで凍結したり、まちづくり(株)を平成21年度に解散するなど大きな転換期を迎えた。しかしながら、寒川駅前の4商店会が平成21年12月に「寒川駅北口商店会」として一本化し、商店街活性化の方向が見えてきた。また、北口商店会として区画整理事業等に併せ、街路灯設置を進めるなど新たにまちづくりに踏み込んでいる。

町内の消費拡大を図るため平成14年度からプレミアム商品券を発行し、町内商業の活性化を図ってきた。また、商業協同組合がポイントカードの発行を行い、消費の拡大を図ってきている。

工業の振興

毎年11月に産業まつりを開催し、町の産業を広く周知している。平成18年度施行した企業の立地促進に関する条例による奨励措置を受けている企業は、平成18年度2社、19年度3社、平成21年度1社の計6社で、固定資産税等の免除及び不均一課税の対象になっている。

企業等の立地促進に関する条例、中小企業施設整備資金特別融資制度などの利用実績も上がっており、企業の流出対策を図った。

都市型農業の推進

わいわい市への助成などを通じ、地産地消等の事業は順調である。地産地消事業を推進するとともに、若くやる気のある経営者（認定農業者など）の育成を図った。農道整備事業は、地域整備計画に沿って進めているが、農家の後継者問題等もあり、遊休農地対策や担い手育成事業などを推進している。各種補助事業により、県の品評会等で優秀な成績を修めるなど、技術力や品質が向上している。

就労環境の充実

企業への雇用拡大に対する雇用奨励金を交付することによる就労の場の拡大、就労に向けた技術技能の習得事業、雇用の安定のために中小企業者への補助、勤労者の生活の安定・向上のための住宅資金や教育資金の利子補助、生活資金の貸付など諸事業の推進が図れた。また、優れた技術をもつ人へ技能者表彰を贈ることにより、勤労意欲の向上を図った。

観光対策の推進

これまで、観光の目玉として花火大会が町のイメージアップにつながっていたが、花火大会が中止されたことで、観光施策にも見直しが必要となっている。その中で、観光協会事務局長を一般公募し、観光資源をあらためて掘りおこしながら、で彼岸花祭りや花だんごウォークなど新しい事業展開を進めている。また、湘南地区観光協議会では、広域的な誘客キャンペーンを行っており、町のPRができた。

主な課題

商業の活性化の推進

本町の商業は自然発生的な路線型商店街に限られ、近隣市における産業、開発、郊外の大規模店舗等の影響や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化によって町民の購買力の流出等の問題が発生しており、駅前区画整理事業と歩調を合わせた活性化策を推進する必要がある。また、共同駐車場の整備については民間も含め検討が必要である。

工業の振興

さがみ縦貫道路の供用開始を間近に控え、(仮称)寒川南インターチェンジ周辺の土地利用計画を検討し、第6回線引き見直しに連動した工場、工業の配備、再配備を検討する必要がある。

企業の流出や事業の縮小を防止するため、企業立地促進の奨励策により企業等の立地を促進、また、平成18年度にスタートさせた「企業等の立地促進に関する条例」「中小企業施設整備資金特別融資制度」の見直しの時期にきており、県や近隣市町との連携も必要となる。

都市型農業の推進

町内で生産された農産物等を町内で消費する地産地消については、わいわい市の好評等で一定の目的を達成しているが、担い手の高齢化などにより、町内でも遊休農地が増加しつつあり、その対策は大きな課題となっている。また、花卉や高付加価値野菜の需要に対する対応や商業活性化とどのように連携していくかも課題である。農業用排水路については、老朽化している箇所があり、特に花川用水は老朽化が著しいので計画的に改修する必要がある。

就労環境の充実

非正規労働者の増加や団塊の世代が定年を迎えるにあたり、新たな雇用の創出の場の確保が必要である。厳しい雇用情勢のなかで、女性の就職やリストラ・雇い止めを受けた方の再就職にむけた、現実的な就労支援策が望まれている。また、労働者の賃金が下がるなかで、勤労者の生活の安定を支援するような方策が強く求められている。

観光対策の推進

観光振興は観光協会を中心に、町民参加型の新たな観光資源を発掘するなど、事業展開を行ってきたが、今後は、商業、農業などと連携した施策展開が必要である。また、町内に点在化する観光資源を有機的にネットワーク化し、観光の拠点づくりも課題となっている。

寒川町企業等の立地促進に関する条例（平成18年4月1日施行）の利用件数

条例第4条第1項第2号に該当するもの 6社
（固定資産税等の課税免除及び不均一課税に関するもの）

全事業所の推移（神奈川県工業統計書）

	事業所数	従業員数（人）	従業員数（人）	
			男	女
平成13年度	1,993	24,178	16,092	8,086
平成18年度	1,933	22,949	15,035	7,914

製造業の年度別推移（従業員4人以上）（神奈川県工業統計書）

	事業所数	従業員数（人）	生産額（百万円）
平成14年度	171	9,116	326,018
平成15年度	168	8,667	367,508
平成16年度	157	8,579	417,949
平成17年度	170	9,083	383,757
平成18年度	166	9,166	411,381
平成19年度	167	9,693	410,846
平成20年度	182	9,652	398,929

わいわい市のオープン 平成17年12月から平成22年3月末までの推移

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	来客数	売上額(円)	来客数	売上額(円)	来客数	売上額(円)
4月			36,150	55,897,025	48,317	73,867,481
5月			45,800	65,784,031	54,848	78,167,203
6月			47,146	66,342,867	52,455	75,170,135
7月			43,998	62,235,178	51,721	77,343,017
8月			41,658	63,564,251	44,915	73,276,725
9月			42,875	66,626,434	44,876	73,322,242
10月			40,220	60,357,964	44,954	70,699,555
11月			33,641	48,465,209	40,250	61,872,406
12月	28,444	38,207,626	40,621	65,425,604	44,667	78,311,867
1月	25,771	36,387,494	35,376	54,042,215	35,392	57,527,686
2月	27,210	40,942,331	35,577	56,196,961	41,339	69,497,062
3月	31,546	48,529,369	43,264	68,507,354	48,671	82,215,471
合計	112,971	164,066,820	486,326	733,445,093	552,405	871,270,850

	平成20年度		平成21年度	
	来客数	売上額(円)	来客数	売上額(円)
4月	51,546	84,342,401	57,615	93,991,301
5月	55,894	88,006,593	61,814	100,225,096
6月	53,751	85,253,316	55,001	90,016,722
7月	48,591	77,115,419	50,117	82,101,541
8月	46,043	77,396,808	51,699	90,605,339
9月	47,616	80,379,358	53,053	93,490,115
10月	47,631	76,497,800	46,331	76,863,678
11月	45,941	73,189,001	43,827	70,444,096
12月	51,805	94,205,360	48,095	88,524,771
1月	41,984	70,414,612	44,608	74,151,096
2月	42,059	73,218,731	40,520	71,482,463
3月	50,615	87,170,483	49,251	85,451,797
合計	583,476	967,189,882	601,931	1,017,348,015

観光客の推移(神奈川県入込観光客調査報告書)

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
観光客数(千人)	1,191	1,894	1,931	1,920	1,898

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
観光客数(千人)	1,895	1,854	1,848

町民意向調査(平成21年5月実施)による現状評価

施策	現在の状況の評価						合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効		
5111 商業の活性化の推進	8	43	119	182	115	23	490	3.349
	1.63%	8.78%	24.29%	37.14%	23.47%	4.69%	100.00%	
5121 工業の振興	7	39	65	66	291	22	490	3.073
	1.43%	7.96%	13.27%	13.47%	59.39%	4.49%	100.00%	
5131 都市型農業の推進	11	76	73	67	242	21	490	2.863
	2.24%	15.51%	14.90%	13.67%	49.39%	4.29%	100.00%	
5141 就労環境の充実	10	34	105	118	200	23	490	3.240
	2.04%	6.94%	21.43%	24.08%	40.82%	4.69%	100.00%	
5151 観光対策の推進	9	45	87	152	176	21	490	3.304
	1.84%	9.18%	17.76%	31.02%	35.92%	4.29%	100.00%	

今後の方向性
産業活性化の推進

(商業)

町全体への商業の発展に向けて、寒川駅北口商店街を中心に購買力の流出を防ぎ、町外からの顧客の確保など、商工会等とともに、各商店街の魅力づくりへの支援を行う。

(工業)

企業誘致や流出の防止、中小企業や起業家への支援などを今後も進め、景気後退の中、ニーズに即した有効的な中小企業振興策を進めていく。
工業地としての優位性などを積極的に事業者へ PR し、優良企業の誘致等により工業ブランド力を高めていくなどの取り組みも検討していく。特に、さがみ縦貫道路のインターチェンジの整備に伴い、企業誘致を関係機関と連携して推進する。

(農業)

都市型農業の地域性を活かした花卉や果物などの高付加価値を持つ農産物を中心としたブランド化を進め、わいわい市を核とした地産地消を推進する。また、産地直売などの地元農産物の販売により農業の活性化を図る。
農業用水の安全供給を図るため、施設の維持補修対策を進めていく。
農業の持つ多様な波及効果（自然環境の保全、子供の育成、教育、体験レクリエーション等）を踏まえ、多様な視点から農業の継続、活性化を進めていく。

(勤労者対策)

継続的に就労環境を整備し、勤労者福祉の充実に努める。企業との連携により、雇用の確保を図るとともに、仕事と家庭を両立（ワークライフバランス）できる労働環境の整備及び安全で快適な職場環境の整備を推進する。また、勤労者の持ち家の促進と生活の安定を支援するために、住宅資金及び教育資金の補助制度、勤労者生活資金の貸付制度など、社会情勢に応じた制度の充実及び改善に努める。
就労機会の確保のため、ハローワークを中心とする近隣自治体との広域連携など、情報提供による就労意欲の喚起や具体的・現実的な就労支援策の体制づくりを検討していく。

(観光)

町、観光協会及び商工会との間で設立した寒川町観光事業検討協議会により、新規観光資源の開発や商業振興に結びつく観光事業のあり方を検討する。年間190万人の参拝者が訪れる寒川神社とわいわい市などとネットワーク化した観光動線を創出することにより、短時間滞在型から観光資源の連携による長時間滞在周遊型の観光誘導を検討する。観光振興の具体的な事業の展開には、新たな視点から観光協会とともに、町民が誇りを持てるような集客力のある観光資源を創出する。
近郊都市や地元企業などとの協力体制を構築し、地域限定商品の開発など新しい視点での湘南地域を意識した広域的な観光PRなど観光振興について検討する。

施策の推進に向けて

第1項 町民参加のまちづくりの推進

施策名 町民参加の推進
情報提供・公開の推進

第2項 広域行政の推進

施策名 広域行政の推進

第3項 効率的な行財政運営の推進

施策名 行政改革の推進
地方分権の推進
計画的・効率的な行財政運営の推進

2020プラン策定時の状況

町民参加の推進

人々のライフスタイルや価値観が変化したことに伴い、地域の連帯感やコミュニティが薄れつつある。今後の地域社会は町民、企業、行政がともに協力し合いながら社会的問題等を解決していく必要がある。

これまでのまちづくりは、行政が主導的に行ってきたが、今後は町民参加をまちづくりの基本とし、開かれた町民参加型の町政運営を図っていくことが求められている。

情報提供・公開の推進

町民参加を推進するためには、まず行政から町民への情報提供に努めることが必要で、様々な情報が氾濫している中で、いかに幅広く、適切な情報を町民に提供していくかが問題になっている。

広域行政の推進

町民の日常生活圏の拡大による行政需要に対応するため、今後も広域行政を推進していく必要がある。

新幹線新駅誘致地区の倉見地区は、県央・湘南都市圏の南ゲートとしての広域連携拠点として、周辺自治体との連携強化を図る必要がある。

行政改革の推進

少子高齢化や環境問題等、新たな行政ニーズに迅速かつ的確に対応していく組織（機構）を、常に見直し編成していく必要がある。

多様化、高度化していく行政需要に柔軟に対応していくため、適正な定員管理を進める必要がある。

地方分権の推進

地方分権の推進により、国、県、市町村の関係は対等・協力の関係になり、これからは各自治体の特性にあった政策の立案や、実情にあった行政運営を自主的、主体的に進めていくことが求められている。

計画的・効率的な行財政運営の推進

長引く景気の低迷や減税等により、歳入では町税収入が伸びず、歳出では経常経費が増加し財政の硬直化が懸念されている。

町総合計画前期基本計画の実現に向けて、適切な実施計画を立てるとともに、確実な進捗管理が求められている。

主な成果

町民参加の推進

協働のまちづくりの指針である自治基本条例を平成16年度から検討を進め平成19年4月に施行した。自治基本条例の推進組織である、「まちづくり推進会議」における議論を通じ、条例の周知、運用に向けた環境整備に努めている。

情報提供・公開の推進

情報公開請求に応じ、公開できる文書はすべて公開している。平成21年度には公開請求が32件あり、全部公開率は47%でした。また、情報公開コーナーに行政資料等を集積し、情報公開の拡充を図った。

情報の提供では、紙媒体や電子媒体、ケーブルテレビ、ラジオ（FM）報道機関など、様々な情報提供手段を通じて情報提供の推進を図った。広報さむかわを毎月1日に、広報さむかわお知らせ版を毎月15日に定期発行し、町民への情報提供を進めた。また、平成19年6月にコンテンツ・マネジメント・システムを導入し、ホームページを新しくした。各ページを統一したデザインとし、見やすくした。また、分野別の項目、ケース別に項目を作成し、サイト内検索をつけページを検索しやすくした。

私の提案はメールによる提案が一般化してきたことにより、提出数が大幅に伸びている。また、町民相談や教育相談、健康相談などの相談事業については、全般的に相談内容に偏りの傾向が見られるものの、相談件数は増加している。

広域行政の推進

広域行政では、広域課題についての意見交換や広域での事業展開の可能性についての検討、職員の資質向上のために研修や行政課題の調査研究を行っている。また、災害発生時における相互応援協定の締結や目久尻川を共通の資源として川を中心とした事業の研究などを実施し推進を図った。さらに、茅ヶ崎市とは従来からごみ処理、し尿処理、火葬場等の相互利用を進めている。

湘南広域都市行政協議会（2市1町）においては、専門部会を設置し、自治体間で共通する課題等を検討し様々な施策展開につなげており、湘南エコウェーブをはじめとして共同施策展開を行っている。また、平成22年4月1日からは、地方自治法第252条の2に基づく連絡調整を図るための協議会として新たな体制を構築した。

湘南地域市町連絡協議会（5市3町）においては、湘南地域行政懇話会、幹事会を通じ、湘南地域における行政課題の検討や施策展開を行っており、公共交通利用促進を目的として、平成21年度には年2回のノーマイカー通勤デーを設定し、共同して取り組みを行った。また、防災マップの作成や、広域的な体験型観光としてモニターツアーを実施した。

高座広域都市行政協議会（3市1町）においては、県への要望活動や事務研究会による課題研究及び職員研修等を実施している。また、平成21年度に広域行政担当部会を新設し、課題の掘り起こし、調査研究を行っている。

行政改革の推進

地方分権の流れの中、議会の果たしていく役割が大きくなっていくと考えられるが、「身近な政府」に対する信頼感の低下が危惧されている。そうした観点からも、町民の声を踏まえ、議会の説明責任が求められている。議会だよりでは、大幅なコストダウンを図ったうえで、限られた紙面にあって一定の情報提供が行えたことは評価できる。また、平成20年9月議会よりインターネットを活用した議会放映システムの導入を行い、月平均547件、ライブ中継では1日平均176件のアクセスがあり、議会活動や行政への関心を高めることに役立ったと考えられる。

会議録を蓄積し、膨大な記録の中からより容易に、短時間で本会議の内容に触れることができるようになった。月平均約212件のアクセスがあったことから、議会活動や行政への関心を高めることに役立ったと考える。

行政改革の推進は、これで終わりというものがなく、常に時代のニーズにあった取り組みが必要である。平成18年度には、住民サービスの向上と経費削減等を図ることを目的とした指定管理者制度を20施設に導入し、平成19年度には、組織改正を行った。また、平成20年度には、事業仕分けを行い、平成21年度は外部評価を取り入れ、外部の目による事業内容の見直しを行った。

定員管理計画に定められた職員数を堅持し、少数精鋭による効率的な行政事務の運営に努めた。また、人材育成基本方針に基づき、職員研修計画を定め、職員の質の向上に努めた。保存文書管理事務については、調達方法及び仕様の工夫によりコストの縮減が達成された。

パソコンを全職員に配布し、ITに対する職員の資質向上を図るとともに、庁内のOAを進め、業務の効率性の向上を図った。

地方分権の推進

県から町へ移譲を受けた事務は、平成19年度1件、平成20年度4件、平成21年度1件となっており、全体では、50事務が移譲されている。

計画的・効率的な行財政運営の推進

課税の基礎資料をデータ管理し、公平・公正な課税事務を進めている。

平成15年度に行政評価システムを取り入れ、業績・成果主義の考えにより総合計画を運営管理している。このことにより毎年度、事務事業の評価を各主管（課）が行うことで単年度の実績を把握評価し、翌年度の事業の改善につなげている。また、町の財政状況については、バランスシートを含め、法に定められた各種財務帳票を作成し公表している。全体として時勢の潮流に即した弾力的で柔軟な計画進行管理には結びついていないが、事務事業評価等を通し、評価測定を行いながら、事業については毎年度必要に応じて見直しを行っている。

バランスシートについては、平成12年度から総務省方式により毎年度作成しており、財政事情等については、法令や条例に基づき作成し公表しているが、町民に十分理解されているか疑問である。また、新公会計制度については、現在、導入に向けた様々な研修を受けている。

主な課題

町民参加の推進

町民の町政への参加・参画を促すために町がしなければならないこと、そして町民が町政に参加・参画するための仕組み（ルール）を定める必要があるが、具体的な町民活動を支援する仕組みの構築が求められている。また、行政内部としても、「自治基本条例」についての理解が十分ではないという課題がある。今後においては、行政内部ならびに町民向けに「自治基本条例」定着に向けた取り組みを進めていく必要がある。

情報提供・公開の推進

社会が複雑化し、多くの情報が氾濫している中で、住民にとって適切で、重要な情報を如何に提供していくかが課題となっている。また、多くの広報媒体を効果的に使いこなすことも重要である。

町民参加のまちづくりの推進に向け、積極的な町民への情報提供、町民からの意見聴取等が求められるとともに、高齢化・情報化社会等を背景に複雑、深刻化する町民の相談ニーズに対応した相談体制の充実が求められている。

広域行政の推進

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町（東ブロック）においてのリサイクルセンターの建設計画や神奈川県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化など、広域での事業推進が求められている。

寒川町を取り巻く市は人口40万人の藤沢市を始め、26万人の平塚市、23万人の茅ヶ崎市、12万人の海老名市であるが、茅ヶ崎市とは医師会や学校（学区）などのほか、ごみ処理等の自治体間の相互利用で関係が特に深く、今後も同様の関係を継続していくものと考えるが、いずれも施設の老朽化に伴う建て替え時期や費用の問題、田端西地区などの関連施策の展開などが課題になる。また、藤沢市においては、さがみ縦貫道へ接続する湘南台寒川線の開通や海老名市、綾瀬市に近接する北部地域の課題に密接しているなど、今後将来を見据えた町の施策展開において2市1町の連携は欠かせないものであることから、今後とも連携強化を推進していく必要がある。

行政改革の推進

多種多様化する住民ニーズと政策課題における重点的な組織体制や職員の配置を常に念頭に置きながら、速やかに解決する体制づくりが必要である。また、事務事業においては、外部の視点を取り入れるなど、常に点検を実施する必要があり、翌年度に改善が図られるような仕組み作りの構築が課題である。

平成18年2月に策定された第4次寒川町行政改革実施計画（集中改革プラン）の実施により年々職員数は減となり、1人あたりの事務量は増加しており、繁忙期における職員の柔軟配置が必要である。また、職員の意欲や能力向上を目的とし、人事評価制度の再構築が必要である。

地方分権の推進

職員の定数削減が進む中で、新たな権限移譲による事務の負担が重なり、職員一人当たりの事務量が飽和状態にきている。今後においては、職員の能力向上、事務の効率化のため、広域化も視野に入れた取り組みも必要である。

計画的・効率的な行財政運営の推進

自主財源の基幹収入である町税については、個々のライフスタイル合わせ納付できるよう平成19年度よりコンビニ収納が可能とする改善を行い、利便性の向上に取り組んでいる。今後についても収納率の向上が課題である。

少子高齢化に伴い、後期高齢者医療制度の創設や小児医療制度の拡充等、社会保障費の増加は町の財政を圧迫している。さらに、企業業績の悪化に伴う町税の落ち込みは、苦しい財政状況に拍車をかけ、安定的な財政基盤の確立を揺るがしている。今後においては、自主財源の確保に努め、真に必要な事業への重点的な予算配分を行う必要がある。課税の基礎となるデータを管理し、今後も土地・家屋等の課税客体の正確な把握が必要である。

情報公開請求等の件数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
請求者数	4人	8人	15人	18人	8人
公開請求件数	4件	9件	46件	17件	12件
公開	0	2	24	13	9
部分公開	4	5	10	3	1
非公開	0	1	0	0	1
不存在	0	1	12	1	1
存否応答拒否	0	0	0	0	0
却下	0	0	0	1	0
不服申立て	0	0	5	0	0

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
請求者数	14人	23人	18人
公開請求件数	20件	40件	32件
公開	11	22	15
部分公開	7	17	11
非公開	0	0	1
不存在	2	1	5
存否応答拒否	0	0	0
却下	0	0	0
不服申立て	1	0	1

私の提案・町長への手紙 及び 陳情・要望の件数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
私の提案・町長へ 手紙(件)	2 3 3	1 4 5	1 0 9	1 1 1	1 0 1
陳情・要望 (件)	1 0 2	5 3	6 0	6 6	4 4

	平成 19 年度	平成 20 年度
私の提案・町長へ 手紙(件)	1 5 0	1 5 4
陳情・要望 (件)	5 0	5 3

職員定員管理の状況（職員数は一般職に属する各年度4月1日現在の職員数）（単位人）

会計区分	部門別	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
普通会計	議会	5	5	5	5	5
	総務	81	79	80	77	75
	税務	20	20	20	20	20
	民生	23	24	23	23	24
	衛生	35	34	34	33	33
	農林水産	8	8	8	7	7
	商工	4	4	3	3	3
	土木	51	50	49	47	48
	教育	79	77	75	73	72
	消防	50	50	50	50	50
小計	356	351	347	338	337	
公営企業等会計	下水道	14	14	13	13	13
	その他	17	16	17	17	19
	小計	31	30	30	30	32
合計	387	381	377	368	369	

会計区分	部門別	平成19年度	平成20年度	平成21年度
普通会計	議会	5	5	5
	総務	74	71	70
	税務	20	20	20
	民生	27	27	26
	衛生	31	30	29
	農林水産	8	7	7
	商工	3	4	4
	土木	48	47	46
	教育	72	69	66
	消防	52	51	50
小計	340	331	323	
公営企業等会計	下水道	12	11	10
	その他	19	20	20
	小計	31	31	30
合計	371	362	353	

町民意向調査（平成21年5月実施）による現状評価

施策	現在の状況の評価							合計	平均値
	十分	やや十分	やや不十分	不十分	わからない	無回答無効			
0011 町民参加の推進	15 3.06%	69 14.08%	111 22.65%	126 25.71%	147 30.00%	22 4.49%	490 100.00%	3.084	
0012 情報提供・公開の推進	9 1.84%	78 15.92%	106 21.63%	95 19.39%	180 36.73%	22 4.49%	490 100.00%	2.997	
0021 広域行政の推進推進	11 2.24%	79 16.12%	88 17.96%	60 12.24%	233 47.55%	19 3.88%	490 100.00%	2.828	
0031 行政改革の推進	10 2.04%	73 14.90%	107 21.84%	101 20.61%	179 36.53%	20 4.08%	490 100.00%	3.027	
0032 地方分権の推進	6 1.22%	61 12.45%	102 20.82%	117 23.88%	184 37.55%	20 4.08%	490 100.00%	3.154	
0033 計画的・効率的な行財政運営の推進	10 2.04%	81 16.53%	110 22.45%	114 23.27%	151 30.82%	24 4.90%	490 100.00%	3.041	

今後の方向性

町民との協働・連携を強化し、透明で開かれた町政を目指す

今後も、「まちづくり推進会議」における議論等を通じ、自治基本条例の定着を目指す。職員の意識を高め、自治基本条例の規定に基づき、より透明性を高める取り組みを行う。広報への掲載記事について、町民が知りたいこと、行政が伝えたいことを精査し効率よく情報提供ができるようにする。広報媒体については、内容や時期により適切なものを用いる。

町民の声を反映するため、各種審議会や委員会へ参加できるよう公募委員の占める割合の見直しや、より多くの町民が傍聴できるようにその機会を確保する。また、行政と町民との対話の機会を増やすとともに、その参加を呼びかけるようPRに努める。

町民参加のまちづくりの推進に向け、今後も、様々なツールの活用を通じ、積極的に広聴活動に努めるとともに、相談事業については、町民の相談ニーズに対応したきめの細かい相談体制を充実する。

質の高い行政サービスの提供

複雑化・多様化する住民ニーズや高度情報化社会による急激に変化する情勢・施策展開に対応できる自治体の形成を図るため、近隣市町と連携をさらに強化し、簡素で効率的な行財政運営を目指すとともに町民福祉の向上に努める。

国や県の方針でも広域での事業推進が求められている。そのためにも近隣市町との良好な関係を保つ必要があり、広域連携をより一層推進する。

個性を生かした地域づくりのためには、「自らのことは自らの意志で決定し、その財源等についても自らが持つ」という地域主権の実現が必要だが、人口規模の小さい本町では財源的に難しいため、広域的な連携の中で進めていく。

町民にとって利用しやすい窓口とするため、窓口の連携化や一本化などについて検討していく。

行政改革を的確に推進し、健全な財政運営を目指す

職員数については、今後とも定員管理計画に基づき、定員管理を行うとともに、さらなる研修充実により、職員の資質向上・能力開発に努める。

事務事業評価による事務の見直し、事業効率の向上や予算編成時の業務改善などの取り組みによって、行政改革を推進していくとともに、行政改革に対しての職員の意識改革を促す。

団塊の世代が定年を迎え大量の退職者が生まれ、同時にそのノウハウも奪われる状況にあり、貴重なノウハウの消滅を防ぐためにも中間幹部職員の育成を重視し、再任用制度などを活用することでノウハウの継承を図る。

歳入の安定に向けては、労働人口減少を抑制し、人口増加を促進する定住策や、法人税の増加のため産業の育成・支援を進める。

町の財政状況は、急速に悪化しており、事業推進について先行き不透明な部分が多いため、財政推計に基づく事業選定が必要である。事業について優先順位（位置付け）を付し、必要な新規事業を行う際は事業のスクラップアンドビルドを実施し、確実な事業の進行管理を行っていく。

引き続き、バランスシートや財政事情等の作成・公表を行うとともに、新公会計制度の導入準備を進め、町の資産や債務の状況を公表して、町の財政事情について、町民への説明責任を果たしていく。

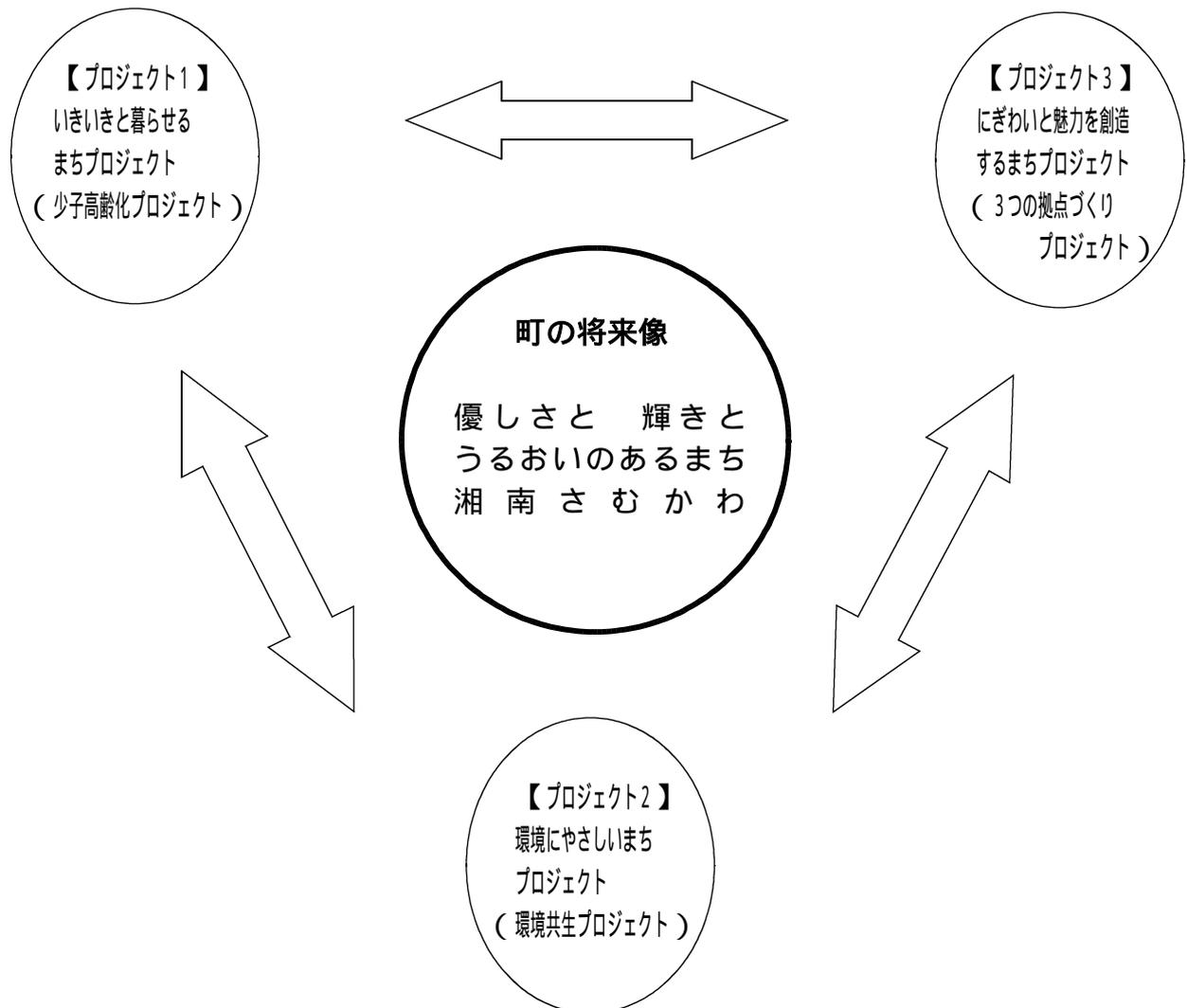
外部委託の推進により効率的な事務の執行を図る。

3つの重点プロジェクトの検証

3つの重点プロジェクトのねらい

町の将来像である「優しさと 輝きと うるおいのあるまち 湘南さむかわ」の実現をめざして、本町が前期基本計画の中で重点的かつ積極的に取り組む施策として、3つの重点プロジェクトを位置づけている。

3つの重点プロジェクトは、これまでの枠組みにとらわれず相互に関連する施策を横断的・総合的に展開することにより限られた資源・財源を有効に活用し、施策をより効率的・効果的なものとしていくことを目的としている。



1. いきいきと暮らせるまちプロジェクト (少子高齢化プロジェクト)

いきいきと暮らせるまちプロジェクトのねらい

健康や福祉、教育などの各分野が連携しながら子どもから高齢者まで、全ての町民が生涯にわたり、いきいきと心身ともに健やかで、生きがいを持って住み続けられるようなまちづくりを推進する。

【プロジェクトの内容】

《安心して暮らせる健康なまちづくり》

施策のねらい

町民が安心して健やかな生活をおくれるよう、町民の健康づくりを支援するとともに、地域社会で支え合う介護支援と介護サービスの充実を図る。

2020プラン策定時の状況

少子高齢化や核家族化、さらには都市化の進展に伴う生活様式の変化が進む中で、生活習慣病や疾病構造の多様化など、日常生活の質が原因となる健康問題が増加しており、健康、福祉、医療等が総合的に連絡し合う地域密着の地域福祉計画の策定が急がれている。

また、平成12年度から新たな保険制度として創設された介護保険制度の普及・啓発に努めているが、介護保険制度利用対象者外の高齢者に対する在宅サービスや介護保険対象外サービスの重要性が高まっている。

主な成果

地域住民や当事者団体、NPO等の支援団体・グループ、社会福祉事業者等の担い手の参加等、協働による地域福祉活動の充実が求められ、平成17年度に策定した寒川町地域福祉計画を平成20年度に見直し、今後2年間に力を入れる施策を重点項目として取り組むとともに、平成20年度に福祉活動の拠点整備として、(仮称)健康福祉総合センター建設用地の購入を行った。また、健康維持・疾病予防を目的として健康情報システムを構築し、健康増進事業を推進するとともに、基本健康診査受診者の要指導対象者全員に対し、個別健康教育等の保健指導を実施した。

公共施設のバリアフリーとして役場庁舎のバリアフリー化に取り組み、寒川駅南口及び駅構内にエレベーター等を設置し、高齢者や障害者が利用しやすい施設整備を行うとともに、高齢者の介護予防を目的に小動地区に「ふれあいセンター」を開設した。また、介護予防事業等が新設され、予防給付の普及に伴い、要介護認定者の減少等が図られ、様々な在宅サービスを利用していただくことで施設に入所することなく自宅での生活が可能となっており、介護給付費の抑制効果が現れている。

主な課題

健康づくりに関する自覚と認識を深め、自らの健康保持に取り組むことのきっかけづくりを進めるとともに、町民ニーズの多様化に対応するため、地域や家族で支え合う相互扶助機能を再構築し、各種サービスのきめ細かな提供を行うことが課題である。

また、介護給付費の抑制を図るため、介護給付費の適正化を行うとともに、真に必要なとされるサービスを提供できる仕組みづくりが必要である。

施策実施結果

ライフスタイルの多様化により、がんや糖尿病をはじめとする生活習慣病が深刻な社会問題となる中、いきいきと暮らしていくためには「自分の健康は自分で守る」といった意識の向上が必要であり、その支援は重要な課題である。

町民の健康づくりを支援する環境づくりとして、健康・医療の各分野が連携し保健指導を行い、がん検診等各種検診は計画策定時を上回る受診率となり、健康維持・疾病予防の施策として一定の効果があつたと解される。

また、年々加速する高齢化に対し、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう健康維持が重要な課題であるが、介護支援・介護サービスの充実として、平成12年度からの介護保険制度が導入され、様々な介護サービスの提供を行ってきたが、介護予防事業等が新設され、要介護認定者の減少や介護度の軽減から見ても健康な高齢者が増加したことが見受けられ、施策として一定の効果があつたものと解される。

このことから、町民が安心して健やかな生活をおくるための施策として一定の成果を得たが、今後については施策連携を強化し、町民の実情に即したニーズを把握しながら、きめ細やかなサービスの提供に努める必要がある。

《子育てしやすいまちづくり》

施策のねらい

子どもを安心して生み、健康に育てることができる環境づくりと、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進する。

2020プラン策定時の状況

医療技術の進歩等により乳児や新生児の死亡率は低下してきているが、核家族化等によって育児に悩む親が増加している。このような状況を踏まえ、各種乳幼児健診や予防接種、健康教育、健康相談等を通じて母子保健事業の推進を図っている。

また、近年急速に少子化が進む中、子育てを支援し子どもを産み育てる環境の整備が社会問題となっており、女性の就労機会の増加を反映して保育時間の延長や待機児童の解消が求められている。

主な成果

乳幼児健康診査として、受診通知や勧奨を行い、各種教室や相談事業を実施し、受診

率が80%から上昇し90%に上昇している。他の母子訪問事業においても80%に達しており、母子の心身の状況や養育環境の把握し、助言を行うなど適切なサービスを提供するとともに、町立保育園3園の改修工事を行い、待機児童の解消を図った。

また、子育て世帯の経済負担を減らすため、小児医療費助成制度の対象年齢を拡大するとともに、妊婦健診の受診回数を増やして欲しいといった要望に応えるため、平成20年度の受診回数5回から、平成21年度は一部公費負担はあるものの14回まで拡充した。

主な課題

子育てに関する育児不安や、悩みを抱えている家庭も増加していることから、相談体制や情報提供の充実を図るとともに、子育て支援として児童手当や小児医療費助成などの経済支援の充実が求められている。

また、女性の就労機会の増加を反映して、出生後満1歳になる前からの入園を希望する家庭が多く、受け入れの拡大が求められている。

施策実施結果

少子高齢化の進行に伴い、核家族化に加え社会経済状況の変化により、子どもや子育て中の家庭を取り巻く環境は厳しさを増している。夫婦共働き世帯が増加している中で、子どもを産み育てる環境の整備が重要な課題であり、家族や地域の人々、行政や関係機関が協力し合い、地域社会が一体となって子育てを支援する必要がある。

このような状況の下、母子保健事業として育児不安や産後うつ病、児童虐待の早期発見・対応において積極的に取り組むとともに、子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業を推進し、子どもがすくすくと育つ、子育てしやすい環境づくりを推進し、一定の効果を上げた。

このことから、子どもを安心して生み、健康に育てることができる施策として一定の成果を得たが、今後についても施策継続・充実することが求められているとともに、子育ては子ども一人ひとりに課題が存在し、対応も複雑化・多様化していることから、実情に即した迅速な対応が必要である。

《いきいきと人に優しいまちづくり》

施策のねらい

子どもから高齢者までのすべての町民が、生きがいを持ち、いつまでもいきいきと暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

2020プラン策定時の状況

自由時間の増大や労働時間の短縮等により、スポーツ・レクリエーション活動は、子どもから高齢者まで幅広い層に広まっている。特に健康づくりや体力づくりに加え、社会参加や生きがいづくりについての町民ニーズが高まっており、生涯スポーツに関する

現状と将来方向を把握し、「スポーツ振興基本計画」を策定するとともに、町内体育施設を効果的に運営管理していく必要がある。

また、少子高齢化社会の到来などの社会環境変化に伴い、町民の学習意欲や学習ニーズが高まり、その内容も多様化、高度化している状況であり、家庭・学校・地域等が行政と一体となって連携を図り、総合的な生涯学習の推進体制を確立するとともに、学習拠点として総合図書館の建設が望まれている。

主な成果

近年の生活スタイルの変化や健康意識の向上により、スポーツの果たす役割が増大している状況であることから、生涯を通じて町民のだれもがスポーツに親しめることを目的として平成16年3月に「寒川町スポーツ振興基本計画」を策定し、総合的な活動組織として寒川総合スポーツクラブを設立することで、町民のスポーツ・レクリエーション活動の推進や青少年の健全育成等の振興を図るとともに、新たなスポーツ・レクリエーションの拠点として「田端スポーツ公園」を整備し、既存のニーズだけではなく、今後予想されるニーズにも対応できるよう施設面においても強化を図った。

また、町民の一人ひとりが、個性や能力を發揮し、生きがいのある充実した生活を送れるような、生涯学習のまちづくりを推進するための生涯学習推進プラン「寒川 学びプラン」を策定し、生涯学習活動団体情報誌を発行するなど、生涯学習の推進を図り、公民館では、住民ニーズにあった講座の開催と学習意欲に応える講座を企画・立案し実施した。

さらに、平成18年11月に町民が待ち望んでいた総合図書館を開館し、県内初のICタグ導入による資料の貸出や管理、インターネットの利用や、DVD・CDなどの視聴覚サービスの提供など21世紀型の図書館サービスを行った。

主な課題

寒川総合スポーツクラブ等の団体の協力を得て、多様なニーズに応えられる体制の強化を図っていく必要がある。また、その他の体育施設の多くが修繕・改築等が必要であるため、今後、改善策を検討する必要がある。

また、生涯学習の情報提供について、より多くの町民が情報を得られるよう更に工夫が必要であり、地域課題に配慮したと取り組みを行うとともに、休館した公民館の建て替えや町民センターの改修など生涯学習施設についてのあり方を検討する必要がある。

施策実施結果

すべての町民がいきいきと暮らせ、生きがいのある生活を送るために、町民のスポーツ・レクリエーション活動の推進として「寒川町スポーツ振興基本計画」に基づき、新たなスポーツ・レクリエーションの拠点として「田端スポーツ公園」を整備することで、町民が生涯にわたり、いつでも、どこでも自由にスポーツを楽しむ体制づくりに効果を上げた。

また、一人ひとりが個性や能力を發揮し、生きがいのある充実した生活を送るため、生涯学習活動の推進として、各公民館講座等を通しあらゆる人、あらゆる世代を対象に

「学ぶ」ことの機会を提供するとともに、平成18年11月には寒川総合図書館を生涯学習の拠点として整備したことで、ともに学び・ともに支え合う自己実現の推進に効果を上げることができた。

このことから、すべての町民が生きがいを持ち、いきいきと暮らす施策として一定の成果を得たが、今後においても「学び」や「スポーツ・レクリエーション」を通じて、他の施策との連携を強化し心身の健康づくりを行うことで、生きがいを持ち、健康で明るい生活を確立できるよう環境の整備が必要である。

いきいきと暮らせるまちプロジェクトとしての検証結果

すべての町民が心身とも健やかで生きがいを持ち、いきいきと暮らすには、健康・福祉・教育の各分野が連携し施策展開を図っていくことが重要である。

寒川町においても、高齢化率が年々上昇し、今後もこの傾向が続くと予想される。そのため、高齢者に対し介護保険制度について情報提供や適切なサービスを提供するなど、介護支援の充実を図ることが重要である。

さらに、健康で自立して生活を送るには、いかに長く健康が保てるかが重要となり、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯を通じた健康づくりの必要性がこれまでも増して求められている。そのためには、栄養、運動、休養を通して正しい生活習慣を身につけることや、町民が必要とする情報の提供と、生涯を通じた健康相談等を充実させる必要がある。

また、社会環境の変化に伴い核家族化が進んでいる中であって、生活習慣の多様化により、偏った食生活など食育に関する課題も多く、特に育児に関する悩みを抱える家族が増加している。そのため、子どもの健康教育、育児相談などの育児サポートも重要な課題である。

一方、健康への取り組みの基本は、一人ひとりの自覚・改善・努力が必要不可欠であるが、それを一人で維持するには限界がある。そのため、身近にある公共施設やスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら、自然に運動習慣が身につくよう仕向けることや、地域全体で健康増進を図ることが望まれる。さらに、行政や健康推進団体、スポーツ推進団体等が一体となって健康を軸とした総合的な施策を推進していく必要がある。

このプロジェクトにおいて、各施策間の連携強化を図り、「ふれあい・スポーツ・健康まつり」など横断的な事業展開をしてきたことで、効率的かつ効果的な成果があったものと考えられる。

今後においても横断的な施策展開を図ることで事業効率を高め、それぞれの事業を補完し合いながら実施していくことで、すべての町民がいきいきと暮らせるまちづくりが達成できると考える。

2 . 環境にやさしいまちプロジェクト (環境共生プロジェクト)

環境にやさしいまちプロジェクトのねらい

まちにある自然が将来にわたってあり続けるために、自然環境の保全を図り、町民が自然に親しめる環境づくりと創造により、調和のとれた緑豊かなまちづくりを進めます。また、地球温暖化やオゾン層の破壊等への対策も地域から取り組まなければならない課題として、町民一人ひとりが環境に対する意識を持ち、環境にやさしいまちづくりを進める。

【プロジェクトの内容】

《環境への負荷の低減》

施策のねらい

オゾン層の破壊や酸性雨など、地球全体の環境問題を地域の課題として考え、環境に負荷の少ないまちづくりに取り組む。

2020プラン策定時の状況

ごみの量は年々増加傾向にあるとともに、ごみの質や種類も多様化し処理が困難なものもある。町では、自治会等の協力をいただきながら、ごみの4分別収集を行っているが、増え続けるごみを減らすためには、行政のみでなく町民や事業者等が、ともにごみの減量化・リサイクル化などに取り込むことが求められている。また、同時に限りある資源を有効に使用するためには、太陽光などのクリーンエネルギーを活用した施設や設備の導入が求められているとともに、地球温暖化防止の施策としても着目されている。

主な成果

平成14年度の環境基本計画策定後、個別に実施されていた環境に関わる諸施策は、環境基本計画の方向性のもとに進められており、計画の進行管理は環境報告書の作成により実施し、その内容を広く公表している。また、町民、事業者等への活動の呼びかけに対し、寒川環境町民会議(さむかわエコネット)の設立、実践活動が進んでおり、町民等の環境意識の高揚につながってきていると考えられる。平成17年4月より実施したプラスチック製容器包装の資源化の実施では、平成23年度の目標資源化率20%を達成し、ごみの減量化とリサイクル活動の推進により環境負荷の低減が図られている。クリーンエネルギーの関係では平成21年度より住宅用太陽光発電システム設置に係る補助制度を開始し、県の上乗せ分も併せ補助を行った。また、公用車として電気自動車の導入及び急速充電器の設置を行い、2市1町により進められている湘南エコウェーブプロジェクトのもと連動した取り組みを行っている。

主な課題

家電リサイクル法が平成13年に施行され、それ以降、廃家電などの不法投棄が増えている状況にある。コンポストの販売補助を行っており、平成22年度よりバケツ型のリサイクルボックスの販売補助を行っていくが、さらに茅ヶ崎市の剪定枝の資源化と歩調を合わせ、平成24年度から、公共施設を含めた一般世帯等の剪定枝の資源化の検討が求められる。また、住宅用太陽光発電システム設置補助制度を平成21年度から開始し、制度利用者が多く当初の募集件数枠の増加が必要であった。住宅用太陽光発電システム設置については、電力買い取り価格の変更により、買い取り金額が高くなるため、環境配慮志向と相まって、今後も設置希望者は多くその対応が必要である。電気自動車については、まだ価格の問題があり、一般に普及するには少し時間がかかると考えられるが、県、及び2市1町の方向性と併せ取り組みを進め、過度の自動車交通の増加による環境負荷を軽減するため、交通需要の適正化を図る必要がある。

施策実施結果

環境へ配慮する施策の中で、ごみ問題は大きなウエイトを占めており、これを解決していくには、行政だけの力では困難であり、町民等の協力が必要不可欠である。ごみを減らすために最も重要なことは、ごみになるものをなるべく使わないことであり、ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）という町民自身の生活様式への変更に向けた個人の意識改革が求められる。町民一人ひとりの主体的な行動が必要とされる中で、町はごみや環境問題などの実態を情報提供し、意識改革を求めべく啓発に努める。今後も環境基本計画の方向性に基づき、環境に関わる諸施策を進め、環境報告書作成による進行管理の実施、環境基本計画改訂版による重点プロジェクトの推進、現計画の期間が平成23年度までであるため、計画の見直しについても検討を進める。また、町民、事業者等の活動については、さむかわエコネットとの連携協働を軸に、今後も推進に努めていく。町民に対する省エネルギー意識の普及啓発を図るとともに、効率の良い省エネルギーに配慮した製品の活用などを促進する必要がある。住宅用太陽光発電システム設置補助制度を継続し、自然エネルギーの活用について推進していく。電気自動車の普及啓発については、県や湘南エコウェーブの動きと併せ、取り組みを進めていくとともに、町内の交通環境が整理されていないため、徒歩、自転車、自動車、バス、タクシー、鉄道の役割分担が確立されていないことから交通渋滞等を招き、環境への負荷が増加しているため交通需要マネジメント調査を実施・分析し環境にやさしい交通体系の構築が必要である。

《自然環境の保全と創造》

施策のねらい

本町に残る貴重な自然環境を保全するとともに、利用・創造することによって町民が自然とふれあえる環境づくりを進める。

2020プラン策定時の状況

町には、相模川、小出川、目久尻川などの河川や寺社林など、貴重な自然が残されて

いて、昔から水とのつながりが強い土地柄で人々は水と親しんできたが、都市化の進展により自然環境は減少している。この貴重な自然を次世代に引き継いでいくためには、より一層、町民・企業・行政が一体となった緑の保全に向けた取り組みが求められている。水や緑とのふれあいの場への取り組みとして、旧目久尻川ふるさと緑道や倉見桜緑道、さむかわ中央公園のせせらぎやビオトープ池など整備を進めてきたが、週休2日制などによる余暇の時間の増大に伴い、さらにレクリエーションを兼ねた水辺空間の整備が求められている。一方、自治会や企業及び各種団体などを中心に、年2回のまちぐるみ美化運動や相模川河川敷における河川美化キャンペーンを実施し、このことは町民や企業等における自主的な環境美化活動につながっている。

主な成果

緑豊かなまちにするため、生け垣根の助成制度を通じて地域の緑化の推進を図っている。また、緑のフェスティバルや産業まつりの会場で行われる緑化フェアでは、苗木、花苗などの配布を行い、緑化意識の高揚を図ってきた。さらに、都市化が進む中、町民にやすらぎと潤いを与える都市景観を創出するため、平成18年度に、町の個性・資源である「川(水)」と「緑」と「文化」を活用した「新川と文化のまちづくり計画」を策定した。平成21年度において、田端スポーツ公園整備が完了し、低水護岸整備等親水性に富んだ整備を行い、水辺空間の創造推進を図っており、さがみ縦貫道路の建設に伴い相模川の神川橋上流部分の新堤築造や、小出川では大曲地区より改修工事が進められている。

環境美化活動については、自治会や事業者・学生等により、参加者も定着しており、平成19年3月には、町民、事業者等及び町が協力し行動することにより、地域の環境美化を推進することなどを目的とした、「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」を新たに制定した。まちぐるみ美化運動や相模川美化キャンペーンについても参加者が定着しており、実績もほぼ目標に達している。また、住環境を阻害するような迷惑行為を防止するため美化意識の高揚を図り、町の美化を推進するため、様々な啓発に取り組んでいる。

主な課題

貴重な緑の保全のため、保存樹木補助事業に取り組んでいるが、町の補助金だけの保存は難しく、個人の都合で伐採されている例もあり、いかに減少していく樹林・樹木等を保全するかが課題である。町内の貴重な自然を次世代に引き継いでいくためにも、改めて町民・企業・行政が一体となって、緑の保全に対し理解を深めていく必要がある。緑化推進事業への関心度は高いが、土地の利用状況、管理面等から、緑の保全・推進の成果があがっているとはいえない。平成19年7月に「寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例」が施行されているが、まだ、すべての町民に理解され定着していくには時間を要する。実践としての環境美化活動は、自治会や企業等の協力により定着してきており、中学生や高校生など学校現場からの参加も近年増加してきている。一方、町との接点の少ない町民（若年層、自治会未加入者、集合住宅居住者等）に参加を呼びかけていく工夫が必要である。また、河川美化については、寒川環境町民会議の会員が取り組んでいるが、地域での取り組みの検討が必要である。公園の巡回、苦情などによ

り害虫駆除を行っているが、年によって害虫の発生状況が著しく多くなることもあり、その対応に苦慮している。

施策実施結果

豊かな自然環境を有していることは、町民も高く評価しており、今後の河川敷利用等の事業や緑地整備は、町民が集い、楽しむ、交流の場、憩いの場となるような内容で進めていくことが必要であり、さらに自然環境という面で満足感が得られるようなまちづくりを進めていく。緑の豊かさや身近な河川の水辺環境は、町民にやすらぎと潤いを与えるものであり、今後は「環境基本計画」や「緑の基本計画」、「新川と文化のまちづくり計画」などを基本に計画的な整備を進め、良好な自然環境の確保を図る必要がある。また、本事業の推進にあたっては、自治基本条例に沿い、町民、ボランティア、企業などとの協働のもと、財源等を含めた進行管理のあり方について検討する必要がある。

《環境に配慮した生活環境の整備》

施策のねらい

町民が快適で便利な日常生活がおくれるよう、自然環境に配慮しながら都市として必要な生活環境を進める。

2020プラン策定時の状況

町の下水道は、汚水と雨水に分けて処理する分流方式をとっており、汚水の総人口に対する普及率は約87%に達している。また、雨水については、幹線・枝線で未整備のところがあり、雨水対策が求められている。

主な成果

汚水処理については、ほぼ計画どおり進んでおり、平成20年度末において水洗化率93.4%を超えている。平成14年度より市街化調整区域の汚水整備に着手し75haを概ね整備し、平成21年度には大蔵・一之宮に加え小動地区の一部整備を実施。雨水整備は、幹線整備がほぼ完了したことにより、平成19年度より小動幹線（枝線）等の整備を行っている。

主な課題

下水道事業全体では、平成20年度末において総人口普及率91.18%、水洗化率93.44%と町村では非常に高いレベルとなっている。しかし、雨水対策においては道路冠水等を解消するため、幹線整備に引き続き枝線の整備促進が求められる。また、局地的な豪雨等の対応としては河川事業と調整し、雨水対策を図っていく必要がある。

施策実施結果

衛生的で快適な生活環境の確保のために、引き続き計画的・効果的な公共下水道整備を進めていく必要がある。相模川流域下水道と整合した下水道全体計画区域等の見直し・効果的な整備実施と、相模川については、さがみ縦貫道路の工事と平行して今後残り

の築堤整備を促進するよう要望・要請を行っていき、小出川については、引き続き早期整備が図られるよう要望していく。雨水対策については、河川整備も含め安心・安全なまちづくりの一環として、浸水等による町民の生命、財産が脅かされないよう整備を進める。

《総合的推進》

施策のねらい

環境に関わる総合的な施策展開を進めるとともに、町民・企業・行政等がそれぞれの役割分担と相互の連携を図る。

2020プラン策定時の状況

近年、環境破壊は地球規模で広がり、地球温暖化の問題など環境問題が顕在化しており、これまでのライフスタイル等を見直さなければならなくなっている。私たちは被害者であるとともに、加害者であるという認識に立ち地球環境の保全に真剣に取り組まなければならなくなっている。そのために町では、環境基本計画の策定や町民・事業者に対して環境問題に関する教育や学習が求められている。

主な成果

平成14年度の環境基本計画策定後、個別に実施されていた環境に関わる諸施策は、環境基本計画の方向性のもとに進められており、計画の進行管理は環境報告書の作成により実施し、その内容を広く公表している。町は、地球温暖化対策推進実行計画（寒川町環境行動指針行政編）を平成15年度に作成しているが、地球環境問題に関する取り組みについては、問題に対する成果がすぐに現れないものが多い。また、地球規模の問題であるため、取り組みの成果が、問題の解決につながっているか感じにくく、そのことが取り組みが進まない要因でもあると思われる。

主な課題

寒川町環境基本条例が制定(H13.3)、その後環境基本計画が策定(H15.3)、平成19年度には計画が見直され、これに基づく取り組みが進められているものの、すべての施策が進捗しているわけではなく、また、環境に関しては、取り組みの効果が短期間で現れないものも多く、継続的に取り組む必要がある。

施策実施結果

今後も環境基本計画の方向性に基づき、環境に関わる諸施策を進め、環境報告書作成による進行管理の実施、環境基本計画改訂版による重点プロジェクトの推進、現計画の期間が平成23年度までであるため、計画の見直しについても検討を進める。また、町民、事業者等の活動については、さむかわエコネットとの連携協働を軸に、今後も推進に努めていく。

環境にやさしいまちプロジェクトとしての検証結果

まちにある自然が将来にわたってあり続けるためには、環境への負荷の低減、自然環境の保全と創造、環境に配慮した生活環境の整備による調和のとれた緑豊かなまちづくりが必要であり、環境に関わる総合的な施策展開を進めるとともに、町民・企業・行政等がそれぞれの役割分担と相互の連携を図ることが必要である。

環境基本計画策定後、個別に実施されていた環境に関わる諸施策は、環境基本計画の方向性のもとに進められており、計画の進行管理は環境報告書の作成により実施し、その内容を広く公表している。また、町民、事業者等への活動の呼びかけに対し、寒川環境町民会議（さむかわエコネット）の設立、実践活動が進んでおり、町民等の環境意識の高揚につながっており、自治会や企業及び各種団体などを中心に、年2回のまちぐるみ美化運動や相模川河川敷における河川美化キャンペーンが実施されていることは、町民や企業等における自主的な環境美化活動につながっている。このような活動が広まることにより、町民一人ひとりの環境に対する思いが強くなり、町民・企業・行政等がそれぞれの役割と連携を図り施策を横断的・総合的に展開することで環境にやさしいまちづくりを実現させることとなる。

3. にぎわいと魅力を創造するまちプロジェクト (3つの拠点づくりプロジェクト)

にぎわいと魅力を創造するまちプロジェクトのねらい

私たちのまちがより个性的で魅力ある都市として発展するためには、広域的な交通網の整備や高度情報ネットワークを活用して人や物、情報等の様々な主体の交流と連携が必要であり、そのため新幹線新駅誘致地区を中心とした都市未来拠点、寒川駅を中心とした生活中心拠点、さがみ縦貫道路の(仮称)寒川南インターチェンジ周辺を中心とした産業集積拠点を3つの拠点として位置付け、その形成を図るとともに、これらを結びつけそれぞれの役割や機能を相互に生かし合うことにより、にぎわいと魅力を創造するまちを目指します。

【プロジェクトの内容】

《3つの拠点づくりの推進》

施策のねらい

町のにぎわいや活力を生み出す3つの拠点(都市未来拠点、生活中心拠点、産業集積拠点)づくりを進めます。

2020プラン策定時の状況

神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会では、平成9年11月に倉見地区を新駅誘致地区として決定して以来、新駅誘致の早期実現に向けた取り組みを行っている。

ツインシティ構想は、新幹線新駅誘致地区を核として、倉見地区と対岸の平塚側地区とを新しい橋で結び、相模川の東西が一体となって機能する環境と共生する都市づくりを行うものである。町では、倉見地区を町北部の新たな拠点として位置付け、まちづくりに取り組んでおり、平成14年3月には、倉見地区のまちづくりを目指して、「ツインシティ倉見地区基本計画」を策定した。

今後は、さがみ縦貫道路の(仮称)寒川北インターチェンジ周辺という交通の利便性を適切に受け止め、周辺環境にも配慮した計画的な土地利用が求められている。

寒川駅北口地区のまちづくりは、町民の定住意識の高揚と魅力ある町を目指すことを目的に、平成4年に土地区画整理事業の認可を得てスタートし、町の玄関口や中心商業地としての役割を期待されている。平成10年度に策定された「中心市街地活性化基本計画」を基本に寒川駅南口地区と町役場周辺を含む69.5haについて、今後は中心市街地として環境づくりを図ることとしている。

町の工業の状況としては、バブルの崩壊等により産業の空洞化や企業の設備投資が鈍り、大きな影響を受けているが、県の中央部から湘南地域の主要都市を結ぶ広域幹線道路として期待されているさがみ縦貫道路については、本町に2カ所のインターチェンジが計画されており、インターチェンジ周辺への企業進出が予想されている。

また、町の商業は自然発生的な路線型商店街に限られていることから、近隣市における商業開発や郊外型の大型店等の影響や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化によって、町民の購買力の流出等の問題が発生している状況である。

主な成果

東海道新幹線新駅誘致に向けた事業に対する成果は十分ではないものの、要望活動の継続実施や厳しい財政状況の中でも積み立てを実施するなど、一定の取り組みを行った。

ツインシティについては、新幹線新駅誘致と新駅を中心としたまちづくりを協議・研究するための地元組織として設立された東海道新幹線(仮称)倉見新駅促進協議会との協議や、庁内関係部局による調整会議を開催し、まちづくりに向けた意見交換・連絡調整を進めている。

寒川駅北口地区土地区画整理事業は、建物移転の進捗により、都市計画道路、区画道路、歩道、歩行者専用道路等の公共施設やライフラインの整備も進んでおり、平成21年度末で全体事業費の約93%の進捗状況となっているが、複合施設計画の平成23年度までの凍結やコミュニティセンターや共同駐車場の研究について中心的役割を果たしてきたまちづくり(株)を平成21年度に一定の目的達成により解散するなど、大きな転換期を迎えたところである。

一方、町内商業の活性化・消費拡大策としては、平成14年度からのプレミアム商品券の発行や商業協同組合のポイントカードの発行を行っている。また、寒川駅前の4商店会については、平成21年12月に「寒川駅北口商店会」として一本化がなされたことで商店街活性化の方向が見えてきているとともに、北口商店会として区画整理事業等に併せ、省電力街路灯設置を進めるなど新たにまちづくりに踏み込んでいる状況である。

さがみ縦貫道路については、(仮称)湘南台寒川線の整備が(仮称)寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ道路として「かながわのみちづくり計画」に新規の位置付けとなっており、(仮称)寒川南インターチェンジ周辺の整備については、平成20年度から地元地権者等とまちづくりの勉強会、視察研修会等を通じた話し合いを進めている。

産業振興については、毎年11月に産業まつりを開催して町の産業を広く周知を行っているが、企業の流出や雇用促進への対策を目的とした施策の活用状況としては、平成18年度に施行した企業の立地促進に関する条例による奨励措置を受けている企業が平成18年度は2社、平成19年度は3社、平成21年度は1社の計6社であり、固定資産税等の免除及び不均一課税の対象となっている。また、併せて、中小企業施設整備資金特別融資制度の利用実績も上がっている。

主な課題

東海道新幹線新駅設置に係る要望については、現時点でJR東海から具体的な回答を得ている状況ではないが、リニア中央新幹線の開業により、東海道新幹線の持つ役割の変化やそれに伴う稠密なダイヤの改善が想定されることから、新駅設置の可能性は十分にあると考えられる。

一方、地元組織である倉見新駅促進協議会とは、新幹線新駅誘致や新駅を中心とした

まちづくりについて、話し合いを進めているが、協議は深まっていない状況である。

また、(仮称)寒川北インターチェンジ周辺については、現在、県と関係市町で進めているツインシティのまちづくりと密接に関係するため、当該計画と整合したインターチェンジへのアクセス道路の整備検討が求められている。

寒川駅北口地区土地区画整理事業については、平成21年度末現在の仮換地指定率が89.2%、建物移転が90.3%となっている。事業開始から長い年月が経過しており、事業の早期完成を目指さなければならないが、都市計画道路寒川下寺尾線が平成20年4月に暫定供用開始され区内の大型スーパーの移転も完了しており、今後は都市計画道路南側の駅前広場を中心とした駅前通りの整備に重点を置くことになる。今後は、事業の進捗状況を見ながら寒川駅南口地区の整備検討についても進めていく必要がある。

また、町の商業は近隣市における郊外的大型店舗等の影響や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化によって町民の購買力の流出等の問題が発生しており、駅前区画整理事業と歩調を合わせた活性化策を推進する必要がある。併せて、共同駐車場の整備については民間も含め検討が必要である。

さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺整備は、周辺環境との調和に配慮した計画的な土地利用を促進する必要がある。地元住民との合意形成を図る必要がある。町内に2カ所計画されているインターチェンジのうち、(仮称)寒川南インターチェンジ周辺については、特定保留区域として位置付けられ、地権者との勉強会などを進めているが、今後、地元地権者との合意形成を図る必要がある。また、さがみ縦貫道路の供用開始を間近に控え、(仮称)寒川南インターチェンジ周辺の土地利用計画を検討する必要がある。

企業の流出や事業縮小防止のため、平成18年度から「企業等の立地促進に関する条例」及び「中小企業施設整備資金特別融資制度」をスタートさせ、企業立地促進の奨励を図ったが、今後は町の産業振興を図るため、活用実績を伸ばし、制度の運用充実を図る必要がある。

施策実施結果

3つの拠点の1つである都市未来拠点は、新幹線新駅とさがみ縦貫道路(仮称)寒川北インターチェンジのインパクトを適切に受け止めつつ、JR相模線や相鉄いずみ野線との連携を図ることによって、広域からの集客にも対応した文化・交流・商業・業務等の機能集積を図る拠点としての位置付けであるが、東海道新幹線新駅誘致に向けた取り組みの成果は必ずしも十分ではない。今後とも新駅誘致に密接に関連するJR東海のリニア中央新幹線開業に向けた動き等を注視していく必要がある。

ツインシティについては、新幹線新駅誘致と新駅を中心としたまちづくりを協議・研究するための地元組織(倉見新駅促進協議会)の設立や当該協議会との協議、庁内関係部局による調整会議の開催など、まちづくりに向けた意見交換・連絡調整を進めたほか、現況測量や権利調査の実施、ツインシティまちづくり事業調査、第6回線引き見直しに係る意向調査や説明会の実施、地元合意形成に向けたまちづくり懇談会の開催など、事業推進に向けた取り組みに一定の成果があったものと解される。

生活中心拠点づくりとしては、寒川駅周辺を既存の機能集積を生かして町の中心にふさわしい町民のための商業集積を図る拠点としての位置付けであるが、寒川駅北口地区

土地区画整理事業は、都市計画道路、区画道路、歩道、歩行者専用道路等の公共施設やライフラインの整備も進捗し、今後駅前広場や街区公園の整備など、早期完成に向けて着実に取り組みを進めている状況である。寒川駅南口については、寒川駅北口地区土地区画整理事業終了までに、整備の必要性、整備内容等を検討していく必要がある。

一方、町内商業の活性化・消費拡大策として平成14年度からプレミアム商品券の発行や商業協同組合のポイントカードの発行を行ってきたが、購買力の町外への流出に歯止めをかけることまでにはつながっていないため検討が必要である。また、商店街の活性化については、寒川駅前の4商店会が平成21年12月に「寒川駅北口商店会」として一本化がなされるとともに、北口商店会として区画整理事業等に併せて省電力街路灯設置を進めるなど、新たにまちづくりに踏み込んだ状況が出てきていることなどから、一定の効果があつたと解される。

産業集積拠点づくりとしては、さがみ縦貫道路の（仮称）寒川南インターチェンジに面しているという交通条件の良さを受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮して土地利用と産業集積としての位置付けであるが、（仮称）寒川南インターチェンジ周辺の整備については、平成20年度から地元地権者等とまちづくりの勉強会、視察研修会などを通じた話し合いを進めており、第6回の線引き見直しにおいて特定保留区域の位置付けとなるなど、拠点づくりに向けた第一歩として一定の効果があつたものと解される。

産業振興については、企業の流出や雇用促進への対策を目的とした施策の活用状況として、平成18年度に施行した企業の立地促進に関する条例による奨励措置を受けている企業が平成18年度は2社、平成19年度は3社、平成21年度は1社の計6社であり、固定資産税等の免除及び不均一課税の対象となっているが、より多くの活用を目指し、制度のPRや内容の検討等が必要と思われる。

《拠点間の連携強化》

施策のねらい

3つの拠点間の連携強化を図り、様々なインフラの整備を進めます。

2020プラン策定時の状況

本町の幹線道路網は、県道相模原茅ヶ崎線を始めとする4路線の県道等で構成されている。

さがみ縦貫道路については現在相模川沿いに整備中であり、町内には2カ所のインターチェンジが計画されている。インターチェンジに接続する道路では、交通量の大幅な増加が予想されている。

平成10年に完成した湘南銀河大橋につながる道路は、神川橋に加えて町と周辺市町を東西に結ぶ重要な路線になっているが、橋へ向かう道路の混雑は依然残っており、生活道路への通過車両の流入も目立っている。

鉄道の利便性向上策としてのJR相模線の複線化や相鉄いずみ野線の延伸については、鉄道事業者に対する要望を活動の中心に展開を図っているが、運行本数等利便性が低い

状態が続いている。

バス路線については、町内で帰結する単独路線はなく、路線構成等の問題により利便性も低く利用状況も悪いため、国の規制緩和によりバス利用の少ない路線の廃止が予測される。

町では、情報通信基盤としてCATV網が全域に普及しており、日常の暮らしの中に浸透している。今後は本格的な情報ネットワーク社会が到来すると考えられるため、町民が相互に情報を共有できるような情報環境の整備が求められている。

町には相模川・小出川・目久尻川などの河川があり、人々が昔から水と親しむ環境にあるなど、水とのつながりが強い土地柄であるが、町では、水や緑とのふれあいの場への取り組みとして、旧目久尻川ふるさと緑道や倉見桜緑道、さむかわ中央公園のせせらぎやビオトープ池など整備を進めてきた。週休2日制などによる余暇の時間の増大に伴い、レクリエーションを兼ねた水辺空間の更なる整備が求められている。

主な成果

広域的な道路網としての国・県道の整備は、庁内や関係機関との調整、周辺自治体と連携・協力のもと、早期整備に向けた要望活動を継続している。さがみ縦貫道路については、田端地区から倉見地区まで順次整備が進んでおり、町と周辺市町を東西に結ぶ重要な路線である湘南銀河大橋へ向かう藤沢大磯線は一部暫定供用を開始し、少しずつではあるが整備が進み町民の利便性が図られてきている。

町道においては、平成8年度から町道宮山倉見13号線の拡幅工事を進めるなど、道路網の整備を推進している。

都市計画道路の見直しについては、神奈川県策定の「都市計画道路の見直しのガイドライン」に基づき見直し、対象路線の選定、必要性の検証、周辺自治体と進捗状況等の調整を行った。

平成18年6月15日から町内全域において、超高速回線（光ファイバー）が整備されたことにより、各家庭においてインターネットが接続可能になった。また、町のホームページも整備され町民への情報発信が充実、スポーツ施設の一部がインターネットによる予約が可能となり365日、自宅や職場から手続きができ利用促進が図られている。

都市化が進む中、町民にやすらぎと潤いを与える都市景観を創出するため、平成18年度に、町の個性・資源である「川（水）」と「緑」と「文化」を活用した「新川と文化のまちづくり計画」を策定した。平成21年度において、田端スポーツ公園整備が完了し、低水護岸整備等親水性に富んだ整備を行い、水辺空間の創造推進を図っている。

さがみ縦貫道路の建設に伴い相模川の神川橋上流部分の新堤築造や、小出川では大曲地区より改修工事が進められている。

主な課題

周辺自治体との広域的なネットワークを形成する幹線道路の整備促進をより一層推進することが必要であり、町民の期待する道路網の整備を長期的視点に立って積極的に推進する必要がある。特にさがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと東西方向を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、県や町民、企業等と調整を行い計画の具体化を早期に図

る必要がある。

町内の拠点間の連携強化や観光資源等を活用したまちづくり、企業誘致による通勤者の増加を図るためにも、道路網や鉄道、バスなどの公共交通の利用促進策を図ることが必要である。

町内全域で、超高速回線が利用できるようになっているが、通信料が月額6,000円程度必要になり、通信料の引き下げに向け要望などを行う必要がある。また、町と町民が情報を共有できるような情報環境の整備が求められているが、同時に個人情報保護への配慮が重要な問題となってきた。

平成18年度に前計画を踏襲した「新 川と文化のまちづくり計画」を策定し、平成19年度以降の具体的指針を示した。平成21年度において実現化プログラムに位置付けている田端スポーツ公園整備事業について完了する予定である。今後は、事業の計画的な推進かつ実現性を確保するために、財源等を含めた進行管理のあり方の再考、また、整備や維持管理に対し町民、ボランティア、企業などとの協働による推進が必要である。

やすらぎと潤いのある水辺空間を創出し、水と緑の活用と創造を実現するため、これまで取り組みを進めてきたが、厳しい財政事情のなかで、今後どのように整備計画を進めていくかが課題である。

施策実施結果

3つの各拠点間の相互の連携強化によるにぎわいと活力あるまちづくりを進めるには、道路や交通体系の整備による利便性や快適性の向上を図る必要があるが、さがみ縦貫道路をはじめ主要な幹線道路は、広域的なネットワークを形成する交通の要所として重要であり周辺自治体と連携し、長期的な視点に立ち事業の推進と要望活動を実施していく必要がある。

特にさがみ縦貫道路（仮称）寒川北インターチェンジと東西方向を結ぶ（仮称）湘南台寒川線は、想定されるルート（案）を作成し、それぞれのメリット・デメリットを比較して神奈川県と調整を行うなど一定の効果があつたものと解されるが、ツインシティ倉見地区のまちづくりにおいても重要な幹線道路となることから、事業実施を早期に図る必要がある。

道路整備については、これまで整備された町道の多くが、舗装や側溝の老朽化により安全面での危惧が生じており、今後は計画的な維持管理を図るため、維持管理計画を作成し、財源確保をしながら利便性の向上と安全を図る。また、寒川町幹線町道将来計画は、策定から10年以上が経過しているため、見直しを図り安全面での緊急性などの視点から整備を進めていく必要がある。

都市計画道路の見直しについては、必要性の検証等の結果に基づき、対象路線について、見直し方針を策定していく。

交通体系の整備としては、これまでも事業者への要望活動の実施により改善が図られたものもあるなど、一定の効果があつたものと解されるが、相模線やバスなど公共交通機関の不便さの改善は、町民がこの町に住み続けたいするためには、必要不可欠であるので今後も取り組みを継続していく必要がある。相模線の利用者の増加が見込まれる中で当面は、行き違い施設の整備や運転本数の増便や、相鉄いずみ野線延伸など積極的・

継続的に関係機関へ要望活動を行い、鉄道輸送力増強を図るとともに、併せて、バス事業者に対して路線の維持、増便の要望活動を進めていく。

拠点間の連携強化には、情報のネットワーク化やその基盤整備に加え、町の地域資源を生かすという視点から、河川空間の活用や道路等の緑化を図ることによる緑や水のネットワーク化の推進も必要であるが、地域情報化の推進については、既述のとおり、平成18年6月15日から町内全域において、超高速回線（光ファイバー）が整備されたことにより、各家庭におけるインターネットが接続可能になったこと、また、町のホームページも整備され町民への情報発信が充実、スポーツ施設のインターネットによる予約が可能となり利便性が向上したことなど、ITC技術の日進月歩の進歩により、利便性の大きな向上が図られている。

緑や水のネットワーク化については、緑の豊かさや身近な河川の水辺環境は、町民にやすらぎと潤いを与えるものであることから、今後も「緑の基本計画」や「新川と文化のまちづくり計画」などを基本に計画的な整備を進め、良好な自然環境の確保を図る必要がある。

にぎわいと魅力を創造するまちプロジェクトとしての検証結果

本プロジェクトのねらいは、町がより個性的で魅力ある都市として発展するためには、広域的な交通網の整備や高度情報ネットワークを活用して人や物、情報等の様々な主体の交流と連携が必要であり、そのために新幹線新駅を中心とした都市未来拠点、寒川駅を中心とした生活中心拠点、さがみ縦貫道路の（仮称）寒川南インターチェンジ周辺を中心とした産業集積拠点を3つの拠点として位置付け、その形成を図るとともに、これらを結びつけそれぞれの役割や機能を相互に生かし合うことにより、にぎわいと魅力を創造するまちを目指すこととされているが、3つの拠点はいずれも現在整備中であり、具体的な拠点間の連携については今後の施策展開に委ねられることとなる。

今後の各施策の展開にあたっては、3つの各拠点の着実な整備を進めるとともに、3つの拠点の連携強化のためのツールとしての交通インフラの整備、地域情報基盤の整備、緑や水のネットワーク化の推進について横断的な施策展開を図ることが必要である。本プロジェクトのねらいは、3拠点の連携による町のにぎわいと魅力の創造であるが、プロジェクトに位置付けられた各施策・事業が互いに補完し合いながら実施していくことが効果的である。

3つの重点プロジェクトとしての検証と今後のあり方

近年では、少子高齢化や核家族化をはじめとする個々の生活スタイル変化や、開発に伴う自然環境の破壊やエネルギー消費などによる環境問題、道路整備や公共交通への期待などをはじめとする都市基盤整備などの社会情勢は急激に変化しており、このことから住民ニーズは多様化かつ複雑化する傾向をたどっている。また、ストレス社会の中で健康意識の向上や生きがいのある充実した生活を求める声は日増しに増大しており、行政としての果たすべき使命・役割は多岐にわたって増加している。

これらの住民ニーズに応えるために施策実施にあたっては、施策間の連携を深め、効率的に行うとともに、個々の住民ニーズにも対応できるきめ細やかなサービスの提供を行う必要があることから、3つの重点プロジェクトにおいては、施策間の枠組みにとらわれず、横断的に施策実施を行ってきた。それぞれのプロジェクトとして一定の方向性により成果があったものと解するが、プロジェクト間における連携は、施策の方向性の違いからやや希薄であり、将来像まで結びつけるためのプロジェクトごとの関連性の意義等に対し改善の余地が残された。

今後のプロジェクトのあり方としては、まちづくりの基本目標の実現に向けた施策を実施することで縦の整合性を保ちつつ、従来どおり施策を横断的に捉え効率的かつ効果的に実施することで、施策を一体として推進することができるため、今後においてもプロジェクトとして推進すべきと解する。

しかしながら、現在のプロジェクトについては、住民にとって真に必要な施策が、いつまでに・どの程度まで行うものなのか不明確な部分があるため、このプロジェクトのあり方について次のとおり再考すべきと判断した。

<プロジェクトのあり方>

このプロジェクトは、従来どおり相互の連携を密にし、施策を横断的に捉えつつも、社会情勢の急激な変化にも耐えられる確実な財政推計に基づき、後期基本計画内で年度別に事業の目標値の指標化を行うことで、町として責任ある総合計画の事業プロジェクトとして住民へ説明責任を果たすものとする。

6. 参考資料

- 7年間の事業費の集計
- 事業費の推移（決算ベース）
- 平成20年度市町村普通会計決算の状況（神奈川県資料より抜粋）

前期基本計画(H14～H20)7年間における総事業費

さむかわ2020プラン(施策数:55 実施計画数:411)

(単位:千円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	12,144,244	13,434,056	13,712,078	15,415,726	15,758,975	15,644,716	13,852,474	99,962,269

第1章 快適でにぎわいのあるまちづくり(施策数:12 実施計画数57)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	2,293,650	2,161,622	2,277,155	2,640,961	3,002,659	2,668,730	2,339,550	17,384,327

第2章 環境と共生したうるおいのあるまちづくり(施策数:9 実施計画数:34)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	690,736	916,554	932,385	1,015,214	944,730	977,028	922,832	6,399,479

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり(施策数:22 実施計画数190)

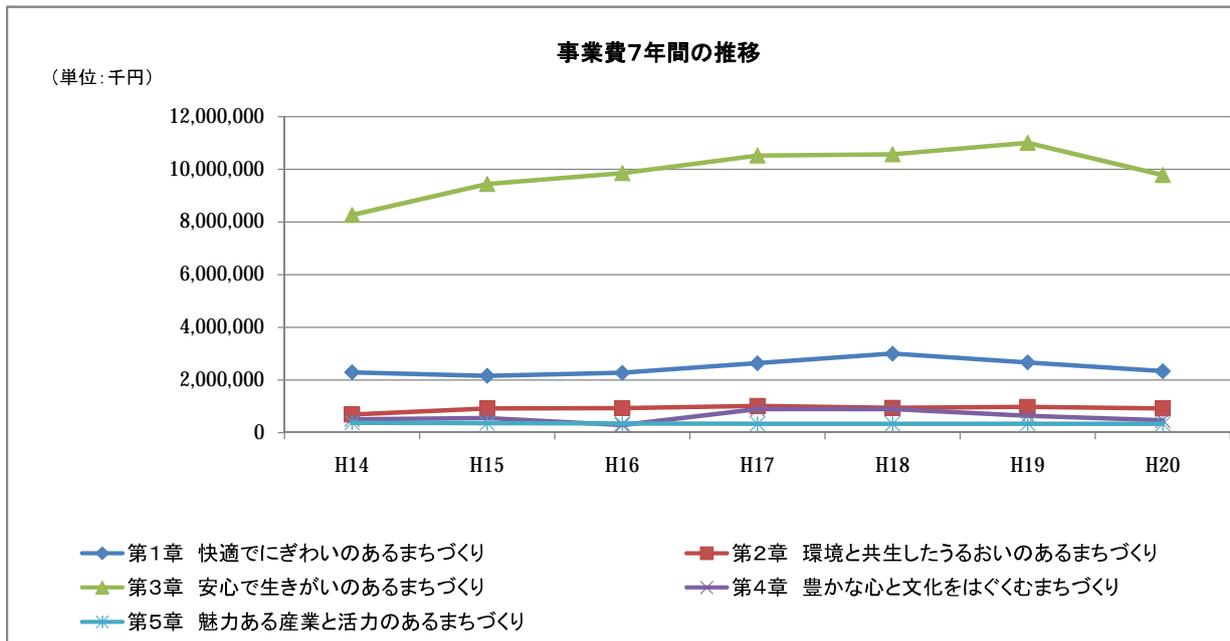
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	8,267,758	9,441,279	9,864,030	10,528,296	10,579,544	11,011,432	9,784,637	69,476,976

第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり(施策数:7 実施計画数84)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	511,572	555,431	293,511	888,739	894,165	643,725	467,943	4,255,086

第5章 魅力ある産業と活力のあるまちづくり(施策数:5 実施計画数46)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	380,528	359,170	344,997	342,516	337,877	343,801	337,512	2,446,401

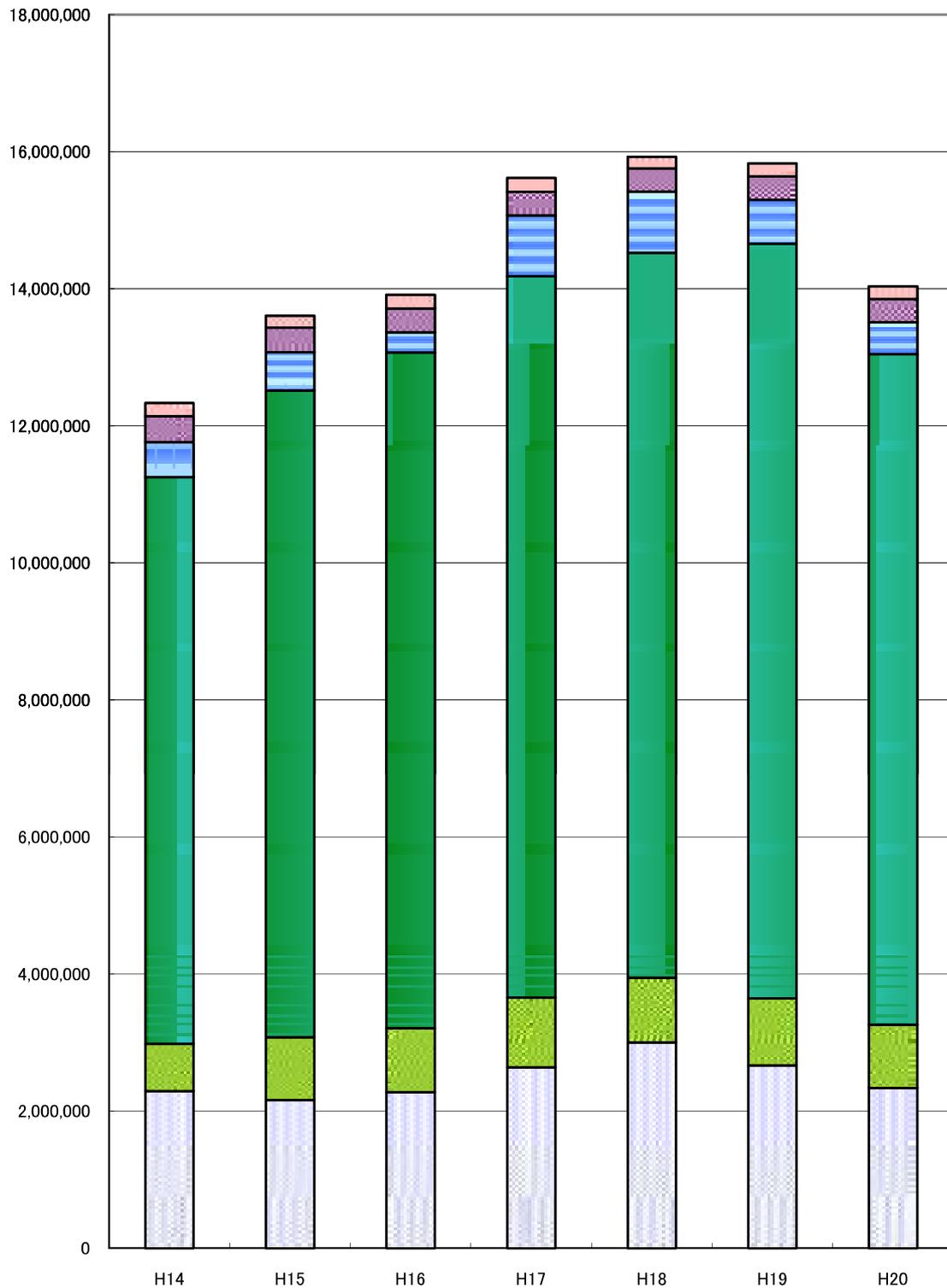


施策の推進に向けて(施策数:6 実施計画数24)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
実績	188,338	172,071	202,032	203,410	168,653	185,904	182,653	1,303,061

事業費の推移(実績)

単位(千円)



- 第1章 快適でにぎわいのあるまちづくり
- 第2章 環境と共生したうらおいのあるまちづくり
- 第3章 安心して生きがいのあるまちづくり
- 第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり
- 第5章 魅力ある産業と活力のあるまちづくり
- 施策の推進に向けて

平成20年度

市町村普通会計決算(見込)及び 公営企業決算(見込)の概要 附 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)

神奈川県総務部市町村課

(5) 市町村別の状況

【決算(見込)状況】

(単位：百万円)

市町村名		歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	単年度収	単年度支	実質単年度収	実質単年度支
都指 市定	横浜市	1,436,351	1,362,941	73,411	70,639	2,772	▲700		▲7,430	
	川崎市	584,467	572,529	11,938	10,507	1,430	202		218	
中核 市	横須賀市	132,138	127,960	4,178	442	3,737	619		869	
	相模原市	205,371	198,726	6,645	1,591	5,054	▲981		▲3,857	
特 例 市	平塚市	80,367	72,792	7,574	4,529	3,045	1,350		1,770	
	小田原市	58,185	56,004	2,181	184	1,997	▲422		▲385	
	茅ヶ崎市	60,495	57,785	2,710	753	1,957	▲642		▲597	
	厚木市	79,063	76,412	2,651	523	2,128	▲1,295		2,616	
	大和市	64,290	58,378	5,912	3,773	2,140	234		▲485	
都 市	鎌倉市	56,268	54,628	1,640	155	1,484	128		421	
	藤沢市	128,916	120,978	7,938	1,877	6,061	▲634		▲294	
	逗子市	17,037	16,387	650	36	614	▲253		247	
	三浦市	18,113	17,051	1,063	910	153	64		▲412	
	秦野市	41,792	40,293	1,498	194	1,305	▲783		▲776	
	伊勢原市	29,191	28,299	892	199	693	137		▲113	
	海老名市	36,556	34,397	2,158	1,332	826	▲557		▲268	
	座間市	31,667	30,898	770	46	724	▲1		▲317	
	南足柄市	15,728	15,105	622	75	548	▲52		▲341	
	綾瀬市	25,595	24,710	886	167	719	▲734		▲719	
町 村	葉山町	9,313	8,736	577	1	576	69		▲61	
	寒川町	16,312	15,301	1,010	407	604	▲174		407	
	大磯町	8,593	8,334	259	35	224	▲139		▲200	
	二宮町	7,410	7,084	326	2	324	37		27	
	中井町	4,485	4,172	313	2	311	▲37		176	
	大井町	5,427	5,112	315	6	309	12		287	
	松田町	4,214	4,040	173	29	145	8		▲62	
	山北町	5,396	4,986	410	202	208	50		40	
	開成町	4,948	4,722	227	1	226	25		76	
	箱根町	9,034	8,890	144	4	140	▲151		▲36	
	真鶴町	3,178	3,027	151	108	43	▲52		▲88	
	湯河原町	8,475	8,219	255	122	133	▲64		169	
	愛川町	13,484	12,798	685	63	623	▲152		▲518	
	清川村	2,725	2,641	83	-	83	▲49		▲142	
20年度計		3,204,582	3,064,336	140,246	98,912	41,334	▲4,939		▲9,780	
19年度計		3,046,442	2,973,791	72,651	26,380	46,271	▲9,909		▲19,129	
増減		158,140	90,546	67,595	72,532					

【主な普通会計財政指標等】

市町村名		経常収支比率		公債費 負担比率	起債制限 比率	地方債 現在高	財政調整 基金残高	
		順位	減収補てん債 特例分及び臨 時財政対策債 を除く					
			%	%	%	%	百万円	百万円
都指 市定	横浜市	⑧	94.7	99.9	18.4	13.3	2,230,890	18,284
	川崎市	⑩	94.2	98.0	21.6	16.1	841,624	2,204
中核 市	横須賀市	⑦	95.8	99.4	15.7	12.2	169,222	11,715
	相模原市	⑧	94.7	98.5	13.4	10.4	186,422	14,317
特 例 市	平塚市	21	89.0	90.5	9.6	5.6	46,198	4,703
	小田原市	19	90.6	93.9	14.5	11.7	52,211	1,543
	茅ヶ崎市	⑮	92.8	96.8	12.9	8.9	44,156	5,610
	厚木市	29	82.0	84.4	11.8	8.4	52,210	8,228
	大和市	22	88.7	90.6	11.0	8.0	45,574	4,263
都 市	鎌倉市	⑮	92.8	96.1	13.5	10.7	45,339	2,270
	藤沢市	27	85.0	87.8	9.9	6.1	87,294	7,751
	逗子市	④	99.0	103.4	12.2	8.9	16,140	1,221
	三浦市	③	99.6	104.3	13.4	10.3	16,881	423
	秦野市	⑱	91.1	95.8	13.5	8.5	37,324	1,356
	伊勢原市	⑫	93.1	97.2	12.1	8.3	24,547	795
	海老名市	25	86.0	86.0	10.3	6.2	21,043	2,796
	座間市	⑰	91.9	96.4	15.2	12.2	26,762	447
	南足柄市	①	99.9	103.9	12.1	9.1	12,213	965
	綾瀬市	⑪	93.9	93.9	11.0	7.7	19,431	2,113
町	葉山町	②	99.8	104.6	7.2	4.3	5,699	393
	寒川町	23	86.9	89.8	9.4	6.2	13,163	1,249
	大磯町	24	86.8	90.8	13.1	8.2	7,499	469
	二宮町	⑭	92.9	97.9	10.4	3.9	5,918	182
	中井町	30	81.1	81.1	9.5	6.5	2,294	881
	大井町	32	80.4	80.4	5.9	3.1	2,352	1,174
	松田町	⑤	97.6	104.8	10.3	5.1	3,590	204
	山北町	25	86.0	90.6	10.9	6.9	4,018	541
	開成町	31	80.5	83.9	10.2	7.6	3,306	368
	箱根町	⑫	93.1	95.1	12.6	11.3	9,126	481
村	真鶴町	20	89.9	96.3	11.4	7.7	2,913	84
	湯河原町	⑥	96.9	101.4	15.3	12.0	7,533	450
	愛川町	28	84.7	88.1	7.3	4.3	6,483	1,296
	清川村	33	78.3	78.3	1.2	▲1.2	146	982
	20年度計		90.6	93.9	11.7	8.1	4,049,520	99,756

19年度計		89.6	93.2	11.5	8.4	4,107,120	97,811
増減		1.0	0.7	0.2	▲0.3	▲57,601	1,945

- (注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。
(注2) 経常収支比率、公債費負担比率起債制限比率の計は単純平均であり、増減はポイントを示す。
(注3) 上記「減収補てん債特例分及び臨時財政対策債」は、本来、地方税収及び普通交付税として収入される減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた比率。
(注4) 標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んだ数値。
(注5) 経常収支比率の順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。

【平成20年度 市町村公営企業の団体別設置状況】

(平成21年3月31日現在)

事業名 団体名	1 水道事業	2 工業用水道	3 交通事業		4 電気事業	5 病院事業	6 簡易水道事業	7 下水道事業	8 港湾整備事業	9 市場事業	10 と畜場事業	11 観光施設事業	12 宅地造成事業		13 駐車場整備	14 介護サービス	◎ 法適用	○ 法非適用	計	
			(1) 送電事業	(2) 自動車運送									(1) 臨海土地造成	(2) その他						
																				(1) 送電事業
横浜市	◎	◎	◎	◎	○	◎ (3)		◎	○	○ (2)	○		◎ (4)	○ (2)	○ (6)		7 (12)	6 (13)	13 (25)	
川崎市	◎	◎	◎	◎		◎ (3)		◎	○	○ (2)		○				○	6 (8)	4 (5)	10 (13)	
横須賀市	◎					◎ (2)		◎	○								3 (4)	1 (1)	4 (5)	
平塚市						◎		○ ²		○							1 (1)	3 (3)	4 (4)	
鎌倉市								○											1 (1)	1 (1)
藤沢市						◎		◎		○				○ (2)	○		2 (2)	3 (4)	5 (6)	
小田原市	◎					◎		○		○ (2)		○ (2)					2 (2)	3 (5)	5 (7)	
茅ヶ崎市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
逗子市								○											1 (1)	1 (1)
相模原市							○	○ ²							○ (5)				4 (8)	4 (8)
三浦市	◎					◎		○		○ (2)							2 (2)	2 (3)	4 (5)	
秦野市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
厚木市						◎		○							○		1 (1)	2 (2)	3 (3)	
大和市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
伊勢原市								○							○				2 (2)	2 (2)
海老名市								○											1 (1)	1 (1)
座間市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
南足柄市	◎							○							○ ²		1 (1)	3 (3)	4 (4)	
綾瀬市								○											1 (1)	1 (1)
葉山町								○											1 (1)	1 (1)
寒川町								○											1 (1)	1 (1)
大磯町								○											1 (1)	1 (1)
二宮町								○											1 (1)	1 (1)
中井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
大井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
松田町	◎						○	○									1 (1)	2 (2)	3 (3)	
山北町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
開成町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
箱根町	◎							○				○					1 (1)	2 (2)	3 (3)	
真鶴町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
湯河原町	◎							○ ²				◎					2 (2)	2 (2)	4 (4)	
愛川町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
清川村							○	○											2 (2)	2 (2)
県計	◎	2	2	2		10		4				1	1				39		98	
○					1		3	32	3	6	1	3		2	5	3		59		

- (注) 1. 交通事業のうち路面電車事業、懸垂電車事業及び船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。
 2. 法適用企業：地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)
 3. 法非適用企業：地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業を除いたもの。
 4. ()内は施設数を示す。施設数については、病院・市場・観光施設・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業=1施設としている。)
 5. 下水道事業：平塚市、相模原市は公共下水道、農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。
 6. 観光施設事業：川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。
 7. 介護サービス事業：川崎市は介護老人保健施設、南足柄市はデイサービスセンターと訪問看護ステーション。

【平成20年度決算に基づく健全化判断比率等(暫定値)一覧表】

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		資金不足比率		
	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度 順位	平成19年度 順位	平成20年度 順位	平成19年度 順位	会計数(名)	平成20年度	平成19年度
横浜市	-	-	-	-	20.2 ①	20.6 ①	261.1 ①	292.7 ①	全12会計	-	-
川崎市	-	-	-	-	15.6 ②	16.3 ②	133.9 ⑤	147.3 ④	全9会計	-	-
政令市平均	-	-	-	-	17.9	18.4	197.5	220.0			
横須賀市	-	-	-	-	5.2 24	5.4 23	83.2 16	96.2 13	全3会計	-	-
平塚市	-	-	-	-	5.1 25	5.6 21	16.5 29	28.9 28	全4会計	-	-
鎌倉市	-	-	-	-	3.8 29	4.3 29	56.0 22	67.2 21	全1会計	-	-
藤沢市	-	-	-	-	8.4 15	9.6 ⑬	45.7 24	46.4 25	全3会計	-	-
小田原市	-	-	-	-	12.6 ⑤	12.9 ⑤	90.2 14	115.8 ⑧	全5会計	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	4.6 27	4.7 27	18.1 28	25.3 29	全2会計	-	-
逗子市	-	-	-	-	4.4 28	4.4 28	84.8 15	100.3 12	全1会計	-	-
相模原市	-	-	-	-	5.0 26	4.8 26	41.8 26	33.1 26	全3会計	-	-
三浦市	-	-	-	-	8.3 16	8.4 16	163.7 ③	146.8 ⑤	病院事業会計 他3会計	11.9	26.5
秦野市	-	-	-	-	7.2 17	8.2 17	77.5 17	87.9 16	全2会計	-	-
厚木市	-	-	-	-	5.7 21	5.7 20	55.8 23	63.5 23	全2会計	-	-
大和市	-	-	-	-	8.7 ⑭	10.0 ⑪	58.3 21	63.5 22	全2会計	-	-
伊勢原市	-	-	-	-	6.1 19	7.2 19	94.7 13	84.5 18	全1会計	-	-
海老名市	-	-	-	-	2.7 30	3.2 31	-	-	全1会計	-	-
座間市	-	-	-	-	9.3 ⑫	9.4 ⑭	70.2 19	75.7 19	全2会計	-	-
南足柄市	-	-	-	-	5.7 22	5.1 25	118.5 ⑧	87.3 17	全2会計	-	-
綾瀬市	-	-	-	-	10.5 ⑨	9.7 ⑫	112.3 ⑩	91.1 15	全1会計	-	-
都市平均	-	-	-	-	6.7	7.0	74.2	75.8		11.9	26.5
葉山町	-	-	-	-	2.1 31	1.9 32	4.7 30	4.9 30	全1会計	-	-
寒川町	-	-	-	-	5.4 23	5.2 24	74.4 18	72.5 20	全1会計	-	-
大磯町	-	-	-	-	11.4 ⑧	11.4 ⑥	126.5 ⑥	122.3 ⑦	全1会計	-	-
二宮町	-	-	-	-	5.8 20	5.6 22	123.4 ⑦	92.6 14	全1会計	-	-
中井町	-	-	-	-	13.1 ④	12.9 ④	43.0 25	58.6 24	全2会計	-	-
大井町	-	-	-	-	6.9 18	7.6 18	19.1 27	30.3 27	全2会計	-	-
松田町	-	-	-	-	9.0 ⑬	8.5 15	105.0 ⑪	110.1 ⑨	全3会計	-	-
山北町	-	-	-	-	11.8 ⑦	11.3 ⑦	98.3 12	109.7 ⑩	全2会計	-	-
開成町	-	-	-	-	14.1 ③	15.4 ③	65.1 20	106.6 ⑪	全2会計	-	-
箱根町	-	-	-	-	10.4 ⑩	10.9 ⑧	146.2 ④	159.3 ③	全3会計	-	-
真鶴町	-	-	-	-	12.3 ⑥	10.6 ⑩	179.7 ②	188.7 ②	全2会計	-	-
湯河原町	-	-	-	-	10.2 ⑪	10.7 ⑨	113.1 ⑨	130.1 ⑥	全3会計	-	-
愛川町	-	-	-	-	2.1 32	3.6 30	-	-	全2会計	-	-
清川村	-	-	-	-	0.0 33	1.1 33	-	-	全2会計	-	-
町村平均	-	-	-	-	8.1	8.3	91.5	98.8		-	-
市町村平均 (除政令市)	-	-	-	-	7.6	7.8	84.3	88.4		-	-
全市町村	-	-	-	-	8.7	9.0	98.4	104.5		-	-

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は一で記載している。

注2 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

注3 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

注4 資金不足比率の欄には資金不足比率が発生した会計名を記載している。

注5 平成19年度の横浜市公営企業会計は13会計であった。平成20年度より1会計を公営企業会計より一般会計等に分類し直している。

注6 平成19年度の横須賀市公営企業会計は4会計であったが、平成20年度中に1会計が廃止されている。

注7 順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。なお、同率の場合は本来存在する小数点第2位以下の数値で順位を判定している。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	5.4	74.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.28	18.28	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	10,311,587
	② 一般会計等実質収支	603,595
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	10,311,587
	④ 連結実質収支	1,010,239
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	24,315,636
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,483,571
	⑩ 標準財政規模	10,311,587
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,138,300

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が6億4百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では10億1千万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	620,993	▲ 28,030	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。